官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示（厚生労働三七三）　一
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三七四）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同三七五）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構令和七年度財務諸表、独立行政法人医薬品医療機器総合機構令和七事業年度財務諸表、参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、国立大学法人九州大学参加者事前確認公募、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　五六
会社その他
会社決算公告　六六

法規的告示

○厚生労働省告示第三百七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部～第10部　（略）

第11部　追補⑺

内用薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
イムルリオ錠200mg	200mg１錠	27,551.80
オーゼイフル錠0.5mg	0.5mg１錠	22,773.30
オーゼイフル錠１mg	１mg１錠	22,792.50
オーゼイフル錠２mg	２mg１錠	22,838.80
（は）		
ヒアニュオ錠10mg	10mg１錠	6,941.00
ブメリティカプセル231mg	231mg１カプセル	2,066.00
ブリヌスプリ錠25mg	25mg１錠	24,695.70
（ら）		
ラプシド錠25mg	25mg１錠	929.00
リンヴォック内用液0.1％（１mg／mL）	180mg180mL１瓶	343,101.60

注射薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
イムシブリー皮下注10mg	10mg１mL１瓶	349,863
（さ）		
ステラーラ皮下注45mgバイアル	45mg0.5mL１瓶	211,919
（は）		
ヒブサーゴ皮下注150mgシリンジ	150mg１mL１筒	183,015

外用薬

品名	規格単位	薬価
		円
（は）		
ビレーズトリ14.4エアロスフィア56吸入	56吸入１キット	4,936.40
ビレーズトリ14.4エアロスフィア120吸入	120吸入１キット	10,505.00

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部～第10部　（略）

（新設）

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アナキンラ製剤 セトメラノチド酢酸塩製剤 ベピロビルセンナトリウム製剤	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アナキンラ製剤 （新設） （新設）

附　則

この告示は、令和八年十月十四日から適用する。

○厚生労働省告示第三百七十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月十四日から適用する。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド―１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI_2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド―１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI_2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス

コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びペピロビルセンナトリウム製剤

二　（略）

コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤

二　（略）

○厚生労働省告示第三百七十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード		
（略） 470から512まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）ベクチビックス、ルテチウム（177Lu）オキソドトレオチド、ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）ベクチビックス、デュロバルマブ、デュルバルマブ、タルラタマブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ、アミバンタマブ、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、ポルセルチニブ、ポルセルチニブ（遺伝子組換え）、トラスツズマブ デルクステカン、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ、セリチニブ、エヌトレクチニブ、チオテパ、カプマチニブ（遺伝子組換え）、カプマチニブ塩酸塩、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロテクチニブ、レルトリシブ、レルトリシブ塩酸塩、ソンゲルチニブ、ソンゲルチニブ塩酸塩、オシメルチニブ、オシメルチニブ塩酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ダブラフェニブメシル酸塩、トラメチニブ、トラメチニブジメチルスルホキシド付加物、ゲフィチニブ、アファチニブ、アファチニブジマレイン酸塩、ダコミチニブ、ダコミチニブ塩酸塩、カルボプラチン、パクリタキセル、化学療法、放射線療法、0005 なし	（略）		
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略） クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロテクチニブ、レルトリシブ、レルトリシブ塩酸塩、ソンゲルチニブ、ソンゲルチニブ塩酸塩、オシメルチニブ、オシメルチニブ塩酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ダブラフェニブメシル酸塩、トラメチニブ、トラメチニブジメチルスルホキシド付加物あり	（略） 6あり	（略） クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロテクチニブ、レルトリシブ、レルトリシブ塩酸塩、ソンゲルチニブ、ソンゲルチニブ塩酸塩、オシメルチニブ、オシメルチニブ塩酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ダブラフェニブメシル酸塩、トラメチニブ、トラメチニブジメチルスルホキシド付加物あり	（略）
（略）								

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード		
（略） 470から512まで	（略）	（略）	（略）	（略）	なし ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）ベクチビックス、ルテチウム（177Lu）オキソドトレオチド、ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）ベクチビックス、デュロバルマブ、デュルバルマブ、タルラタマブ、ラムシルマブ、ベバシズマブ、アミバンタマブ、アミバンタマブ（遺伝子組換え）、ポルセルチニブ、ポルセルチニブ（遺伝子組換え）、トラスツズマブ デルクステカン、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ、セリチニブ、エヌトレクチニブ、チオテパ、カプマチニブ（遺伝子組換え）、カプマチニブ塩酸塩、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロテクチニブ、レルトリシブ、レルトリシブ塩酸塩、ソンゲルチニブ、ソンゲルチニブ塩酸塩、オシメルチニブ、オシメルチニブ塩酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ダブラフェニブメシル酸塩、トラメチニブ、トラメチニブジメチルスルホキシド付加物、ゲフィチニブ、アファチニブ、アファチニブジマレイン酸塩、ダコミチニブ、ダコミチニブ塩酸塩、カルボプラチン、パクリタキセル、化学療法、放射線療法、0005、0045なし	（略）		
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略） クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロテクチニブ、レルトリシブ、レルトリシブ塩酸塩、ソンゲルチニブ、ソンゲルチニブ塩酸塩、オシメルチニブ、オシメルチニブ塩酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ダブラフェニブメシル酸塩、トラメチニブ、トラメチニブジメチルスルホキシド付加物あり	（略） 6あり	（略） クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カプマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロテクチニブ、レルトリシブ、レルトリシブ塩酸塩、ソンゲルチニブ、ソンゲルチニブ塩酸塩、オシメルチニブ、オシメルチニブ塩酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ダブラフェニブメシル酸塩、トラメチニブ、トラメチニブジメチルスルホキシド付加物あり	（略）
（略）								

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
11	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1445
	ウパダシチニブ水和物（内用液に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1431
（略）		
26	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	473から480まで、488から493まで、499から503まで、505及び510
	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	317、383から385まで、394、395、402、1480、1481、1484、1660、1724、1725、1727、1728、1842及び1843
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	511、512、1688から1690まで、1694、1695、1698及び1699

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
11	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1445
	（新設）	（新設）
（略）		
26	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	473から480まで、488から493まで、499から503まで、505及び510
	（新設）	（新設）
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年９月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	511、512、1688から1690まで、1694、1695、1698及び1699

27	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	894から897まで、901から906まで、909、910、914から917まで、922から924まで及び926から929まで
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1688から1690まで、1694、1695、1698及び1699
（略）		
58	ロペグインターフェロン　アルファ－２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2021、2023、2026及び2027
	ロペグインターフェロン　アルファ－２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2021から2023まで、2026及び2027
（略）		
97	フェニル酪酸ナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1184及び1187
98	ペグセタコプラン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1761から1784まで

27	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	894から897まで、901から906まで、909、910、914から917まで、922から924まで及び926から929まで
	（新設）	（新設）
（略）		
58	ロペグインターフェロン　アルファ－２ｂ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2021、2023、2026及び2027
	（新設）	（新設）
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

99	テモゾロミド（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和８年７月27日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	1622	（新設）	（新設）	（新設）
100	ジロキシメルフマラート（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	234	（新設）	（新設）	（新設）
101	ブレンソカチブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	629及び630	（新設）	（新設）	（新設）
102	イムルネストラントトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1526から1528まで、1537及び1538	（新設）	（新設）	（新設）
103	セバベルチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	477、478、492及び502	（新設）	（新設）	（新設）
104	レミブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1495	（新設）	（新設）	（新設）
105	セトメラノチド酢酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1581及び1582	（新設）	（新設）	（新設）
106	ベピロビルセンナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1193	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この告示は、令和七年十月十四日から適用する。

公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年10月13日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	株式会社ＮＴＴドコモ
本店の所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番１号
登　録　番　号	関東（ク）第160号
営業廃止年月日	令和８年７月１日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年10月13日　　関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	株式会社ＮＴＴドコモ
本店の所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番１号
登　録　番　号	関東（包）第43号
営業廃止年月日	令和８年７月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９２７号
広島市東区牛田旭２丁目19番25―８―402号
債務者　平川　深雪
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　太軸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６９号
広島県東広島市西条町田口125番地25
債務者　藤田　友美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９７号
広島市南区日宇那町21番15号
債務者　吉永　美保（旧姓月成）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　亜矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２号
広島県世羅郡世羅町大字長田1349番地
債務者　福永　典彰
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　益隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４３９７号
大阪府八尾市若林町３丁目202番地の２
債務者　亀井　宏之
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　裕崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９２号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番１―806号、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町竹万2055番地
債務者　川口　瑞貴
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　裕代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３号
兵庫県明石市大久保町駅前２丁目９番地の17ヴァンベール大久保402号
債務者　鈴木マシナリーこと鈴木　迪大
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２３６号
兵庫県姫路市御立中５丁目４番20号ハッピーコート御立Ｂ202
債務者　須永　瑞起
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉谷　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５０号
高知市竹島町50番地８　徳屋アパート西より２軒目
債務者　戸田　恭巳
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　理香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７４号
福岡県嘉麻市上山田992番地２
債務者　上村　　亨
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野真依子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４７５号
熊本市中央区大江１丁目35番１―33号
債務者　森　　美鶴
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１３号
熊本市中央区八王寺町16番３―101号　ハーモニー八王寺Ｂ、転入前住所熊本県人吉市下林町108番地２　シャトルM201
債務者　田畑　暁子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳本　一馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１号
大分県佐伯市春日町２番５号　メゾンマリーヌⅡ　205号、前住所大分県佐伯市駅前１丁目４番19号
債務者　吉田　和弘
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第４０号
鹿児島県枕崎市木場町764番地　フレグランスD101号
債務者　小湊　友樹
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２６０号
沖縄県沖縄市高原１丁目１番６号
債務者　比嘉千恵美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　宗立
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１８９８号
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番１―301号
債務者　中野　将幸
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　悠葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２６号
福島県郡山市方八町二丁目３番10号　パークサイド大内201号、旧住所福島県須賀川市江持字上台320番地６
債務者　石井さくら
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　亜巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３４１号
埼玉県深谷市岡里18番地７
債務者　吉屋　民裕
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１６１４号
横浜市港北区高田東１丁目２番３号
債務者　塩澤　和輝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３４６号
静岡県浜松市浜名区染地台一丁目45番20号　ロイヤルガーデン染地台Ａ202
債務者　長澤　佑亮
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野形　昌三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２２９２号
代替住所Ａ、旧住所鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木1693―１手広団地56―１
債務者　Ａｅｒｉａｌこと　塚越　　瞳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１６号
北海道石狩市樽川３条２丁目45番地　スターヴィレッジＢ203号
債務者　平野　理紗
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　絵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２２９号
横浜市神奈川区入江１丁目33番28号　メルビック入江ビル303号
債務者　小泉　　聡
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５２号
札幌市北区北36条西３丁目３番22―401号
債務者　尾崎　孔映
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　慶如
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６号
青森県十和田市東十四番町４番38号　ひまわり荘Ｄ号室
債務者　金澤　みちる（旧姓齊下）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第６７号
青森県三戸郡五戸町字土井頭２番地６
債務者　神谷　遥
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第１０５号
栃木県足利市福居町413番地２　野上ハイツＢ棟Ａ号
債務者　松﨑　早苗
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　円香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第４９０３号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目12番地２
債務者　片山　利成
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安原由美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８号
長崎県平戸市田平町里免1301番地２　下川アパート111
債務者　田平美智子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和８年（フ）第５６３号
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館401
債務者　柚木　賀智
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　誠人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５号
福岡県直方市大字感田3434番地１　ドミール・ルナＣ－201号
債務者　松島　道春
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１２４号
茨城県北茨城市磯原町磯原2318番地187、前住所茨城県稲敷市江戸崎乙1539番地２　メゾニティ江戸崎202号室
債務者　今川喜久美（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第３１３２号
大阪市住之江区平林南２丁目６番10号　グランビルド平林　５Ｅ
債務者　宮嶋　啓太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原301番地
債務者　世永かな子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木花乃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５３１号
静岡市駿河区南安倍３丁目13番５－４Ａ号
債務者　渡辺　　勇
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木惣一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８５号
愛知県高浜市論地町二丁目２番地220
債務者　コバ先生オンライン×個別コーチングこと　小林　駿太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５３３号
熊本市東区桜木４丁目９番69号
債務者　上田　春樹
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　仁宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５４５号
埼玉県川口市大字安行領根岸205番地の１　セ・レーブルⅠ　303号
債務者　瀬下　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　英功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６２７号
さいたま市南区鹿手袋７丁目５番５－401号
債務者　田邉　拓也
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　勇太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６３８号
埼玉県川口市大字安行領根岸3072番地の３　エスポワールＡ棟－６
債務者　大谷津安代
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６３１号
埼玉県日高市大字梅原158番地29
債務者　佐藤　秀亮
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７５号
埼玉県坂戸市浅羽野三丁目６番地４　ソーレ・リデンテⅡ－203号室
債務者　大平　裕太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　浩紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後３時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１０５８号
京都市中京区西ノ京池ノ内町22番地
債務者　林重製菓本舗こと　林　　健史
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加福　雅和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１１６号
京都市左京区岩倉村松町123番地49
債務者　満田　　豊
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　壽　　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４８３号
熊本県合志市幾久富1909番地886　メゾン武蔵台　101号、前住所熊本市中央区琴平１丁目４番34号
債務者　田尻　祐太
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　袋田　知花
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０２９号
名古屋市中区千代田２丁目20番１号　エスティメゾン鶴舞312号
債務者　塩尻　健太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７６号
長野県岡谷市神明町一丁目４番８号　ロワール神明201号
債務者　本山　　廉
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　久資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第６２号
北海道小樽市緑１丁目９番20―102号　Ｓｏｒｔｅ
債務者　菅原　　淳
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第３１８号
静岡県裾野市御宿684番地の３
債務者　大橋　律子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圓井　花織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４６７号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西151番地１　マンショントラストＡ―203
債務者　福田　正之
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川祐喜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時55分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
山口市吉敷下東１丁目８番５―205号　ヴィラデストⅡ、前住所山口県宇部市大字際波405番地34
債務者　稲葉　弘美（旧姓須賀）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　公哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第５５０号
埼玉県狭山市大字水野495番地の82、前住所埼玉県所沢市西所沢１丁目15番３―909号　Ｎ―ｓｔａｇｅ西所沢
債務者　崎田　陽輝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２７９号
茨城県ひたちなか市幸町４番地19
債務者　根本みと子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　彩香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５２８号
埼玉県春日部市西金野井925番地１、旧住所埼玉県戸田市本町１丁目16番３―202号
債務者　鈴木　美和
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５８９号
埼玉県草加市氷川町761番地８　エクレール202号
債務者　小林美奈子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨永　大右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６３５号
埼玉県越谷市大字大房855番地１　ライオンズガーデン北越谷202号
債務者　土橋　朱里（旧姓谷口）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５１１号
埼玉県ふじみ野市中福岡198番地25
債務者　森　由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増森俊太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４８５２号
奈良県香芝市白鳳台１丁目16番地26、事業所所在地大阪市淀川区西中島１丁目11番23号　ユニティ北川口１階
債務者　レディースクリニックかたかみこと　片上　佳明
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱　　和哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９００号
堺市東区西野292番地１　グリーンハイツ北野田205号
債務者　石本　健二
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４８号
大阪府松原市別所３丁目７番17号
債務者　赤トンボこと　猪俣　義美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６８号
堺市堺区向陵中町４丁４番３号　三国ビル31号
債務者　松井　弘行
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１４３６号
さいたま市中央区八王子４丁目６番19―205号
債務者　瀧澤　　真
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊奈　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６３０号
埼玉県蓮田市椿山３丁目11番４号
債務者　竹田　　徹
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　両川　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２２号
福井県敦賀市昭和町２丁目19番18号
債務者　坪内　志穂
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元山　詩菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３６号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷1274番地１　コーポラス丸善202号
債務者　星　　吉晴
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３７４号
愛知県刈谷市高須町１丁目26番地６　ドエル高須407号
債務者　坂中　保郎
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大見　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１０６７号
京都市南区久世高田町官有地
債務者　内山　祐二
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　まい
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５３１号
埼玉県八潮市大字古新田203番地
債務者　勝田　朗康
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　雅晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５６６号
埼玉県草加市手代３丁目21番19号　シティパレス103号
債務者　中嶋　祐太
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂上航太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７０４号
埼玉県川越市大字的場1831番地１　（ヴァンベール105号室）、前住所埼玉県川越市岸町２丁目31番地41　（キャロットハウス岸町211号室）
債務者　斎藤　勇輝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１９９４号
横浜市保土ケ谷区帷子町２丁目106番地４　202号
債務者　市川　昌廣
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９５号
横浜市保土ケ谷区帷子町２丁目106番地４　202号
債務者　市川　咲子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６号
北海道苫小牧市桜木町３丁目12番14号　エルム桜木Ⅰ　101
債務者　濱野　　豊
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角　　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第９０８号
札幌市白石区菊水３条１丁目２番14―101号
債務者　加藤　宏美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３３号
札幌市中央区南７条西６丁目７番地16　第81松井ビル1106号
債務者　泉　喜和子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０８号
札幌市中央区南24条西14丁目３番１号　ロジュマンフジ501号
債務者　渋谷　信彦
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６３７号
札幌市豊平区平岸３条４丁目６番18号　ピアス平岸101号
債務者　斉藤　法華
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９１号
札幌市北区新琴似１条２丁目６番８号　コーポ広瀬203号
債務者　槇　　行則
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１０号
札幌市中央区南６条西11丁目1284番地20
ウィンザーパーク南６条501号
債務者　川澄　淳子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１５号
札幌市豊平区中の島２条８丁目１番７号　モンレーヴVI206号室、住民票上の住所北海道岩見沢市北本町東８丁目２番１号　鉄北ハイツ２号室
債務者　齋藤　寧々
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４５号
札幌市豊平区平岸１条13丁目５番25―302号
債務者　一木多恵子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６１号
札幌市中央区南17条西８丁目１番20号　パルコート山鼻205号
債務者　丸山　吉夫
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９５号
北海道北広島市里見町２丁目５番地９
債務者　根津　昌浩
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０４号
札幌市中央区南15条西16丁目１番42―303号
債務者　最上　麗沙
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１６号
札幌市白石区川下2576番地６　三心館
債務者　平間　康基
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２２号
札幌市東区北16条東１丁目２番20―305号
債務者　小野　智久
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３３号
北海道石狩市花川北６条２丁目20番地　マンションえむずＣ201号
債務者　阿部　　遥
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４２号
北海道千歳市日の出３丁目11番８号　パレスサンコート201号
債務者　遠藤由紀雄
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０１号
札幌市豊平区美園４条１丁目４番９―102号
債務者　千代谷　空
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市啓北町２丁目３番19号　マンション菅原１階左
債務者　山本　　工
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２１０号
釧路市昭和町３丁目11番25号
債務者　松本　光代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
群馬県前橋市広瀬町２―４―19、住民票上の住所群馬県前橋市天川原町二丁目36番地４
債務者　大橋麻衣子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７８号
群馬県館林市松原一丁目21番10号　松原ニューハイツ―503
債務者　福田久仁江
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第２１４号
群馬県藤岡市神田139番地１
債務者　飯嶋　健一
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２１５号
群馬県藤岡市神田139番地１
債務者　飯嶋　未来
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１５６１号
さいたま市西区三橋５丁目1052番地１　ガーデン瀬里奈103
債務者　成瀬　悠華
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６４２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目13番24号
債務者　髙橋　謙治
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８５号
さいたま市見沼区大字蓮沼803番地６　エステートピアＫＫハイム103、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸280番地３　サンハイツ八幡Ｄ－101
債務者　堀間由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４１２号
千葉県柏市南増尾４丁目２番24号　ウェルサンライズ柏、申立時の住所埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1089番地　八潮病院内（申立時の住民票上の住所）埼玉県川口市大字榛松599番地　サンライズ川口
債務者　忠鉢　泰如
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
埼玉県越谷市南町３丁目17番19号　彩光荘101
債務者　大沼　正勝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
埼玉県所沢市大字荒幡59番地の６　パームハイツ103
債務者　陸　　根植
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１７４号
埼玉県所沢市大字荒幡59番地の６　パームハイツ103
債務者　前森恵美子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７８号
埼玉県狭山市大字東三ツ木108番地の１　シャトル新狭山116
債務者　松田　秀明
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６５０号
埼玉県川越市大字安比奈新田256番地17
債務者　樽角ふき子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７４号
埼玉県入間市久保稲荷２丁目６番地６　クラヴィエ103
債務者　佐々木憲一
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８２号
埼玉県川越市脇田町28番地10　（エマーユ川越脇田407号室）
債務者　島田　　洋
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８７号
埼玉県川越市月吉町９番地７　（月吉町北団地Ｋ１号棟607号室）
債務者　中村　晴信
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１８号
埼玉県入間市大字南峯358番地１　グリーンピアＡ102
債務者　松本　志苑
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２８９号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目24番地３　福寿庵
債務者　松本　孝子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３１６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3513番地８　ハイツポピーＡ棟103号
債務者　鈴木　優雅（旧姓波田野、市川）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３２４号
埼玉県大里郡寄居町大字露梨子290番地15、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字富田2934番地２
債務者　上島　　晃
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３４３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3295番地７
債務者　松永　純佳
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７６１号
横浜市港北区高田西４丁目３番７－Ａ102号
債務者　長谷川千津
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４８号
横浜市青葉区美しが丘５丁目10番地４　エルドラド314
債務者　木村　モモ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８４号
横浜市港北区綱島東３丁目５番61号　ヴァーゴ・イースト（Ｋ）101号
債務者　渡邊　裕輝
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２３号
横浜市南区中里４丁目24番６号　第３丸福荘201
債務者　太田美智江
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８３号
神奈川県藤沢市石川５丁目35番地の13　メゾンエルピーダ湘南102
債務者　石川悠梨彩
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０３４号
神奈川県大和市南林間２丁目15番26号　サンガーデン202
債務者　川邉　　桜
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０５７号
横浜市南区南太田４丁目14番５号　サンクレール横浜Ｂ棟103
債務者　佐藤　未来
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０８０号
横浜市緑区青砥町1140番地18　サニーハイツＢ棟201号
債務者　山木　万実（旧姓関根）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１１５号
代替住所Ａ（旧住所　千葉県船橋市三咲７丁目28番16号）
債務者　樋口　紗蘭
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１２２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ23棟502号
債務者　山川　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１８４号
横浜市神奈川区羽沢町984番地　サンハイツ羽沢２棟401号
債務者　山崎　園子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２１３号
横浜市瀬谷区中屋敷３丁目11番地１　ファミリーイン瀬谷
債務者　大野　君子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２２５号
神奈川県大和市上草柳３丁目５番18号　エスポワール雅102
債務者　今野　文雄
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２７８号
横浜市鶴見区生麦５丁目20番25―506号
債務者　関　　勝哉
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３５８号
神奈川県海老名市中野１丁目７番41―301号
債務者　飯泉　貴子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３６７号
横浜市泉区中田東１丁目22番16号　サニーヒル21　201号
債務者　喜多由美子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５６号
川崎市麻生区片平４丁目２番16号　フォレスト柿生　101
債務者　本村志津香
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６９３号
川崎市川崎区榎町９番20―202号
債務者　畠山由美子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６９８号
川崎市宮前区神木本町１丁目22番４号
債務者　市川　　勉
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７１３号
川崎市多摩区菅１丁目８番29号　フェルミエ102
債務者　中村　悠真
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７２８号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1525番地　コーポ山王　205
債務者　鈴木　森介
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７５７号
川崎市高津区新作３丁目13番３―505号　新作住宅
債務者　田中なぎさ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６０号
川崎市宮前区有馬６―７―29第二すみれハイツ202号、住民票上の住所川崎市宮前区南野川１丁目31番５―102号　クレストフォルム鷺沼南
債務者　佐藤　拓実
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４８５号
相模原市中央区淵野辺３丁目18番４―104号
債務者　五味渕義高
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４９０号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目６番４号
債務者　森山　　亮
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４９１号
相模原市中央区淵野辺本町５丁目６番４号
債務者　森山　ケヱ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３２３号
静岡県伊豆市加殿75番地の１　大見アパート２号
債務者　髙橋　　敏
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
京都府福知山市石原５丁目67番地
債務者　冨川　直都（旧姓坂井）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第６３号
兵庫県西脇市富吉南町249番地の12県営住宅111号
債務者　十二　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第４４号
和歌山県西牟婁郡白浜町中435番地の６
債務者　井奥　貴子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第１１１号
山口県下関市宝町２番８号　ビレッジ宝町Ａ102号
債務者　脇　　英樹
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
香川県高松市太田下町1699番地１　サンビオーズ太田203
債務者　池野　早紀
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３７号
香川県高松市国分寺町国分523番地１　ＳＥＴＴＬＥハバラ203
債務者　野上　健志
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６号
福岡県八女市黒木町鹿子生1700番地、1701番地、住民票上の住所福岡県八女市立花町山崎2046番地13
債務者　中村　智美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

破産手続廃止

令和８年（フ）第３０号
東京都杉並区天沼１丁目39番５号　イトウハイツ　202、前住所栃木県宇都宮市横田新町17番３号　アールベール201
破産者　酒井　　理
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４４３号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目３番３号　ル・ジャルダン・アムールⅡ103
破産者　望月　　隆
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３６号
静岡県袋井市堀越735－９
破産者　合同会社ＧＴＦ
１　決定年月日　令和８年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和６年（フ）第２３３８号
福岡市南区大橋一丁目８番18号
破産者　医療法人倉員皮膚科医院
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第６６号
福岡市西区西都２丁目14番８号
破産者　木塚　充晴
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４５９号
福岡市南区塩原４－４－22太浩ビル201号
破産者　株式会社九健堂
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５７号
北海道北広島市西の里東４丁目11番地10
破産者　光源舎オートプロダクツ株式会社
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２８５号
群馬県富岡市黒川714番地１
破産者　株式会社大成商会
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第２４５０号
大阪市中央区西心斎橋１丁目５番12号　心斎橋アーバンライフ1006
破産者　仲谷　嘉晃
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９６号
広島市安佐南区東野２丁目12番19―７号
破産者　株式会社ヤマエース産業
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０号
青森市佃二丁目４番10号サンハイツ今105号
破産者　株式会社三繋根
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第８９号
新潟県上越市新光町三丁目16番２号
破産者　株式会社Ｊ．フロンティア
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

令和６年（フ）第９９号
新潟県上越市新光町三丁目14番27号
破産者　有限会社信栄自動車
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３０７４号
東京都港区北青山２丁目７番28号
破産者　ケイ・ワン・ヒルズ株式会社
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７５号
埼玉県所沢市美原町３丁目2971－３－103
破産者　高松　健二
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６８４号
北九州市小倉南区八重洲町７番３号
破産者　エイトフォース株式会社
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６８５号
北九州市小倉南区八重洲町７番３号
破産者　株式会社幸屋（旧商号　株式会社クラモト技工）
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１８６２号
札幌市中央区南１条西５丁目８番地　愛生舘ビル２階
破産者　株式会社Ｎ－ＣＯＮＣＥＰＴＩＯＮ
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３１号
札幌市白石区菊水５条１丁目４番５号３階
破産者　株式会社北陽コーポレーション
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６９号
横浜市中区小港町１丁目１番２－５－1103号
破産者　有限会社高橋義和制作室
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第５号
茨城県日立市久慈町一丁目10番15号
破産者　マルナカ水産株式会社
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

令和６年（フ）第２１１４号
埼玉県川口市東領家四丁目18番１号
破産者　太陽工業有限会社
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２３５３号
東京都中央区銀座一丁目22番11号銀座大竹ビジデンス２階
破産者　合同会社Ｂｒａｎｄ　Ｃｈｕｌｉｅ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６８１７号
東京都足立区竹の塚２丁目５－８　第一浜傳コーポ203
破産者　齋藤　正美
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７０６号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目32番４号　パームヒルズ代官山２Ｆ
破産者　株式会社Ｆ２Ｈ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９６０号
静岡県沼津市寿町23番１号
破産者　株式会社フーディアム・インターナショナル
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３６７号
静岡県沼津市寿町23番１号
破産者　株式会社直信
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３６８号
静岡県沼津市八幡町129―401、破産手続開始決定上の住所静岡県沼津市新宿町８－７－101
破産者　三木　信治
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３９号
岐阜市城田寺鎌磨2988番地の１
破産者　美濃瓦協業組合
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第４４４０号
大阪市淀川区西中島６丁目１番15号
破産者　株式会社田部井デザイン
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６５７号
広島市西区己斐上１丁目12番43号
破産者　有限会社大誠管理
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６０号
山口県防府市新橋町14番27号
破産者　防府構内タクシー株式会社
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８８号
仙台市宮城野区中野一丁目８番地の３ピースワン福室101
破産者　株式会社あんふあんて
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３２９号
埼玉県熊谷市板井1240番地３
破産者　農事組合法人埼玉県産直協同
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第６８号
埼玉県熊谷市三ケ尻1447番地
破産者　吉田精機有限会社
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４７５号
東京都八王子市片倉町1730番地１ガーデンスクエア片倉102号
破産者　高　優梨香
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８５号
東京都青梅市新町８丁目10番地の８新町ハイツ204
破産者　野木　勝一
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２０号
東京都小金井市貫井南町５丁目１番19号ハイム・アネックス205
破産者　川尻慎太郎
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１７７号
岐阜県養老郡養老町下笠1405番地
破産者　有限会社ブロメリア・ギフ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目11番６号
破産者　合同会社Ｂフロント
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第３１号
青森県十和田市西二十二番町48番13号　若葉団地２号
破産者　野田頭　正季
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第４０号
青森県十和田市東二十二番町７番32号　三木荘16号
破産者　長谷地　義明
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和７年（フ）第１２号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2250番地の４Ｋ113
破産者　前田　直樹
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第１５８号
北九州市小倉南区南方３丁目17番５―201号、前住所北九州市小倉南区蜷田若園３丁目１番３号（110）
破産者　Ｊ．Ａ．Ｓ．Ｈこと　波多野翔太
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２３７号
北九州市戸畑区小芝１丁目７番８号
破産者　馬場　良二
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２３８号
北九州市戸畑区小芝１丁目７番８号
破産者　馬場麻奈美
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３６２号
北九州市八幡東区帆柱１丁目８番10号
破産者　村上　一伸
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４７３号
北九州市若松区本町３丁目５番13―605号
破産者　高橋　幸恵
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５６３号
北九州市小倉北区田町17番７―202号
破産者　久目形摩耶
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３７号
仙台市宮城野区蒲生字鍋沼８番地の１　ｙｕｉ101
破産者　穂園　元樹
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６７０号
仙台市泉区八乙女中央３丁目11番19号　アップルハウス八乙女２―103、従前の住所横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港５号棟1103号室
破産者　高橋　義和
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６号
茨城県日立市久慈町１丁目10番15号
破産者　仲田　忠弘
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第７５号
茨城県日立市若葉町１丁目２番12号
破産者　小澤　怜央
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１３０号
群馬県高崎市大橋町76番地１　ゴールドクレイ北高崎203号
破産者　佐々木俊憲
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１３４号
群馬県高崎市石原町1235番地16
破産者　原澤奈津子
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第２３５４号
福岡市東区香椎照葉４丁目２番２―509号セントラルパーク香椎照葉弐番館、旧住所さいたま市西区三橋５丁目1046番地３　フィオレンティーナ101
破産者　羽中田　瑛（旧姓四辻）
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６０４号
さいたま市南区太田窪２丁目１番７―１号　フォレストメゾン浦和207
破産者　成澤　　葵
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６５１号
さいたま市西区大字指扇982番地12
破産者　小森　大輔
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７６５号
埼玉県川口市上青木６丁目10番５号　メゾンド上青木205号
破産者　清水　壯馬
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６４号
埼玉県和光市白子１丁目11番３号　ヴィラパーティス203
破産者　河田　　史
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９０６号
埼玉県蓮田市上２丁目９番32号　グリーンハイツ101号
破産者　大浦　直路
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５１０号
横浜市鶴見区市場上町４番10号　カーサ市場上町203
破産者　吉田　将博
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６４号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1211番地　レオネクストグリーンベル203
破産者　愼　　昌友
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６７７号
静岡県牧之原市細江2234番地１　リンピアＥＡＳＴ　301、旧住所静岡県藤枝市高洲59番地の39
破産者　大橋　徹也
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７２５号
静岡市清水区半左衛門新田138番地の１　ウィルモアＡ202
破産者　望月　理花
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３１７号
静岡県焼津市石津中町21番地の４　アレグリーア303
破産者　望月　美里
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９号
兵庫県西宮市門前町14番９―403号、前住所神戸市東灘区御影塚町３丁目５番18―209号
破産者　ステーキハウスクレイジービーフことのぼる精肉店こと　村上　和仁
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２６０号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目６番26号稲野テラスハウス３号室
破産者　保科　和彦
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２６４号
兵庫県尼崎市田能３丁目６番３―302号
破産者　長谷　加代
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３１３号
兵庫県西宮市上大市３丁目５番９―106号
破産者　村田　敬祐
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１０７号
岡山県津山市山方414番地
破産者　矢野　　努
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第７号
岡山県津山市東一宮５番地６　レオパレスアミルⅡ　202号室
破産者　山本　　潤
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第３５７号
広島市中区南千田西町９番41―611号
破産者　清水　芹奈
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６５８号
広島市西区己斐上１丁目12番43号
破産者　村上　継則
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８５号
広島市中区江波南１丁目10番21―201号　グランドヒルズたくみ
破産者　丸山　貴光
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２号
広島県福山市引野町三丁目28番３―802号
破産者　髙橋真樹子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１２号
山口市阿東生雲東分937番地２
破産者　金子　時枝
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５４号
山口県防府市牟礼今宿１丁目10番48号　ハイツ泉１―Ｂ号
破産者　三戸　健志
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７３号
福岡県みやま市瀬高町下庄244番地１、住民票上の住所山口市宮野下2883番地７
破産者　Ｔｒｉｏ．ｍｎｔこと　金子真由美
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７０号
愛媛県松山市松末２丁目17番17号　シティーハイツミトモ206号
破産者　神尾　常二
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３０号
愛媛県西条市神拝乙127番地23　フィネス御殿前通り306、開始決定時の住所愛媛県松山市土居田町636番地１　グランドアーク土居田102号
破産者　山内　華奈
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９０号
愛媛県松山市南斎院町946番地１　シャルル南サヤ201号
破産者　武智　朱美
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７９９号
熊本市中央区水前寺３丁目17番６号
破産者　富安慎太郎
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２８９号
仙台市宮城野区中野１丁目８番地の３　ピースワン福室101
破産者　小松　容子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
仙台市宮城野区栄４丁目16番13号　レジデンス結城102
破産者　菅沼　　舜
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４２４号
仙台市青葉区中江１丁目23番４号
破産者　前野　春香
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２９号
仙台市泉区泉中央３丁目30番地の２　ＢＩＬＬブラウ303
破産者　有馬　明輝
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５３６号
仙台市青葉区吉成台１丁目９番12号　ベルクレール102
破産者　内館ちか子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５５３号
宮城県塩竈市南錦町11番45号
破産者　北川　智宏
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５６５号
仙台市宮城野区幸町２丁目５番35―401号、従前の住所仙台市太白区中田町字二軒橋25番地の１　ラ・トゥール603
破産者　高橋　秀彦
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６０４号
仙台市太白区若葉町11番２号　ニューリーブスＡ201
破産者　熊谷七海渡
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３５号
仙台市太白区南大野田35番地の17　ルミエールコートＶ―108
破産者　青木　亮太
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６６２号
仙台市宮城野区原町３丁目５番20―301号
破産者　野村　亮太
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３５号
山形県鶴岡市大部町３番８号、前住所千葉県習志野市屋敷３丁目５番14号　ルミエール大久保202号
破産者　千代森　聖
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３９号
山形県鶴岡市宝田二丁目９番86―13号
破産者　新舘　聖彦
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第７４２号
神奈川県大和市深見西２丁目３番６号　サンクレスト大和Ⅱ―101号
破産者　佐々木大地
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１号
神奈川県平塚市公所468番地の１　ファミーユ吉野202号
破産者　大木　　翔
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２７６号
神奈川県伊勢原市岡崎6901番地の８　エクセルＭＩＴＡＫＥ201号
破産者　下山　智史
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２０９号
新潟市西区内野西が丘３丁目８番19号
破産者　横堀　定雄
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
新潟市中央区紫竹１丁目13番４号　エイムアイランド102号、前住所新潟市中央区山二ツ５丁目６番５号
破産者　松平　　葵（旧姓河内）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
新潟県五泉市南本町１丁目４番６号
破産者　髙橋　純子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１２号
新潟市中央区南笹口１丁目８番25号　Ｆｌａｔ新潟駅南Ｓｏｕｔｈ401号、前住所茨城県土浦市田中３丁目１番６―405号　メゾン・ド・桜
破産者　吉澤　祐二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２０号
新潟市秋葉区金沢町１丁目３番14―１号
破産者　澤田美香子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
新潟県長岡市中沢１丁目109番地　ミーテＥ号室
破産者　青木　純子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
新潟県柏崎市穂波町６番36号
破産者　髙橋　　尊
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４４号
石川県小松市軽海町ラ105番地１、従前の住所石川県小松市軽海町ソ58番地１
破産者　山口　春奈
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第３５号
岐阜県大垣市林町７丁目772番地４
破産者　深谷　明美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５８号
岐阜県不破郡垂井町2116番地の１　ビレッジハウス垂井３棟203号、前住所岐阜県不破郡垂井町宮代2279番地の１
破産者　旬味旬菜なかむらやこと　中村　　誠
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５９号
岐阜県大垣市万石１丁目24番地１　サンライトセクションＡ　201号
破産者　佐藤　健二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１２号
岐阜県高山市西之一色町二丁目121番１号　ダイナム岐阜高山店駐車場内５号棟201号室、破産手続開始時住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂710―62　ホテル穂高（住民票上の住所）愛知県名古屋市名東区若葉台111番地　グリーンバレー３Ｃ号
破産者　焼肉酒房極こと　宮下拳史郎
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和７年（フ）第７９７号
静岡市葵区安東１丁目２番３号　マロンコート安東105
破産者　田中　晴男
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３号
静岡市葵区下99番地、旧住所横浜市緑区鴨居５丁目28番７―103号
破産者　稲葉　光紀
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０５号
静岡市清水区駒越中２丁目20番10号
破産者　岩品　　建
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１０９号
鳥取県倉吉市堺町２丁目938番地
破産者　若　　正行
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３号
島根県出雲市大塚町1150番地　ＣＨＡＣＯ’Ｓ　ＨＯＵＳＥ―203
破産者　原　　郁
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第２６号
島根県出雲市斐川町神氷2497番地１
破産者　樋野　真弓
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第１１７８号
広島県東広島市西条町寺家6506番地３ヴェルディ西条テラス1004号
破産者　天満　沙苗
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１２６６号
広島市東区曙１丁目１番11―203号、開始決定時の住所広島市南区青崎２丁目19番１―332号
破産者　後藤　祐輔
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４６６号
北九州市戸畑区中原西２丁目４番３―306号、前住所北九州市小倉北区高峰町７番12―103号
破産者　春本　　愛
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２２号
北九州市小倉南区南方４丁目８番４号（B201）
破産者　春本工業こと　春本　将志
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第６１７号
福岡県遠賀郡水巻町二東３丁目８番12号
破産者　がんばれ日本こと　松岡しのぶ
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第４７号
山形県鶴岡市羽黒町十文字字十文字150番地、開始決定時の住所山形県酒田市若宮町２丁目20番１号
破産者　佐藤　茂人
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第５号
岐阜市鏡島西１丁目９番39号、前住所岐阜市本荘1941番地67
破産者　松下　幸夫
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第１８７号
山口市朝倉町５番１号　アール・グレイＡ棟104号、前住所山口市下小鯖1330番地22
破産者　青木　敏寿
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１５号
山口県宇部市亀浦５丁目４番７―７号、開始決定時の住所山口県宇部市大字妻崎開作2046番地12
破産者　土井　　学
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

令和５年（フ）第１４４号
宮崎県都城市志比田町4982番地１　リアンミルペ108号室
破産者　濵田　光明
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１０３９号
宮城県岩沼市中央４丁目８―49　スタンフォードブリッジ103、従前の住所宮城県岩沼市土ケ崎一丁目６番38―101号
破産者　川内真実子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２８８７号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目５番３号
破産者　島村　建人
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９１０号
神奈川県綾瀬市落合南４丁目６番３号　アムール長坂弐番館201
破産者　中村　　淳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３２６５号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地410　リリ西軽井沢Ａ202号室、開始決定時の住所横浜市磯子区汐見台３丁目５番地１3501棟142号
破産者　田口　裕加
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６４号
岐阜県不破郡垂井町1433番地の４、開始決定時の住所岐阜県大垣市長松町1039番地４
破産者　島岡　直輝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第１２９号
鳥取県米子市和田町3197番地16
破産者　一川喜美子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第５２号
島根県松江市八束町波入2417番地４、居所代替居所Ａ
破産者　門脇　　新
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和６年（フ）第８５号
島根県出雲市本庄町603番地
破産者　アトムジオプランこと　松浦　輝幸
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第７４号
島根県出雲市湖陵町板津258番地
破産者　岡田　尚博
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第１５号
徳島県三好郡東みよし町昼間766番地４
破産者　坂部　浩紀
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

免責許可決定

令和８年（フ）第３９４号
兵庫県芦屋市春日町15番５―702号
破産者　片渕　真希
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４０６号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目19―28　Ｂ―101号、住民票上の住所大阪府八尾市沼１丁目68番地の65　朝日プラザシティ八尾南２番館1012号
破産者　山元大二郎
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４１２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目28番８号　フェリーク　101号
破産者　亀田　清子
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目17番17―302号
破産者　福井　英雄
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４５０号
兵庫県芦屋市楠町２番８号
破産者　松岡　美香
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４６４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―1128号
破産者　林　　律子（保佐人　林望生）
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４６８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目14番３号　フローネ　202
破産者　田邊　楽朗
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７３号
兵庫県西宮市両度町３番３―1406号
破産者　小田　　登
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７４号
兵庫県西宮市両度町３番３―1406号
破産者　小田　孝子
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１２号
奈良県吉野郡下市町大字阿知賀640番地
破産者　上西　友理
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第１３号
奈良県吉野郡大淀町大字比曽342番地の１　比曽第三町営住宅第303号、前住所奈良県吉野郡大淀町大字越部1337番地の５
破産者　中山　　博
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第８３４号
札幌市白石区米里５条１丁目12番８―201号
破産者　金木　祐太
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０２号
札幌市中央区北２条東13丁目１番地１　プライムコート407号
破産者　山田　浩史
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１７２号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番34―303号
破産者　伊勢谷凌太
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２８２号
北海道江別市あけぼの町９番地　Ｉ２―10
破産者　山之内英一
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５８号
札幌市中央区南２条西19丁目291番地　南２条マンション105号
破産者　中田　和宏
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７０号
札幌市東区北17条東18丁目２番16―203号
破産者　鈴木　敏彦
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３７８号
札幌市中央区南19条西12丁目１番２―206号
破産者　山内　良祐
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８号
北海道苫小牧市木場町３丁目４番15号　コーポふじ１階左
破産者　高野　康子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第９０号
北海道苫小牧市光洋町２丁目１番７―103号、前住所北海道苫小牧市日吉町１丁目７番４―104号
破産者　白戸　美穂
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第９８号
北海道苫小牧市ウトナイ南２丁目１番８号ウトナイ病院、前住所北海道千歳市富丘１丁目33番25号富丘ハイツＫ201号
破産者　天野　恭輔
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１７８号
群馬県高崎市緑町一丁目22番地７　パークハイツオサカベ103号
破産者　塚越　明彦
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第７４１号
さいたま市岩槻区大字小溝112番地９　安齊方
破産者　荒井　敏昭
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１２９号
埼玉県桶川市大字坂田1594番地の25
破産者　近野　有希
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１３０号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　２―304
破産者　浅見　信弘
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６１号
埼玉県川口市並木４―４―13　ＭＡＸＩＶ川口並木403、住民票上の住所埼玉県所沢市大字下安松1026番地の30
破産者　畠山美有紀
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１８１号
埼玉県新座市野火止五丁目６番17号　ハイムタナカ103号室
破産者　堀内　清久
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１８２号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟224号
破産者　石川　時子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９２号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇2193番地４
破産者　中田　隆汰
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９３号
さいたま市見沼区大字大谷1822番地２　大宮七里住宅２―204
破産者　車田　四郎
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２０８号
埼玉県幸手市北１丁目14番19号
破産者　横井　裕司
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２２３号
埼玉県蓮田市藤ノ木４丁目141番地　ハックベリーズ202号
破産者　北虎　眞弓
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３３号
埼玉県新座市野寺二丁目３番27号、旧住所埼玉県朝霞市宮戸１丁目５―74　クレイノエカヒ106号室
破産者　小野　駆流
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３９号
埼玉県久喜市栗橋東６丁目７番13号
破産者　青木　愛子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４２号
埼玉県蓮田市東１丁目５番８号
破産者　本橋　祥子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４５号
埼玉県加須市礼羽172番地１　101
破産者　原田　有紀
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２７号
さいたま市西区大字水判土425番地４
破産者　横田　未来（旧姓松山）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３５号
山梨県富士吉田市富士見２丁目４番４号
破産者　高根　紘奈
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
岐阜県各務原市神置町３丁目91番地　ハピネスちくさ205号、住民票上の住所岐阜県各務原市下切町１丁目14番地
破産者　仙石　裕佳
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２５６号
岐阜市日置江2474番地２（フィオーレ青木Ｃ棟　102号室）
破産者　木場あかね
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２８７号
岐阜県本巣市仏生寺451番地１
破産者　鵜飼　清子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５０号
岡山県久米郡美咲町飯岡327番地、前住所岡山県久米郡美咲町藤原125番地10
破産者　片山　理絵
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第３４号
香川県高松市由良町991番地３
破産者　諏訪　達也
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３９号
福岡県飯塚市伊岐須811番地３　メゾン山美Ⅱ29号室
破産者　藤本　輝行
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４９号
福岡県飯塚市花瀬125番地26　花瀬ヒルズマンション804
破産者　西原　優斗
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５７号
福岡県飯塚市川津405番地６ニューリバー飯塚107
破産者　橋村　師弘
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第６１号
福岡県飯塚市柏の森13番地132
破産者　渡辺　正廣
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４０号
福岡県柳川市筑紫町108番地２　荒巻アパートＤ棟102号
破産者　藤丸　幸徳
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６４０号
北九州市八幡西区紅梅１丁目３番１―502号
破産者　熊谷はるか
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４１号
鹿児島県奄美市名瀬入舟町２番２―407号
破産者　朝日るり子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第３３号
沖縄県名護市字真喜屋794番地　真喜屋第三市営住宅Ｂ棟　203号
破産者　知念　祐加（旧姓　新里）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第３９号
沖縄県名護市大東二丁目９番12―202号　ＲＹＵＰＯＮ名護
破産者　金城　明美
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第２５２号
北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡284番地１　豊岡高台団地Ｂ―54号室
破産者　森山　裕美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２８１号
函館市西旭岡町２丁目52番地３　道営75棟302
破産者　工藤　秀彦
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９６号
函館市田家町12番11号　きずな田家10号
破産者　半田　道弘
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９９号
函館市湯浜町５番15―４号
破産者　澤口　亜希（旧姓住吉、荒巻）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０９号
函館市深堀町31番13―１号　ルケレス深堀101
破産者　葛西　聖子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１２号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目13番26号　リバージュワジマ102
破産者　飯田　　恵
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２１号
函館市湯川町１丁目31番１号　社会医療法人函館博栄会函館渡辺病院、住民票上の住所函館市港町１丁目33番20―Ｂ６号　ピアポートシーサイド
破産者　奥野　弘貴
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２３号
函館市深堀町28番６号　メゾンＳＴ　202
破産者　水上　克則
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２７号
函館市海岸町９番18―202号
破産者　目谷　晴斗
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３０号
北海道北斗市追分５丁目３番13号　介護老人保健施設やわらぎ苑上磯（住民票上の住所）
北海道上磯郡知内町字小谷石94番地
破産者　村上　正人
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１６１号
釧路市川端町３番22号　第三睦マンション３号室、前住所釧路市新橋大通５丁目２番11号　タテヤマビル１
破産者　日野由加利
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９号
青森県三沢市松園町２丁目５番30号　第一松園団地２号棟58―２―303
破産者　髙松　輝美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第１０５号
山形市長町１丁目９番65―202号　リバーサイド長町
破産者　奥山　涼華
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２８号
山形市長町１丁目16番99―５号
破産者　池田　政信
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２９号
山形市長町１丁目16番99―５号
破産者　池田　幸子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８６号
福島県田村市常葉町常葉字坂ノ下13番地
破産者　白岩　厚子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８０号
茨城県日立市十王町伊師3935番地３
破産者　荒蒔かれん
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１９６号
茨城県土浦市北荒川沖町17番６号　うづら荘Ａ―203、前住所茨城県つくば市春日２丁目26番地２　苅間ハイツＤ棟206号
破産者　長谷部　充
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０１号
茨城県土浦市烏山四丁目1922番地25
破産者　大和田　勉
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第４１９号
埼玉県ふじみ野市上福岡三丁目４番10―103号
破産者　村上　亮平
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４５７号
埼玉県入間市大字仏子1035番地１　ＬＭ３―101
破産者　佐藤　大輔
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４８５号
埼玉県日高市大字中鹿山502番地11
破産者　澤内　光騎
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０７号
埼玉県日高市大字原宿173番地４　グランデ・カーサＥ　103号室
破産者　山崎　裕一
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５１３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区20棟204号
破産者　石川はつ子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５１９号
埼玉県所沢市大字北秋津257番地の２
破産者　鈴木　祐亮
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２０号
埼玉県川越市大字砂新田369番地45　（エクレール新河岸205号室）
破産者　酒井　一憲
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２１号
埼玉県川越市大字砂新田369番地45　（エクレール新河岸205号室）
破産者　芹川まゆみ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２２号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目12番地18リュミエールみずほ台103
破産者　ウチダ　ビオレタ　ダカロース
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２５号
埼玉県入間市東藤沢５丁目29番８号　ヴィラパルステージⅡ101
破産者　角張有希菜（旧姓友寄）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２６号
埼玉県飯能市美杉台３丁目１番地７
破産者　中嶋　愛子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２８号
北海道札幌市豊平区美園３条２丁目２番21号グレイスハイデンス303号、破産手続開始時の住所埼玉県坂戸市八幡一丁目10番７号　シティパレス八幡Ⅱ－105号室
破産者　眞尾　千尋
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５３６号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目33番地３　パラドール101、前住所埼玉県富士見市大字水子4978番地１　ｅｎ　ｖｉｌｌａｇｅ　Ｓ－Ｂ
破産者　太田　　理（旧姓伊勢木）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１５５号
神奈川県川崎市中原区新丸子町761番地１エル・グランジュテ武蔵小杉302、破産手続開始決定時の住所東京都調布市飛田給１丁目35番地13米沢ハイツ101
破産者　梶川呼寿真（破産手続開始決定時の姓　米澤）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８７５号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野117番地２
破産者　笠原　信幸
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９１５号
東京都三鷹市下連雀３丁目44番13―501号
破産者　清水　長文
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２３号
東京都調布市小島町２丁目16番地６スターレジデンスＢ203号室
破産者　福永　周大
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６０号
東京都八王子市平岡町11番10号ル・シェール八王子215号
破産者　川野　寧々
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８０号
神奈川県小田原市西酒匂２丁目１番１号　斉藤ハイツＢ－202
破産者　露木　聡史
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１８８号
神奈川県厚木市妻田北３丁目29番13号　第２光ハイツ102
破産者　久下　龍雅
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９１号
神奈川県小田原市扇町５丁目23番16－302号グリーンパレス
破産者　江森　友哉
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２５号
神奈川県小田原市小船80番地の２
破産者　片塩　梨那
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６２号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩678番地59
破産者　天野　嘉昭
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９１号
神奈川県平塚市南原３丁目５番34号
破産者　柳田　幹夫
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３１２号
神奈川県平塚市御殿２丁目10番10号
破産者　津村　静子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２１号
神奈川県厚木市及川１丁目６番45号　レオパレスＡＩ－202
破産者　加藤　敦子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２９号
神奈川県厚木市長谷1182番地81、開始決定時の住所神奈川県厚木市長谷1349番地１　サザンヒルズ303
破産者　吉田　瑠美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３６号
新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田93番地１　ファミリーコーポグリーンＡ－10
破産者　吉沢　幹男
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第１１７号
富山県高岡市福岡町大滝288番地　市有住宅大滝宿舎２号棟108号、前住所富山県高岡市熊野町７番17号
破産者　寺島　啓子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１６３号
金沢市入江１丁目248番地
破産者　前川　清美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６５号
石川県白山市八ツ矢新町62番地　信開セルーラ八ツ矢103号　藤田涼雅方、住民票上の住所金沢市泉が丘２丁目６番18－２号
破産者　菅谷　実希
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８３号
金沢市松島２丁目106　セペンツ松島233号、住民票上の住所石川県白山市坊丸町12番地
破産者　松田　佳二
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９０号
金沢市桜町16番22号　ベル＆サン105号、従前の住所金沢市畝田西３丁目165番地１　アルビレオ101号
破産者　角　　秀二
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
金沢市西念２丁目34番17号　ウエストヒルズ103号
破産者　是永　誠一
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０５号
金沢市千木１丁目108番地２
破産者　中林　　均
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９号
石川県小松市上本折町153番地、従前の住所滋賀県彦根市野良田町289番地１（204号）
破産者　竹谷　広子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第３５号
福井県敦賀市市野々町２丁目308番地　逢見
破産者　谷奥　直樹
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３７号
福井県敦賀市曙町１番33号
破産者　松本加奈子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３２６号
静岡県藤枝市駿河台３丁目３番４号　ヒルサイド駿河台201号
破産者　望月明日華
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８６号
静岡市葵区駒形通４丁目11番16号　駒形第一ビル303
破産者　綾部　貞代
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９４号
静岡県榛原郡吉田町片岡1783番地の３　プロムナード片岡102、旧住所愛知県西尾市桜町３丁目27番地　ｇｒａｎｄ　ｃｈａｒｉｏｔ105号室
破産者　山本真理子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２１号
静岡市駿河区有東３丁目10番15―305号
破産者　市川　秀和
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２８号
静岡市清水区下野中６番３号　パンジー杉山201
破産者　朝比奈由佳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３１号
静岡市駿河区小鹿921番地の６　コスモス18203
破産者　矢吹　美穂
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
静岡県田方郡函南町仁田238番地の４　ラ・メーグⅡ―203
破産者　山城　正孝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２８２号
静岡県富士市石坂310番地の１　コーポトマトＡ―102号
破産者　佐野　信吾
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第９４号
静岡県富士宮市淀師158番地の３　スカイハイツＢ102号室、前住所三重県鈴鹿市平田新町２番30号　アトラス鈴鹿606
破産者　野村　充広
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１１３号
静岡県富士市宮島1416番地の１　ヴィンテージⅠ―102号
破産者　望月　沙也加
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１１９号
静岡県富士市新橋町５番２―105号　エンブルソレア今泉小前
破産者　仲宗根佳奈
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１２８号
静岡県富士市中野84番地の１　富士ガーデンヒルズ208号
破産者　中村　ひとみ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３３号
静岡県富士宮市淀平町543番地　サンハイツ淀平202
破産者　尾和　志穂
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３８号
静岡県富士市入山瀬839番地の11
破産者　佐藤　美佐子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４２号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１　市営粟倉住宅Ｄ棟53号
破産者　井上　千枝子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４８号
静岡県富士宮市星山979番地の１　市営月の輪住宅Ｄ棟16号
破産者　目黒　みほ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１５１号
静岡県富士市中野522番地の１　市営住宅二子団地Ｃ―101号
破産者　赤石　直子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２９号
静岡県浜松市中央区法枝町73番地の４
破産者　村松　昭子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２３０号
静岡県浜松市中央区法枝町73番地の４
破産者　村松　秀典
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２４１号
静岡県磐田市豊浜中野1282―１　ラージネス103号室、住民票上の住所静岡県磐田市中泉2987番地２
破産者　萩原　圭輔
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
静岡県浜松市中央区入野町737番地の１　シティハイム　ラ・フォーレ103
破産者　山下有希乃（旧姓小野）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
静岡県浜松市中央区植松町89番地の８　ベルハウス102
破産者　川口　章子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７３号
静岡県磐田市見付2111番地４　Ｂ22―11
破産者　山田　千尋（旧姓　齋藤）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７７号
静岡県浜松市中央区原島町421番地の１　グレイス第２マンション　511
破産者　廣田　純一
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
静岡県浜松市中央区神田町280番地　レオパレスあめやⅡ　106
破産者　殿岡　良介
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
静岡県浜松市中央区富塚町1222番地の137　サンコーポあけぼのＢ201号
破産者　鈴木　　学
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２８１号
静岡県浜松市中央区遠州浜三丁目２番21―901号　県営遠州浜団地
破産者　宮本　アイラこと　コスタ　デ　オリベイラ　ブラガ　ミアモト　デ　リマ　アイラ　ウェンディ　コンソラタ（ＣＯＳＴＡ　ＤＥ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ　ＢＲＡＧＡ　ＭＩＡＭＯＴＯ　ＤＥ　ＬＩＭＡ　ＡＹＬＡ　ＷＥＮＤＹ　ＣＯＮＳＯＬＡＴＡ）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２８２号
静岡県浜松市中央区砂山町345番地の17　とおびろ２Ａ
破産者　根岸　奈月
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２９７号
静岡県浜松市中央区芳川町605番地の１　ヴィラ・フィオーレ101、前住所静岡県浜松市中央区参野町103番地の１　ヴィラ・ツカサＡ101号
破産者　森川　　歩
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第５７号
三重県伊賀市八幡町1995番地の２
破産者　山中　純子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１１４号
三重県四日市市滝川町12番２号　フォレスト・フォールズ203、前住所三重県四日市市本郷町18番５号　レオパレスラフィネ本郷102
破産者　田上　和志
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
三重県四日市市城西町11番14号　レオパレスビーハイブときわ104
破産者　小出　浩司
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
三重県三重郡川越町大字豊田256番地　ソシアＹ102号室、前住所三重県四日市市松寺一丁目５番39号　マリオ豊田Ｂ―105
破産者　四方日出子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２９号
京都府宮津市字江尻611番地
破産者　堀口　允瑠
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第３４５号
兵庫県加古川市加古川町中津584番地の37、従前の住所兵庫県加古川市加古川町大野866番地の１　シャルム氷丘105号
破産者　宮下　友里
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３５０号
兵庫県姫路市阿保甲704番地　メゾンフォレスト102
破産者　安達　万起（旧姓吉良）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市広畑区才1141番地１　Ｆａｎｃｙ　ＣＯＣＯｌａｔｅ　202、従前の住所兵庫県姫路市網干区坂出36番地13
破産者　松岡　舞桜
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市大津区長松359番地１　サンライズガーデン203
破産者　宮地　有里（旧姓加古）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０５号
兵庫県姫路市御立西５丁目11番８号、従前の住所兵庫県姫路市田寺東３丁目14番２号
破産者　新地真由美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１１号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番４―401号
破産者　立岩　弘美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１２号
兵庫県姫路市御国野町御着381番地９　レホナ姫路御着、従前の住所神戸市北区北五葉７丁目１番14―208号
破産者　安原詩津子（旧姓辻）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１６号
兵庫県加古川市加古川町粟津1076番地　プレアール粟津306号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町六分一1209番地の596
破産者　楠田　辰徳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第７７号
鳥取県鳥取市松原110番地５
破産者　深澤　和典
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４号
鳥取県倉吉市中河原764番地１
破産者　坂東　正之
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第１５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下933番地14
破産者　朝倉　恭敬
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第２１９号
岡山市中区穝21番地１　サンハイツ202、旧住所岡山市中区穝21番地１　サンハイツ102
破産者　鷹取　　裕
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３号
岡山市北区表町一丁目３番46号　２階
破産者　猿渡　初佳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７５号
岡山市北区西辛川644番地１　ニューエルディムゆうＡ101
破産者　淺野このみ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１３号
岡山市中区福泊５番地14　サマックスプランドール101
破産者　守屋美恵子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２３号
岡山市中区国富一丁目１番15―110号
破産者　中野　将臣
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３６号
岡山市中区湊286番地13
破産者　松本　　恵（旧姓古林）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３７号
岡山市北区白石433番地１　シャーメゾン・アイ弐番館103
破産者　内東　正樹
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２２号
徳島県徳島市川内町榎瀬474番地の124
破産者　工藤　　舞
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
香川県小豆郡土庄町小海甲248番地18
破産者　濵本　　茜
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４１号
香川県高松市香南町横井257番地３
破産者　谷本　　綾
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８９号
香川県高松市多肥下町127番地３
破産者　西尾眞理子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１９０号
香川県さぬき市志度2143番地１
破産者　白井　啓子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０１号
香川県高松市松島町２丁目３番14号　メゾン松島町104号室
破産者　森本　麻美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２３号
愛媛県松山市雄郡１丁目４番20号　リッチフィールド雄郡205号
破産者　中嶋　美幸
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８号
愛媛県今治市唐子台西３丁目９番地　県営742号
破産者　村上　有希
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４９号
愛媛県今治市波方町郷甲1337番地１
破産者　門田　由二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３８号
福岡県大牟田市大字宮部276番地、前住所東京都中野区江古田４丁目６番１号　ライブリー松本305
破産者　ネクスト・ワンこと猿渡　真二
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第４７号
福岡県みやま市高田町飯江46番地１　みやま市営住宅飯江団地42号
破産者　藤本　綾香
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第６０３号
北九州市小倉北区大門２丁目３番19―705号、前住所北九州市小倉北区黄金２丁目９番３―1108号
破産者　山口　直美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１６号
北九州市八幡西区香月西２丁目17番16号
破産者　川本　　豊
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１９号
熊本県天草市五和町御領4653番地１
破産者　城内　政司
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第２１号
熊本県天草市亀場町亀川1941番地２　福田パークハイツⅡ　101号室、前住所熊本県天草市亀場町亀川1905番地８
破産者　荒木　秀美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第２３号
熊本県天草市今釜新町3552番地　シーサイド今釜106号、前住所大阪府阪南市尾崎町２丁目９番３号　２－１号
破産者　今森　智一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

令和８年（フ）第２７６号
宮崎市大字島之内63番地８　フレグランスタウン住吉５番館201号、前住所宮崎市花ケ島町観音免942番地22　ファーストライフⅢ202号
破産者　眞方小夜子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９０号
宮崎市大塚町大迫北平4093番地３
破産者　堀之内愛実
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字手安119番地１
破産者　田井つゞみ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第７８号
鹿児島県霧島市国分清水一丁目21番６号　神崎ハイツＡ棟202号
破産者　川枝みや子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第７９号
鹿児島県姶良市西餅田148番地１
破産者　東　　麻美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第８２号
鹿児島県伊佐市大口里2766番地１　高校西団地２棟204号
破産者　郡山　雅子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第１８号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根558番地１
下地アパートＡ棟106号
破産者　池間　　豪
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市平良字下里1029番地３
破産者　平良　忠雄
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市上野字野原745番地２　上野高田市営住宅８棟101号
破産者　下里　友恵
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第３５号
さいたま市浦和区領家７丁目25番６―305号
再生債務者　豊田有紀シアニア
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第７号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目23番２号
再生債務者　高島　康史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月25日
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第１８２号
東京都豊島区北大塚１―24―３
再生債務者　三嶽奈芳子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月25日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第５４５号
大阪市東淀川区柴島２―11―20　レオパレスＮＥＷ　ＢＲＯＡＤ208号（住民票上の住所愛媛県今治市泉川町１―１―25）
再生債務者　渡部　友輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―1701号
再生債務者　松尾　隆弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第６号
福岡県飯塚市平塚258番地75
再生債務者　田中　将士
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

令和８年（再イ）第６号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4048番地１
再生債務者　山本　慎司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　福岡地方裁判所直方支部

令和７年（再イ）第７９号
茨城県笠間市美原二丁目８番38―８号
再生債務者　宮城　裕亮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日　水戸地方裁判所

令和８年（再イ）第１０号
茨城県かすみがうら市西成井1968番地50
再生債務者　菱沼　祐良
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１１号
茨城県稲敷郡阿見町よしわら一丁目29番地21
シェラメスⅢ　Ｂ103
再生債務者　久保田朋哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１５７号
東京都大田区千鳥２―６―22
再生債務者　稲留　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月25日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２８号
川崎市宮前区南野川２丁目41番19号
再生債務者　半谷　　潤
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２９号
京都府向日市上植野町馬立19番地の２　レジデンス向陽　306
再生債務者　訪問マッサージ山田こと　山田　芳明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和７年（再イ）第５３４号
大阪府八尾市楠根町３丁目75番地の８
再生債務者　伊井　俊樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第２６号
山形市大字風間72番地５
再生債務者　大友　　愛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　　山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１９号
川崎市中原区新丸子町732番地２　メインステージ新丸子駅前　410
再生債務者　三浦　成智
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２７号
新潟市東区中野山６丁目29番11号
再生債務者　渡邉　茉純
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２０号
三重県津市一志町新沢田118－１　パストラーレ涼Ｃ203（住民票上の住所）三重県津市一志町八太387番地２
再生債務者　松本　友子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月25日　津地方裁判所再生係

令和７年（再イ）第７４号
熊本市東区小山７丁目７番６号
再生債務者　下尾論企宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第６号
宮崎県串間市大字西方2571番地１
再生債務者　坂本　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（再イ）第１８号
秋田県男鹿市船越字内子294番地1794
再生債務者　松田　健正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７号
山形県酒田市ゆたか１丁目14番地の９
再生債務者　齋藤　薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第８号
山形県酒田市字山田30番地の17
再生債務者　松平　融
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　山形地方裁判所酒田支部

令和８年（再イ）第５号
群馬県桐生市広沢町４丁目2356番地の15
再生債務者　桑原　裕樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日　前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（再イ）第９０号
千葉県市原市郡本３丁目18番地１
再生債務者　細野　正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１４号
川崎市幸区南加瀬４丁目21番49―304号
再生債務者　戸田　智帆（旧姓吉川）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２１号
川崎市高津区久末2000番地１　サンロード久末　103
再生債務者　乾　元明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２９号
川崎市麻生区細山２丁目５番９号
再生債務者　中村　将志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第３２号
川崎市川崎区小川町11番地９　ＧＥＮＯＶＩＡ川崎Ⅲ　601
再生債務者　内山　真里（旧姓岡本）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１６号
神奈川県小田原市蓮正寺707番地の４　アーバンシティ小田原蛍田310号室
再生債務者　藤村　賢治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第５８号
神奈川県伊勢原市下糟屋3009番地の８　ヴィラウィングスⅢ102号
再生債務者　大村明日香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第８号
長野市篠ノ井御幣川416番地１　コーポラス花立201号
再生債務者　髙羽　隼人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第９号
長野県中野市大字中野2116番地
再生債務者　下田　和樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第５４号
静岡市清水区袖師町538番地の１　ユングフラウ202
再生債務者　川名　隼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３２号
静岡県浜松市中央区材木町16番地
再生債務者　中村　弥昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第２５号
三重県四日市市ときわ五丁目４番10号　サンフィールド吉川305
再生債務者　清水　彩夏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第２７号
三重県桑名市和泉318番地１　シャルロットⅠ―203
再生債務者　野口　敦史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第２号
三重県伊勢市前山町1522番地18
再生債務者　加藤　公章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
津地方裁判所伊勢支部再生係

令和８年（再イ）第１３号
滋賀県東近江市宮川町691番地175
再生債務者　岩瀬　正明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日　大津地方裁判所彦根支部

令和７年（再イ）第１２９号
京都府城陽市平川古宮36番地の25
再生債務者　北岡　正幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第７８号
京都府木津川市南加茂台９丁目８番地７
再生債務者　中村眞岐栄　（旧姓橋本）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第２１３号
大阪府八尾市老原４丁目151番地
再生債務者　吉田　彰吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２８号
兵庫県尼崎市立花町３丁目33番10号　エスペランサ立花Ⅱ　202
再生債務者　岩﨑　雅和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第３９号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目23番４号
再生債務者　妹尾　香織
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第４１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目３番28号　ラフィーネ武庫之荘　201
再生債務者　久保　秀人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第５２号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目221番地白浜第３鉄筋２―103
再生債務者　中村　亜紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第２９号
和歌山県橋本市高野口町小田67番地の３
再生債務者　山本　数代（旧姓　福田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第９号
島根県松江市美保関町笠浦175番地３
再生債務者　花井　秀平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　　松江地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第７号
島根県出雲市渡橋町161番地　ヴェルディ今市西1203
再生債務者　平塚　英和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月25日　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（再イ）第２３号
岡山県浅口市鴨方町六条院中2369番地１　サニーヒルズ105
再生債務者　相坂　未来
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第７号
福岡県直方市大字畑279番地３
再生債務者　岩谷　　章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第１０号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1132番地22
再生債務者　辻山　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１１号
宮崎市佐土原町下田島11896番地５
再生債務者　松下　勇一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１２６号
千葉県市川市高谷１丁目10番４―205号（ポンテアルト）
再生債務者　嵯峨　光博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１６５号
愛知県海部郡蟹江町源氏３丁目64番地　ハミングウェイ201号
再生債務者　佐藤　奈々
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３０号
三重県四日市市小牧町885番地１
再生債務者　山口　雅人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第１８１号
大阪府東大阪市池島町４丁目２番36号
再生債務者　辻元　真也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第９号
山口県光市千坊台１丁目13番１号　水無瀬寮Ｆ―207号
再生債務者　植田　龍生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第１８号
熊本県上益城郡御船町大字御船813番地９
再生債務者　吉村　智宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第２９号
仙台市泉区館２丁目３番地の19
再生債務者　桃林　孝浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９号
長野県千曲市大字八幡2182番地70
再生債務者　柳澤　永久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　長野地方裁判所上田支部

令和８年（再イ）第８号
和歌山県田辺市上秋津588番地の11
再生債務者　杉若　恭子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（再イ）第８号
島根県安来市広瀬町下山佐108番地12
再生債務者　吉野　武志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　松江地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１６号
山口県宇部市大字西岐波315番地６
再生債務者　山野　智也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第２４号
愛媛県松山市清住２丁目1084番地18
再生債務者　猪之奥勝也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２４号
長崎県長崎市新戸町１丁目31番17号　203
再生債務者　鮫島　広憲
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構令和７年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構令和７事業年度の財務諸表について、次のとおり公告します。なお、同法第38条第４項の規定により附属明細書その他主務省令で定める書類は（https://www.yuchokampo.go.jp/release/financial_statement.html#r7）にて公告しております。

令和８年10月13日
東京都港区虎ノ門五丁目13番１号
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
理事長　白山　昭彦

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日

（法人単位）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預金	285,827,506,061	郵便貯金	275,183,605,256
預金	285,827,506,061	通常郵便貯金	275,183,605,256
預託金	35,985,376,297	借入金	1,300,069,648,852
有価証券	61,087,466,584	長期借入金	1,300,069,648,852
国債	61,087,466,584	その他負債	4,528,422,252
貸付金	1,300,069,648,852	未払費用	1,761,698,261
保険契約者貸付	71,755,304,157	その他の負債	2,766,723,991
地方公共団体貸付	1,228,314,344,695	賞与引当金	30,323,878
その他資産	6,205,184,936	役員賞与引当金	5,862,911
前払費用	11,941,898	退職給付引当金	15,492,870
未収収益	1,780,380,451	時効保険金等払戻引当金	2,562,011,469
その他の資産	4,412,862,587	負債の部合計	1,582,395,367,488

有形固定資産	54,601,982	（純 資 産 の 部）	
建物	20,185,190	設立時資産・負債差額	7,000,000,000
減価償却累計額	△ 10,016,389	利益剰余金	99,869,311,253
その他の有形固定資産	100,267,699	前中期目標期間繰越積立金(注)	33,230,549,382
減価償却累計額	△ 55,834,518	積立金	52,925,975,279
無形固定資産	34,894,029	当期未処分利益	13,712,786,592
ソフトウェア	34,894,029	（うち当期総利益）	13,712,786,592
		利益剰余金合計	99,869,311,253
		純資産の部合計	106,869,311,253
資産の部合計	1,689,264,678,741	負債及び純資産の部合計	1,689,264,678,741

(注)　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行 政 コ ス ト 計 算 書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（法人単位）　（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
保険金等支払金	1,888,204,986,184	
交付金	320,664,467,100	
資金調達費用	30,795,358,495	
役務取引等費用	2,065,800	
事業費	1,111,264,874	
一般管理費	344,079,227	
その他経常費用	2,947,914,577	
特別損失	677,384	
損益計算書上の費用合計		2,244,070,813,641
Ⅱ　行政コスト		2,244,070,813,641

損　益　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（法人単位）　（単位：円）

科　　目	金　　額
経常収益	2,257,783,600,233
保険料等収入	1,887,921,500,874
保険料	103,969,239,234
再保険収入	1,783,952,261,640
拠出金収入	320,746,654,094
資産運用収益	30,962,018,963
預金利息	627,998,864
有価証券利息	166,660,468
貸付金利息	30,167,359,631
役務取引等収益	2,065,800
その他の役務収益	2,065,800
その他経常収益	18,151,360,502
時効保険金等払戻引当金戻入額	887,257,997
権利消滅金	17,263,721,972
その他の経常収益	380,533
経常費用	2,244,070,136,257
保険金等支払金	1,888,204,986,184
保険金	894,084,197,199
年金	545,040,164,583
特約保険金	164,837,138,338
解約還付金	76,918,860,837
その他支払金	103,267,670,274
再保険料	104,056,954,953
交付金	320,664,467,100
資金調達費用	30,795,358,495
郵便貯金利子	627,998,864
借入金利息	30,167,359,631
役務取引等費用	2,065,800
その他の役務費用	2,065,800
事業費	1,111,264,874
人件費	315,299,577
物件費	763,364,581
減価償却費	15,224,808
租税公課	17,375,908
一般管理費	344,079,227
人件費	257,212,827
物件費	67,908,863
減価償却費	8,425,845
租税公課	10,531,692
その他経常費用	2,947,914,577
権利消滅払戻金	2,947,539,144
その他の経常費用	375,433
経常利益	13,713,463,976
特別損失	677,384
固定資産除却損	677,384
当期純利益	13,712,786,592
当期総利益	13,712,786,592

純資産変動計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（法人単位）　（単位：円）

	Ⅰ　設立時資産・負債差額	Ⅱ　利益剰余金					純資産合計
		前中期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	7,000,000,000	33,230,549,382	33,591,591,789	19,334,383,490	—	86,156,524,661	93,156,524,661
当期変動額							
Ⅰ　利益剰余金の当期変動額			19,334,383,490	△　5,621,596,898	13,712,786,592	13,712,786,592	13,712,786,592
当期変動額合計			19,334,383,490	△　5,621,596,898	13,712,786,592	13,712,786,592	13,712,786,592
当期末残高	7,000,000,000	33,230,549,382	52,925,975,279	13,712,786,592	13,712,786,592	99,869,311,253	106,869,311,253

キャッシュ・フロー計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（法人単位）　（単位：円）

科　目	金　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
交付金支出	△　320,664,467,100
人件費支出	△　569,057,785
その他の業務支出	△　3,903,190,747
拠出金収入	320,741,694,000
保険料等収入	416,893,189
その他の業務収入	18,563,347,185
小計	14,585,218,742
利息の受取額	114,500,000
消費税等の納付による支出	△　29,419,800
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,670,298,942
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
預託金の払戻による収入	211,718
有価証券の取得による支出	△　44,643,258,146
有形固定資産の取得による支出	△　113,663
敷金の差入による支出	△　3,196,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△　44,646,356,291
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅳ　資金減少額	△　29,976,057,349
Ⅴ　資金期首残高	40,619,958,154
Ⅵ　資金期末残高	10,643,900,805

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８～15年

その他の有形固定資産　４～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑵　時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

５．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

6．支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

Ⅱ　貸借対照表関係

１．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

ア　金融商品に対する取組方針

自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定して取り組んでおります。

イ　金融商品の内容及びそのリスク

旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金又は特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　有価証券 満期保有目的の債券	61,087,466,584	61,028,550,000	△　58,916,584
②　貸付金	1,300,069,648,852	1,292,735,804,913	△　7,333,843,939
③　郵便貯金	(275,183,605,256)	(275,183,605,256)	—
④　長期借入金	(1,300,069,648,852)	(1,292,735,804,913)	(△　7,333,843,939)

（注１）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注２）　満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	61,500,000,000	—	—	—
合　計	61,500,000,000	—	—	—

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①　有価証券 満期保有目的の債券	61,028,550,000	—	—	61,028,550,000
②　貸付金	—	—	1,292,735,804,913	1,292,735,804,913
資産計	61,028,550,000	—	1,292,735,804,913	1,353,764,354,913
③　郵便貯金	—	275,183,605,256	—	275,183,605,256
④　長期借入金	—	—	1,292,735,804,913	1,292,735,804,913
負債計	—	275,183,605,256	1,292,735,804,913	1,567,919,410,169

(注)　金融商品の時価の算定方法

①　有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を用いて評価しております。国債は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

②　貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

また、貸付金のうち、地方公共団体貸付については、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、貸付金については、レベル３の時価に分類しております。

③　郵便貯金

決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしており、レベル２の時価に分類しております。

④　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル３の時価に分類しております。

２．有価証券関係

満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：円）

区分		貸借対照表計上額	決算日における時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	61,087,466,584	61,028,550,000	△ 58,916,584
合計		61,087,466,584	61,028,550,000	△ 58,916,584

３．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、報酬又は給与及び勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	12,765,924円
退職給付費用	2,726,946円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	15,492,870円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	2,726,946円
臨時に支払った割増退職金	0円

４．再保険契約に係る注記事項

⑴　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：23,880,113,423,671円

⑵　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：217,194,499,000円

⑶　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：969,195,776,668円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は213,465,502円です。

Ⅲ　行政コスト計算書関係

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	2,244,070,813,641円
自己収入等	△ 2,257,783,600,233円
国庫納付額	0円
機会費用	172,647,823円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 13,540,138,769円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資の機会費用に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　国からの出向役職員から生じる機会費用の計算方法

当該役職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、役員退職手当規程並びに職員退職手当規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ　損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

１．独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：1,482,332,087,488円

２．独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：14,063,832,203円

３．独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：119,785,601,236円

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	285,827,506,061円
（特別貯金）	△ 275,183,605,256円
資金期末残高	10,643,900,805円

２．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

預金者との郵便貯金の払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

また、契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

Ⅵ　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅶ　重要な後発事象

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日

（郵便貯金勘定）　（単位：円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金及び預金	285,545,389,012	郵便貯金	275,183,605,256
預金	285,545,389,012	通常郵便貯金	275,183,605,256
有価証券	60,787,917,662	借入金	6,650,929,260
国債	60,787,917,662	長期借入金	6,650,929,260
貸付金	6,650,929,260	その他負債	1,777,498,915
地方公共団体貸付	6,650,929,260	未払費用	574,749,161
その他資産	3,345,782,537	その他の負債	1,202,749,754
前払費用	5,117,791	賞与引当金	12,993,784
未収収益	593,079,571	役員賞与引当金	2,512,845
その他の資産	2,747,585,175	退職給付引当金	6,741,565
有形固定資産	23,677,116	負債の部合計	283,634,281,625
建物	9,228,928	（純　資　産　の　部）	
減価償却累計額	△ 4,706,125	設立時資産・負債差額	6,300,000,000
その他の有形固定資産	43,401,889	利益剰余金	66,434,366,167
減価償却累計額	△ 24,247,576	積立金	52,918,820,400
無形固定資産	14,952,205	当期未処分利益	13,515,545,767
ソフトウェア	14,952,205	（うち当期総利益）	13,515,545,767
		利益剰余金合計	66,434,366,167
		純資産の部合計	72,734,366,167
資産の部合計	356,368,647,792	負債及び純資産の部合計	356,368,647,792

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便貯金勘定）　（単位：円）

科　目	金	額
Ⅰ　損益計算書上の費用		
資金調達費用	649,232,776	
役務取引等費用	2,065,800	
事業費	822,569,414	
一般管理費	143,163,503	
その他経常費用	2,947,539,144	
特別損失	290,265	
損益計算書上の費用合計		4,564,860,902
Ⅱ　行政コスト		4,564,860,902

損　益　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便貯金勘定）　（単位：円）

科　目	金　額
経常収益	18,080,406,669
資産運用収益	814,569,438
預金利息	627,998,864
有価証券利息	165,336,662
貸付金利息	21,233,912
役務取引等収益	2,065,800
その他の役務収益	2,065,800
その他経常収益	17,263,771,431
権利消滅金	17,263,721,972
その他の経常収益	49,459
経常費用	4,564,570,637
資金調達費用	649,232,776
郵便貯金利子	627,998,864
借入金利息	21,233,912
役務取引等費用	2,065,800
その他の役務費用	2,065,800
事業費	822,569,414
人件費	146,497,704
物件費	669,245,914
減価償却費	6,547,675
租税公課	278,121
一般管理費	143,163,503
人件費	109,906,427
物件費	29,476,671
減価償却費	3,625,593
租税公課	154,812
その他経常費用	2,947,539,144
権利消滅払戻金	2,947,539,144
経常利益	13,515,836,032
特別損失	290,265
固定資産除却損	290,265
当期純利益	13,515,545,767
当期総利益	13,515,545,767

純資産変動計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便貯金勘定）　（単位：円）

	Ⅰ　設立時資産・負債差額	Ⅱ　利益剰余金				純資産合計
		積　立　金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	6,300,000,000	33,584,974,777	19,333,845,623	—	52,918,820,400	59,218,820,400
当期変動額						
Ⅰ　利益剰余金の当期変動額						
⑴　利益の処分						
利益処分による積立		19,333,845,623	△　19,333,845,623		0	0
⑵　その他						
当期純利益			13,515,545,767	13,515,545,767	13,515,545,767	13,515,545,767
当期変動額合計		19,333,845,623	△　5,818,299,856	13,515,545,767	13,515,545,767	13,515,545,767
当期末残高	6,300,000,000	52,918,820,400	13,515,545,767	13,515,545,767	66,434,366,167	72,734,366,167

キャッシュ・フロー計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便貯金勘定）　（単位：円）

科　目	金　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△　254,649,329
その他の業務支出	△　3,754,060,833
その他の業務収入	18,563,391,544
小計	14,554,681,382
利息の受取額	113,400,000
消費税等の納付による支出	△　355,960
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,667,725,422
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△　44,544,000,000
有形固定資産の取得による支出	△　48,718
敷金の差入による支出	△　1,369,570
投資活動によるキャッシュ・フロー	△　44,545,418,288
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅳ　資金減少額	△　29,877,692,866
Ⅴ　資金期首残高	40,239,476,622
Ⅵ　資金期末残高	10,361,783,756

利益の処分に関する書類

（郵便貯金勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		13,515,545,767
当期総利益	13,515,545,767	
Ⅱ　利益処分額		13,515,545,767
積立金	13,515,545,767	

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８～15年

その他の有形固定資産　４～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

３．引当金の計上基準
賞与引当金及び役員賞与引当金
役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
４．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
５．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　貸借対照表関係
１．金融商品関係
⑴　金融商品の状況に関する事項
ア　金融商品に対する取組方針
自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。
イ　金融商品の内容及びそのリスク
旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行との間で同額・同一取引条件の借入金及び特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　有価証券			
満期保有目的の債券	60,787,917,662	60,729,780,000	△　58,137,662
②　貸付金	6,650,929,260	6,587,426,891	△　63,502,369
③　郵便貯金	(275,183,605,256)	(275,183,605,256)	—
④　長期借入金	(6,650,929,260)	(6,587,426,891)	(△　63,502,369)

（注１）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。
（注２）　満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	61,200,000,000	—	—	—
合　計	61,200,000,000	—	—	—

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。
ア　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①　有価証券				
満期保有目的の債券	60,729,780,000	—	—	60,729,780,000
②　貸付金	—	—	6,587,426,891	6,587,426,891
資産計	60,729,780,000	—	6,587,426,891	67,317,206,891
③　郵便貯金	—	275,183,605,256	—	275,183,605,256
④　長期借入金	—	—	6,587,426,891	6,587,426,891
負債計	—	275,183,605,256	6,587,426,891	281,771,032,147

(注)　金融商品の時価の算定方法
①　有価証券
債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を用いて評価しております。国債は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。
②　貸付金
評価日時点の市場利率に一定の調整を加えた金利で将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっており、レベル３の時価に分類しております。
③　郵便貯金
決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしており、レベル２の時価に分類しております。
④　長期借入金
長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル３の時価に分類しております。

２．有価証券関係
満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：円）

区　分		貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	60,787,917,662	60,729,780,000	△　58,137,662
合　計		60,787,917,662	60,729,780,000	△　58,137,662

3．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、報酬又は給与及び勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	5,572,797円
退職給付費用	1,168,768円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	6,741,565円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	1,168,768円
臨時に支払った割増退職金	0円

Ⅲ　行政コスト計算書関係

1．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	4,564,860,902円
自己収入等	△ 18,080,406,669円
国庫納付額	0円
機会費用	150,734,484円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 13,364,811,283円

2．機会費用の計上方法

⑴　政府出資の機会費用に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　国からの出向役職員から生じる機会費用の計算方法

当該役職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、役員退職手当規程並びに職員退職手当規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ　キャッシュ・フロー計算書関係

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	285,545,389,012
（特別貯金）	△ 275,183,605,256
資金期末残高	10,361,783,756

2．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

預金者との郵便貯金の払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

Ⅴ　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅵ　重要な後発事象

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金及び預金	263,940,555	借入金	1,293,418,719,592
預金	263,940,555	長期借入金	1,293,418,719,592
預託金	35,985,376,297	その他負債	2,731,085,286
有価証券	299,548,922	未払費用	1,186,949,100
国債	299,548,922	その他の負債	1,544,136,186
貸付金	1,293,418,719,592	賞与引当金	14,079,375
保険契約者貸付	71,755,304,157	役員賞与引当金	2,722,149
地方公共団体貸付	1,221,663,415,435	退職給付引当金	7,301,754
その他資産	2,852,287,997	時効保険金等払戻引当金	2,562,011,469
前払費用	5,543,940	負債の部合計	1,298,735,919,625
未収収益	1,187,300,880	（純　資　産　の　部）	
その他の資産	1,659,443,177	設立時資産・負債差額	700,000,000
有形固定資産	25,436,609	利益剰余金	33,425,591,530
建物	9,961,611	前中期目標期間繰越積立金(注)	33,229,341,242
減価償却累計額	△ 5,072,973	積立金	545,621
その他の有形固定資産	46,915,579	当期未処分利益	195,704,667
減価償却累計額	△ 26,367,608	（うち当期総利益）	195,704,667
無形固定資産	16,201,183	利益剰余金合計	33,425,591,530
ソフトウェア	16,201,183	純資産の部合計	34,125,591,530
資産の部合計	1,332,861,511,155	負債及び純資産の部合計	1,332,861,511,155

(注)　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

科目	金	額
Ⅰ　損益計算書上の費用		
保険金等支払金	1,888,204,986,184	
資金調達費用	30,146,125,719	
事業費	244,524,463	
一般管理費	164,597,919	
その他経常費用	375,433	
特別損失	314,507	
損益計算書上の費用合計		1,918,760,924,225
Ⅱ　行政コスト		1,918,760,924,225

損　益　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

科目	金額
経常収益	1,918,956,628,892
保険料等収入	1,887,921,500,874
保険料	103,969,239,234
再保険収入	1,783,952,261,640
資産運用収益	30,147,449,525
有価証券利息	1,323,806
貸付金利息	30,146,125,719
その他経常収益	887,678,493
時効保険金等払戻引当金戻入額	887,257,997
その他の経常収益	420,496
経常費用	1,918,760,609,718
保険金等支払金	1,888,204,986,184
保険金	894,084,197,199
年金	545,040,164,583
特約保険金	164,837,138,338
解約還付金	76,918,860,837
その他支払金	103,267,670,274
再保険料	104,056,954,953
資金調達費用	30,146,125,719
借入金利息	30,146,125,719
事業費	244,524,463
人件費	135,444,499
物件費	84,944,874
減価償却費	7,085,258
租税公課	17,049,832
一般管理費	164,597,919
人件費	119,065,956
物件費	31,255,902
減価償却費	3,925,389
租税公課	10,350,672
その他経常費用	375,433
その他の経常費用	375,433
経常利益	196,019,174
特別損失	314,507
固定資産除却損	314,507
当期純利益	195,704,667
当期総利益	195,704,667

純　資　産　変　動　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

	Ⅰ　設立時資産・負債差額	Ⅱ　利益剰余金					純資産合計
		前中期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益又は当期純損失	利益剰余金合計	
当期首残高	700,000,000	33,229,341,242	7,787	537,834	—	33,229,886,863	33,929,886,863
当期変動額							
Ⅰ　利益剰余金の当期変動額							
(1)　利益の処分							
利益処分による積立			537,834	△　537,834		0	0
(2)　その他							
当期純利益				195,704,667	195,704,667	195,704,667	195,704,667
当期変動額合計			537,834	195,166,833	195,704,667	195,704,667	195,704,667
当期末残高	700,000,000	33,229,341,242	545,621	195,704,667	195,704,667	33,425,591,530	34,125,591,530

キャッシュ・フロー計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

科目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 253,188,604
その他の業務支出	△ 134,077,399
保険料等収入	416,893,189
その他の業務収入	45,063
小計	29,672,249
利息の受取額	1,100,000
消費税等の納付による支出	△ 29,063,840
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,708,409
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
預託金の払戻による収入	211,718
有価証券の取得による支出	△ 99,258,146
有形固定資産の取得による支出	△ 52,762
敷金の差入による支出	△ 1,483,999
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 100,583,189
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅳ　資金減少額	△ 98,874,780
Ⅴ　資金期首残高	362,815,335
Ⅵ　資金期末残高	263,940,555

利益の処分に関する書類

（簡易生命保険勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		195,704,667
当期総利益	195,704,667	
Ⅱ　利益処分額		195,704,667
積立金	195,704,667	

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８～15年

その他の有形固定資産　４～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑵　時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

５．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

６．支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

Ⅱ　貸借対照表関係

１．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

ア　自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。

イ　旧日本郵政公社から承継した貸付金については、法令等に基づく契約により、貸付金に係る業務委託先である株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①　有価証券			
満期保有目的の債券	299,548,922	298,770,000	△ 778,922
②　貸付金	1,293,418,719,592	1,286,148,378,022	△ 7,270,341,570
③　長期借入金	(1,293,418,719,592)	(1,286,148,378,022)	(△ 7,270,341,570)

（注１）　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注２）　満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	300,000,000	—	—	—
合　計	300,000,000	—	—	—

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①　有価証券 満期保有目的の債券	298,770,000	—	—	298,770,000
②　貸付金	—	—	1,286,148,378,022	1,286,148,378,022
資産計	298,770,000	—	1,286,148,378,022	1,286,447,148,022
③　長期借入金	—	—	1,286,148,378,022	1,286,148,378,022
負債計	—	—	1,286,148,378,022	1,286,148,378,022

㈱　金融商品の時価の算定方法

①　有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を用いて評価しております。国債は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

②　貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

また、貸付金のうち、地方公共団体貸付については、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、貸付金については、レベル３の時価に分類しております。

③　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル３の時価に分類しております。

２．有価証券関係

満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：円）

区　分		貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	299,548,922	298,770,000	△　778,922
合　計		299,548,922	298,770,000	△　778,922

３．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、報酬又は給与及び勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	6,035,631円
退職給付費用	1,266,123円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	7,301,754円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	1,266,123円
臨時に支払った割増退職金	0円

４．再保険契約に係る注記事項

⑴　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：23,880,113,423,671円

⑵　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：217,194,499,000円

⑶　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：969,195,776,668円

なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は213,465,502円です。

Ⅲ　行政コスト計算書関係

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,918,760,924,225円
自己収入等	△　1,918,956,628,892円
国庫納付額	0円
機会費用	19,657,912円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△　176,046,755円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資の機会費用に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　国からの出向役職員から生じる機会費用の計算方法

当該役職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、役員退職手当規程並びに職員退職手当規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ　損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

1．独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：　1,482,332,087,488円

2．独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：　14,063,832,203円

3．独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：　119,785,601,236円

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書関係

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金　263,940,555円

資金期末残高　263,940,555円

2．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

Ⅵ　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅶ　重要な後発事象

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日

（郵便局ネットワーク支援勘定）　（単位：円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金及び預金	18,176,494	その他負債	19,838,051
預金	18,176,494	その他の負債	19,838,051
その他資産	7,114,402	賞与引当金	3,250,719
前払費用	1,280,167	役員賞与引当金	627,917
その他の資産	5,834,235	退職給付引当金	1,449,551
有形固定資産	5,488,257	負債の部合計	25,166,238
建物	994,651	（純　資　産　の　部）	
減価償却累計額	△　237,291	利益剰余金	9,353,556
その他の有形固定資産	9,950,231	前中期目標期間繰越積立金(注)	1,208,140
減価償却累計額	△　5,219,334	積立金	6,609,258
無形固定資産	3,740,641	当期未処分利益	1,536,158
ソフトウェア	3,740,641	（うち当期総利益）	1,536,158
		利益剰余金合計	9,353,556
		純資産の部合計	9,353,556
資産の部合計	34,519,794	負債及び純資産の部合計	34,519,794

(注)　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便局ネットワーク支援勘定）　（単位：円）

科　目	金　額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
交付金	320,664,467,100	
事業費	44,223,279	
一般管理費	36,354,945	
特別損失	72,612	
損益計算書上の費用合計		320,745,117,936
Ⅱ　行政コスト		320,745,117,936

損　益　計　算　書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便局ネットワーク支援勘定）　（単位：円）

科　目	金　額
経常収益	320,746,654,094
拠出金収入	320,746,654,094
経常費用	320,745,045,324
交付金	320,664,467,100
事業費	44,223,279
人件費	33,357,374
物件費	9,226,075
減価償却費	1,591,875
租税公課	47,955
一般管理費	36,354,945
人件費	28,240,444
物件費	7,213,430
減価償却費	874,863
租税公課	26,208
経常利益	1,608,770
特別損失	72,612
固定資産除却損	72,612
当期純利益	1,536,158
当期総利益	1,536,158

純資産変動計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便局ネットワーク支援勘定）　（単位：円）

	Ⅰ　利益剰余金					純資産合計
	前中期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益又は当期純損失	利益剰余金合計	
当期首残高	1,208,140	6,609,225	33	—	7,817,398	7,817,398
当期変動額						
Ⅰ　利益剰余金の当期変動額						
⑴　利益の処分						
利益処分による積立		33	△ 33		0	0
⑵　その他						
当期純利益			1,536,158	1,536,158	1,536,158	1,536,158
当期変動額合計		33	1,536,125	1,536,158	1,536,158	1,536,158
当期末残高	1,208,140	6,609,258	1,536,158	1,536,158	9,353,556	9,353,556

キャッシュ・フロー計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（郵便局ネットワーク支援勘定）　（単位：円）

科　目	金　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
交付金支出	△ 320,664,467,100
人件費支出	△ 61,219,852
その他の業務支出	△ 15,141,937
拠出金収入	320,741,694,000
小計	865,111
業務活動によるキャッシュ・フロー	865,111
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 12,183
敷金の差入による支出	△ 342,631
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 354,814
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅳ　資金増加額	510,297
Ⅴ　資金期首残高	17,666,197
Ⅵ　資金期末残高	18,176,494

利益の処分に関する書類

（郵便局ネットワーク支援勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,536,158
当期総利益	1,536,158	
Ⅱ　利益処分額		1,536,158
積立金	1,536,158	

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８～15年

その他の有形固定資産　４～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、期末における要支給額を計上しております。

なお、出向職員に係る退職給付については、出向元において退職金が支給されるため計上しておりません。

３．引当金の計上基準

賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　貸借対照表関係

１．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

預金は決済用預金としております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

２．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、報酬又は給与及び勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度

ア　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,157,496円
退職給付費用	292,055円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	1,449,551円

イ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	292,055円
臨時に支払った割増退職金	0円

Ⅲ　行政コスト計算書関係

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	320,745,117,936円
自己収入等	△　320,746,654,094円
国庫納付額	0円
機会費用	2,255,427円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	719,269円

２．機会費用の計上方法

国からの出向役職員から生じる機会費用の計算方法

当該役職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、役員退職手当規程並びに職員退職手当規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ　キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	18,176,494円
資金期末残高	18,176,494円

Ⅴ　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅵ　重要な後発事象

該当事項はありません。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人医薬品医療機器総合機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、法人単位で簡略化して記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は当機構のホームページ（https://www.pmda.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

令和８年10月13日

東京都千代田区霞が関３－３－２

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理事長　藤原　康弘

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額		科　目	金　額	
資産の部			負債の部		
Ⅰ流動資産			Ⅰ流動負債		
現金及び預金		59,803	未払給付金		335
有価証券		4,501	未払金		4,718
仕掛審査等費用		2,277	契約負債		12,823
前払費用		63	預り金		104
未収金		715	リース債務		366

未収収益		74	引当金		
賞与引当金見返㈱		165	賞与引当金	885	885
流動資産合計		67,600	流動負債合計		19,233
Ⅱ固定資産			Ⅱ固定負債		
有形固定資産			資産見返負債㈱		
工具器具備品	5,513		資産見返運営費交付金	43	
減価償却累計額	△ 4,088	1,424	資産見返補助金等	914	
建物附属設備	1,190		資産見返寄附金	0	
減価償却累計額	△ 151	1,039	資産見返物品受贈額	0	958
有形固定資産合計		2,464	特定救済基金預り金㈱		
無形固定資産			長期預り補助金等	3,567	
ソフトウェア		6,887	預り拠出金	679	4,247
ソフトウェア仮勘定		2,093	長期リース債務		638
電話加入権		0	引当金		
無形固定資産合計		8,981	退職給付引当金	4,848	4,848
投資その他の資産			責任準備金		27,719
投資有価証券		41,134	資産除去債務		816
敷金		10	固定負債合計		39,228
長期前払費用		1	負債合計		58,462
退職給付引当金見返㈱		737	純資産の部		
投資その他の資産合計		41,883	Ⅰ資本金		
固定資産合計		53,329	政府出資金		1,179
			資本金合計		1,179
			Ⅱ資本剰余金		
			その他行政コスト累計額㈱		
			減価償却相当累計額（△）		△ 240
			除売却差額相当累計額（△）		△ 567
			資本剰余金合計		△ 808
			Ⅲ利益剰余金		62,096
			純資産合計		62,467
資　産　合　計		120,930	負債・純資産合計		120,930

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
副作用救済給付金	2,576	
感染救済給付金	3	
保健福祉事業費	129	
審査等事業費	3,917	
安全対策等事業費	2,031	
特定救済給付金	800	
健康管理手当等給付金	484	
特別手当等給付金	220	
調査研究事業費	283	
責任準備金繰入	1,352	
その他業務費	13,477	
一般管理費	4,500	
財務費用	57	
雑損	25	
臨時損失	15	
損益計算書上の費用合計		29,875
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	0	
除売却差額相当額㈱	0	
Ⅲ　損益外除売却差額相当額		
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト		29,875

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

損　益　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金額	
経常費用		
副作用救済給付金	2,576	
感染救済給付金	3	
保健福祉事業費	129	

審査等事業費		3,917	
安全対策等事業費		2,031	
特定救済給付金		800	
健康管理手当等給付金		484	
特別手当等給付金		220	
調査研究事業費		283	
責任準備金繰入		1,352	
その他業務費			
人件費	8,572		
減価償却費	1,957		
退職給付費用	216		
賞与引当金繰入	606		
不動産賃借料	1,485		
その他経費	639	13,477	
一般管理費			
人件費	1,318		
減価償却費	618		
退職給付費用	36		
賞与引当金繰入	96		
不動産賃借料	244		
その他経費	2,186	4,500	
財務費用			
支払利息		57	
雑損		25	
経常費用合計			29,859
経常収益			
運営費交付金収益㈱		2,340	
補助金等収益㈱		1,248	
責任準備金戻入		2	
手数料収入		17,405	
拠出金収入		8,797	
利用料収入		131	
国からの受託業務収入		25	
その他の受託業務収入		1,082	
特定救済基金預り金取崩益㈱			
拠出金収益	836	836	
資産見返運営費交付金戻入㈱		21	
資産見返補助金等戻入㈱		341	
資産見返寄附金戻入㈱		1	
資産見返物品受贈額戻入㈱		0	
賞与引当金見返に係る収益㈱		165	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		46	
財務収益			
受取利息	162		
有価証券利息	233	395	
雑益		87	
経常収益合計			32,927
経常利益			3,067
臨時損失			
固定資産除却損		15	15
当期純利益			3,051
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			4,420
当期総利益			7,472

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。

＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

純資産変動計算書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金				Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）	純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額		資本剰余金合計		
			減価償却相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）			
当期首残高	1,179	4	△ 278	△ 529	△ 803	59,044	59,420

当期変動額							
Ⅰ　資本金の当期変動額							
出資金の受入							
不要財産に係る国庫納付等による減資							
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額							
固定資産の取得							
固定資産の除売却			37	△ 37	△ 0		△ 0
減価償却			△ 0		△ 0		△ 0
固定資産の減損							
時の経過による資産除去債務の増加							
資産除去債務の履行に伴う取り崩し							
承継資産の使用等							
不要財産に係る国庫納付等							
出えん金の受入							
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）		△ 4			△ 4		△ 4
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額（純額）						3,051	3,051
当期変動額合計	—	△ 4	37	△ 37	△ 4	3,051	3,047
当期末残高	1,179	—	△ 240	△ 567	△ 808	62,096	62,467

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

キャッシュ・フロー計算書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
副作用救済給付金支出	△ 2,561
感染救済給付金支出	△ 3
保健福祉事業費支出	△ 129
審査等事業費支出	△ 2,942
安全対策等事業費支出	△ 726
特定救済給付金支出	△ 800
健康管理手当等給付金支出	△ 489
特別手当等給付金支出	△ 265
調査研究事業費支出	△ 282
人件費支出	△ 10,833
補助金等の精算による返還金の支出	△ 101
その他の業務支出	△ 4,985
運営費交付金収入	2,509
国からの受託業務収入	25
その他の政府交付金収入	3,567
その他の受託業務収入	1,091
手数料収入	18,543
拠出金収入	9,092
利用料収入	131
補助金等収入	1,759
その他の収入	288
小計	12,889
利息の受取額	479
利息の支払額	△ 57
業務活動によるキャッシュ・フロー	13,311

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△ 5,100
投資有価証券の満期償還による収入	4,600
有形固定資産の取得による支出	△ 159
無形固定資産の取得による支出	△ 6,563
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,223
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 367
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 367
Ⅳ　資金増加額	5,719
Ⅴ　資金期首残高	54,083
Ⅵ　資金期末残高	59,803

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

各勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：百万円）

科　　目	副作用救済勘定	感染救済勘定	審査等勘定	特定救済勘定	受託・貸付勘定	受託給付勘定
Ⅰ　当期未処分利益	△ 878	20	8,328	—	0	1
（当期未処理損失（△））						
当期総利益	△ 878	20	8,328	—	0	1
（当期総損失（△））						
Ⅱ　利益処分額又は損失処理額	878	20	8,328	—	0	1
積立金		20	8,328	—	0	1
積立金取崩額	138					
前中期目標期間繰越積立金取崩額	740					
Ⅲ　次期繰越欠損金	—					

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準については、業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

３．仕掛審査等費用の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

４．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品　２年～22年

建物附属設備　３年～18年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

５．賞与に係る引当金の計上基準

役職員等の翌期賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

６．退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括償却することとしております。

７．責任準備金の計上基準

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第30条の規定により、事業年度末現在において救済給付の支給の決定を受けている者に係る将来の救済給付金の支払に備えるため、業務方法書の定めに基づく金額を計上しております。

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．収益及び費用の計上基準

⑴　審査等事業に係る手数料収入

手数料収入は、主に審査等事業にかかる収益であり、法令等に基づき、審査等事業（審査結果の通知等）を完了する履行義務を負っております。以下①から④により、当該履行義務は、一定期間にわたり収益を認識するための要件に当てはまらないため、一時点（審査等事業が完了したとき）において収益を認識するものと判断しております。

①　審査等事業の完了前の段階では、申請者にとって何ら便益が生じないこと

②　審査等事業の過程では、申請者にとって資産価値が生じないこと

③　審査等事業の過程では、別の用途に転用できない資産が生じないこと

④　履行が完了した部分について、申請者から対価を収受する強制力のある権利を有していないこと（審査等事業が完了した時点にて収受する権利を有すること）

⑵　ＭＩＤ－ＮＥＴ（医療情報データベース）事業に係る利用料収入

利用料収入は、主にＭＩＤ－ＮＥＴ事業にかかる収益であり、顧客との契約等に基づき、ＭＩＤ－ＮＥＴ事業にかかるアカウントを付与する履行義務を負っております。当該アカウントの付与は、ライセンスが供与された時点で存在する企業等の知的財産を使用する権利（使用権）であると整理しており、一時点（アカウントを付与したとき）において収益を認識するものと判断しております。

10．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅱ．注記事項

１．貸借対照表注記

⑴　金融商品の時価等に関する注記

①　金融商品の状況に関する事項

預金は、決済用預金としております。

また、資金運用については、預金、合同運用指定金銭信託及び公社債等に限定しており、有価証券及び投資有価証券は独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債、地方公共団体金融機構債券、財投機関債及びA格以上の社債のみを保有しており、株式等は保有しておりません。

②　金融商品の時価等に関する事項

決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金及び契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	45,635,237,954	42,870,160,000	△ 2,765,077,954

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

公社債は、相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

合同運用指定金銭信託については、預金と同様の性格を有し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

１）満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	0	0	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	45,635,237,954	42,870,160,000	△ 2,765,077,954
合　　計	45,635,237,954	42,870,160,000	△ 2,765,077,954

２）満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
公社債	4,500,000,000	19,600,000,000	21,200,000,000	0

⑵　その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　808,353,050円

２．行政コスト計算書注記

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	29,875,521,880円
自己収入等	△28,736,779,482円
法人税等及び国庫納付額	0円
機会費用	96,118,259円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	1,234,860,657円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

②　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務時間に対応する部分について、職員退職手当支給規程等に定める退職給付支給基準を参考に計算しております。

３．損益計算書注記

⑴　保健福祉事業費は、障害者のための一般施策では必ずしも支援が十分ではないと考えられる重篤かつ希少な医薬品副作用被害を受けた制度対象者等のＱＯＬ（Quality of Life）向上のための調査研究事業のために要した費用であり、調査協力謝金等で構成されております。

⑵　審査等事業費は、医薬品、医療機器等の承認審査等事業のために要した費用であり、謝金、旅費、事務庁費等で構成されております。また、安全対策等事業費についても、医薬品、医療機器等の安全対策事業のために要した費用であり、謝金、旅費、事務庁費等で構成されております。

⑶　調査研究事業費は、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるＨＩＶ感染者の調査研究のために要した費用であり、全額ＨＩＶ感染者の健康管理費用となっております。

⑷　手数料収入は、医薬品等の承認審査業務を行うための財源として、承認申請者から納付される収入であります。

⑸　拠出金収入は、救済業務及び安全対策業務を行うための財源として、医薬品等の製造販売業者から納付される収入であります。

⑹　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△207,172円であり、当該影響額を除いた当期総利益は7,473,030,531円であります。

4．キャッシュ・フロー計算書注記

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	59,803,369,366円
資金期末残高	59,803,369,366円

5．資産除去債務注記

資産除去債務のうち、貸借対照表上に計上されているもの

⑴　資産除去債務の内容についての簡潔な説明

当機構は、不動産賃借契約につき、本部、関西支部、アジア事務所の退去時における原状回復に係る資産除去債務を計上しております。

⑵　支出発生までの見込期間、運用した割引率等の前提条件

支出発生までの見込期間を主に17～18年と見積もり、割引率を主に2.040％～2.094％を使用して資産除去債務の計算をしております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	814,382,741円
当期増加額	16,333,056円
当期減少額	△14,176,800円
期末残高	816,538,997円

6．退職給付引当金注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

当機構は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

区　分	令和７年４月１日～令和８年３月31日
①期首における退職給付債務	4,478,444,700
②勤務費用	392,867,242
③利息費用	78,673,372
④数理計算上の差異の当期発生額	△ 435,616,191
⑤退職給付の支払額	△ 101,298,400
⑥期末における退職給付債務（①＋②＋③＋④＋⑤）	4,413,070,723

⑶　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：円）

区　分	令和８年３月31日現在
①退職給付債務	4,413,070,723
②未認識数理計算上の差異	435,616,191
③退職給付引当金（①＋②）	4,848,686,914

⑷　退職給付に関する損益

（単位：円）

区　分	令和７年４月１日～令和８年３月31日
①勤務費用	394,611,394
②利息費用	78,999,361
③数理計算上の差異の費用処理額	△ 220,874,103
④退職給付費用（①＋②＋③）	252,736,652

㈱　他の機関からの出向者にかかる退職給付費用の負担分として①勤務費用に1,744,152円、②利息費用に325,989円をそれぞれ計上しております。

⑸　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　分	令和８年３月31日現在
割引率	2.57％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	１年
	数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括償却することとしております。

7．収益認識関係

当機構は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、医薬品副作用被害救済事業、生物由来製品感染等被害救済事業、特定救済事業、受託・貸付事業、受託給付事業、審査業務及び安全対策業務であり、独立行政法人会計基準第86を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、手数料収入17,405,504,356円及び利用料収入131,200,500円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ．重要な会計方針」の「9．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、12,823,080,033円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務を充足した時点において収益を認識することを見込んでいます。

Ⅲ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅴ．重要な後発事象

該当事項はありません。

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和８年10月13日

独立行政法人都市再生機構
総務部長　田原　浩幸

1　当該招請の主旨　本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が利用している地図システムについて、新たに運用保守・改修等業務を行うものである。

従前から本システムの運用保守・改修等業務を契約している特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

2　業務概要

⑴　業務名　令和９～11年度地図システムの運用保守・改修等業務

⑵　業務内容　当機構で利用する地図システムの運用保守・改修等業務

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和12年３月31日まで

3　業務目的　機構組織全体における業務・事務の効率化を図り、顧客サービスの向上を推進する情報インフラ基盤として、機構全職員及び機構外の一部ユーザを対象に、機構に関連する不動産情報を網羅した地図システム（名称：ＴＯＳＨＩ　ＭＡＰ）を令和３年度から本運用してきたところである。

令和９年度以降も引き続き地図システムを運用予定であるが、現行の地図システムの運用保守・改修等業務が令和９年３月31日に契約満了予定のため、本業務では、地図システムの引継ぎ、運用保守及び改修（新たな機能の追加）等を行う。

4　応募要件

⑴　次の事項に該当する者は、参加資格を有しない。

イ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年）第331条及び第332条の規定に該当する者。

ロ　参加資格確認申請書及び参加資格確認資料の提出期限の日から開札までの期間に、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者。

ハ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者。

ニ　当機構が発注した以下の業務の受注者及びその者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに以下の業務の委託先事業者でないこと。

業務名：令和８年度情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官等業務

受注者：PwCコンサルティング合同会社

⑵　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　令和７・８年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であることを証明した者であること。

ロ　日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

ハ　ＩＳＯ／ＩＥＣ27001：2022若しくはＪＩＳ　Ｑ　27001：2023に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度の認証を受けていることを「情報セキュリティ認証に関する証明書」の書面にて証明した者であること。

ニ　令和５年度以降に以下の業務を完了した実績を１件以上有していることを「業務の実績に関する証明書」の書面にて証明した者であること。

ユーザ規模が300人以上のＷＥＢアプリケーション（地図情報システムを用いたＷＥＢアプリケーションを含む）の開発（新規構築）又は改修

ホ　本業務の履行に関し、以下の要件を全て満たし、本業務に従事する責任者等を１名配置できることを「業務の実施方針に関する証明書」の書面にて証明した者であること。

情報処理業務の経験年数を３年以上有すること。

前項㈡に定める業務に係る経験を有すること。

ヘ　上記の参加資格及び仕様書に記述する要求要件をすべて満たしていることを「参加意思確認書」の書面にて証明した者であること。

5　手続等

⑴　担当支社等　〒231―8315　神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１　独立行政法人都市再生機構ビジネスコミュニケーション部企画課　電話045―650―0436

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和８年10月13日から令和８年10月29日まで電子データにて交付する。交付を希望する場合、以下のメールアドレスまで「会社名・会社住所・担当部署・担当者名・担当者の電話番号・データ交付にあたっての制約事項（zipファイル受領不可や特定のクラウドストレージのみ利用可等）有無」を連絡すること。X91545@ur-net.go.jp

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法　令和８年10月29日17時00分まで　⑴記載の担当支社等に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）すること。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑶　当機構本社における令和７・８年度独立行政法人都市再生機構　物品購入等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査において業種区分「役務提供」の認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができる。

⑷　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Subject matter of service: Operation, Maintenance, and Modification Services for the Map System, 1 set

⑵　Time-limit to express interests: 17 : 00 29 October, 2026

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal: Business Communication Department, Head Office, Urban Renaissance Agency, 6―50―1 Honcho, Nakaku, Yokohama City, Kanagawa pref. 231―8315, Japan TEL 045―650―0436

参加者事前確認公募公告

参加者事前確認公募について、次のとおり公告します。

令和８年10月13日

国立大学法人九州大学総長　赤司　浩一

1　公募に付する事項

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　九州大学伊都キャンパスで使用する電気　一式

⑶　納入期間　令和９年４月１日から令和10年３月31日

⑷　納入場所　総長が指定する場所

2　公募に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人九州大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和９年度に九州・沖縄地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

⑶　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑷　本公告に示した物品を総長が指定する日時、場所に十分納入することができることを証明した者であること。

⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、公募要領に記載する基準を満たす者であること。

⑹　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第４条の規定に基づき、総長が定める資格を有する者であること。

⑺　総長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑻　九州電力株式会社の料金表（標準供給条件）より安価で供給できる者であること。

3　参加意思確認書等の提出場所等

⑴　参加意思確認書等の提出場所及び問合せ先　〒819―0395　福岡市西区元岡744　国立大学法人九州大学財務部調達課消耗品調達係　吉田　武志　電話092―802―2366　E-Mail：zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp

(2)　公募要領の交付方法　本公告の日から電子媒体で交付するので、交付を希望する者は上記３(1)に記載のメールアドレスに連絡すること。
(3)　参加意思確認書等の提出期限　令和８年10月27日17時00分
4　その他
(1)　応募者があった場合は、応募書類等に基づき、２に定める参加資格等を確認し、適合者があったときは競争入札（一般競争）を実施する。
(2)　詳細は、公募要領による。
5　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AKASHI Koichi, President of Kyushu University
(2)　Classification of the products to be procured : 26
(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Kyushu University ito campus 1 Set
(4)　Delivery period : From 1 April, 2027 through 31 March, 2028
(5)　Delivery place : The place specified by President of Kyushu University
(6)　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for Kyushu University Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2027 in the Kyushu・Okinawa area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by The Corporation of National Universities Kyushu University,
C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by President of Kyushu University,
D　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,
E　meet the qualification requirements which President of Kyushu University may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by President of Kyushu University.
G　prove to have the ability to supply at a lower price than the tariff (standard supply conditions) of Kyushu Electric Power Co.
(7)　Time limit of tender : 17 : 00　27 October, 2026
(8)　Contact point for the notice : YOSHIDA Takeshi, Consumables Procurement Section, Procurement Division, Finance Department, Kyushu University, 744 Motooka Nishi-ku Fukuoka-shi 819―0395 Japan, TEL 092―802―2366,
E-Mail : zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp

参加者事前確認公募公告

参加者事前確認公募について、次のとおり公告します。
令和８年10月13日
国立大学法人九州大学総長　赤司　浩一
1　公募に付する事項
(1)　品目分類番号　26
(2)　購入等件名及び数量　九州大学筑紫キャンパスで使用する電気　一式
(3)　納入期間　令和９年４月１日から令和10年３月31日
(4)　納入場所　総長が指定する場所
2　公募に参加する者に必要な資格に関する事項
(1)　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人九州大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和９年度に九州・沖縄地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
(3)　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
(4)　本公告に示した物品を総長が指定する日時、場所に十分納入することができることを証明した者であること。
(5)　省CO_2化の要素を考慮する観点から、公募要領に記載する基準を満たす者であること。
(6)　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第４条の規定に基づき、総長が定める資格を有する者であること。
(7)　総長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(8)　九州電力株式会社の料金表(標準供給条件)より安価で供給できる者であること。
3　参加意思確認書等の提出場所等
(1)　参加意思確認書等の提出場所及び問合せ先
〒819―0395　福岡市西区元岡744　国立大学法人九州大学財務部調達課消耗品調達係
吉田　武志　電話092―802―2366
E-Mail：zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp
(2)　公募要領の交付方法　本公告の日から電子媒体で交付するので、交付を希望する者は上記３(1)に記載のメールアドレスに連絡すること。
(3)　参加意思確認書等の提出期限　令和８年10月27日17時00分
4　その他
(1)　応募者があった場合は、応募書類等に基づき、２に定める参加資格等を確認し、適合者があったときは競争入札（一般競争）を実施する。
(2)　詳細は、公募要領による。
5　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AKASHI Koichi, President of Kyushu University
(2)　Classification of the products to be procured : 26
(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Kyushu University chikushi campus 1 Set
(4)　Delivery period : From 1 April, 2027 through 31 March, 2028
(5)　Delivery place : The place specified by President of Kyushu University
(6)　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for Kyushu University Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2027 in the Kyushu・Okinawa area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by The Corporation of National Universities Kyushu University,
C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by President of Kyushu University,
D　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,
E　meet the qualification requirements which President of Kyushu University may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by President of Kyushu University.
G　prove to have the ability to supply at a lower price than the tariff (standard supply conditions) of Kyushu Electric Power Co.
(7)　Time limit of tender : 17 : 00　27 October, 2026
(8)　Contact point for the notice : YOSHIDA Takeshi, Consumables Procurement Section, Procurement Division, Finance Department, Kyushu University, 744 Motooka Nishi-ku Fukuoka-shi 819―0395 Japan, TEL 092―802―2366,
E-Mail : zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp

参加者事前確認公募公告

参加者事前確認公募について、次のとおり公告します。

令和８年10月13日

国立大学法人九州大学総長　赤司　浩一

1　公募に付する事項

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　九州大学で使用する電気（高圧）　一式

⑶　納入期間　令和９年４月１日から令和10年３月31日

⑷　納入場所　総長が指定する場所

2　公募に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人九州大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和９年度に九州・沖縄地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

⑶　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑷　本公告に示した物品を総長が指定する日時、場所に十分納入することができることを証明した者であること。

⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、公募要領に記載する基準を満たす者であること。

⑹　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第４条の規定に基づき、総長が定める資格を有する者であること。

⑺　総長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑻　九州電力株式会社の料金表（標準供給条件）より安価で供給できる者であること。

3　参加意思確認書等の提出場所等

⑴　参加意思確認書等の提出場所及び問合せ先

〒819―0395　福岡市西区元岡744　国立大学法人九州大学財務部調達課消耗品調達係

吉田　武志　電話092―802―2366

E-Mail：zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp

⑵　公募要領の交付方法　本公告の日から電子媒体で交付するので、交付を希望する者は上記３⑴に記載のメールアドレスに連絡すること。

⑶　参加意思確認書等の提出期限　令和８年10月27日17時00分

4　その他

⑴　応募者があった場合は、応募書類等に基づき、２に定める参加資格等を確認し、適合者があったときは競争入札（一般競争）を実施する。

⑵　詳細は、公募要領による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AKASHI Koichi, President of Kyushu University

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Kyushu University (high tension power) 1 Set

⑷　Delivery period : From 1 April, 2027 through 31 March, 2028

⑸　Delivery place : The place specified by President of Kyushu University

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for Kyushu University Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2027 in the Kyushu・Okinawa area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by The Corporation of National Universities Kyushu University,

C　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by President of Kyushu University,

D　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,

E　meet the qualification requirements which President of Kyushu University may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,

F　not be currently under a suspension of business order as instructed by President of Kyushu University.

G　prove to have the ability to supply at a lower price than the tariff (standard supply conditions) of Kyushu Electric Power Co.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　27 October, 2026

⑻　Contact point for the notice : YOSHIDA Takeshi, Consumables Procurement Section, Procurement Division, Finance Department, Kyushu University, 744 Motooka Nishi-ku Fukuoka-shi 819―0395 Japan, TEL 092―802―2366,

E-Mail : zaksyomo@jimu.kyushu-u.ac.jp

司法書士名簿登録等の公告

司法書士名簿に登録した者及び登録を取消した者を司法書士法第18条の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月13日　日本司法書士会連合会

登　録

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
令和８年９月２日付			
東京10004	森岡　弘光	東京10005	山野目智代
東京10006	渡邉　弥也	東京10007	守屋　憲嘉
東京10008	青野喜望輝	東京10009	五十嵐菜央
東京10011	濵﨑　英晋	神奈川2882	山本　未記
埼玉2201	大塚　悠飛	茨城 774	澤幡　幸乃
静岡1057	鈴木　正悟	大阪5532	川瀬　明久
大阪5533	梶田　瀬菜	大阪5534	枡田　剛達
大阪5537	中山　昌樹	滋賀 583	林　善太
広島1276	前田　誠一	沖縄 602	與世山隼功
令和８年９月17日付			
福島 806	菅野　武弘	東京10012	岩田　宙大
東京10013	茅野　路子	東京10014	髙杉　保宏
東京10015	倉野　佳歩	東京10018	松川　結子
東京10019	儀間　盛智	埼玉2203	二瓶　郁夫
埼玉2204	望月　新也	栃木 563	小林　温
群馬 678	依田　直樹	長野 901	山﨑　伸也
愛知2527	松井　ゆか	愛知2528	青山　哲也
愛知2529	門田健太郎	大阪5539	杉田真友子
大阪5540	福田　明枝	大阪5541	眞鍋　典裕
大阪5542	門屋　佐和	大阪5543	阪﨑　成美
兵庫2477	末藤　丈晴	兵庫2478	松田　朋美
福岡2285	仲山　美幸		

登録の取消し

令和８年７月20日付		大阪 746	辻　輝男
令和８年７月22日付		石川　88	吉田　憲人
令和８年７月28日付		山口 404	山本三喜夫
令和８年７月30日付		大阪2866	髙木　智史
令和８年８月３日付			
福島 569	堀川　浩一	東京 930	田中　勝榮
令和８年８月15日付		福岡 664	加藤　憲一
令和８年９月２日付			
東京5892	鈴木　康介	静岡 424	伊藤　徹之
大阪 429	西田永次郎	大阪4220	山本　寛
兵庫 362	正呂地幸恵	和歌山185	森岡　春生
岡山 527	向原　美惠	島根　76	本常　恵三
島根 117	山田清二朗	福岡 965	井上　秀勝
福岡2264	廣島　裕二	宮崎 317	松本　道義
宮崎 415	河埜　述史		
令和８年９月17日付			
宮城 264	小泉　榮一	東京3688	杉本　憲司
東京6130	小見山　茂	神奈川691	森元　亨
神奈川1834	星野　秀人	神奈川2144	永澤　貴大
埼玉1875	高橋　直人	栃木 329	古澤　博
栃木 409	小林　昌広	静岡 201	岩田　篤
新潟 514	南雲　一成	新潟 713	湯崎野雅也
岐阜 609	川尻　実	大阪1284	宮田　嘉文
大阪5097	山本　健司	大阪5274	井上　結衣
京都 293	清水口哲雄	京都1443	粟飯原　宏
滋賀 414	鳴海　雅美	和歌山208	平尾　穣治
和歌山334	楠見　郁夫	山口 706	守田　勉
香川　48	髙嶋　英之	高知 237	東　信喜
愛媛 326	堀部　寿幸	福岡1982	山下　貴久
大分 513	川村順次郎	鹿児島370	神﨑　正泰
宮崎 534	岩元　隆道		

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者及び登録の取消しをした者を次のとおり公告する。

令和８年10月13日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登録〉登録日・登録番号・氏名

令和８年９月１日付			
茨城1531	須賀川華子	大阪3547	楠山　政彦
広島1969	因幡　正	山口1010	西本　貴俊
岡山1447	山本　千秋	熊本1272	中岡　秀聡
鹿児島1143	翁長　良治	宮城1103	星　佳成

令和８年９月10日付
東京8500　渡邉　裕介
埼玉2875　福嶋　常
和歌山460　中谷　志士
令和８年９月24日付
東京8501　平間　希
広島1970　戸田　純
（登録の取消し）登録取消し日・登録番号・氏名
令和８年５月15日付
令和８年７月17日付
令和８年７月28日付
令和８年７月30日付
令和８年８月８日付
令和８年９月１日付
東京7669　山内　康行
長崎　684　出口　栄二
宮崎　513　川口伊佐男
令和８年９月10日付
東京7139　渡部　宗弘
埼玉2247　内田　康夫
茨城1059　中島　誠次
静岡1318　加藤　修
岐阜　977　直井　均
沖縄　360　宮城　嗣兼
山形　952　伊藤　恒子
令和８年９月24日付
東京5828　斉藤　登
東京6810　小磯　義広
神奈川1667星　祐一
兵庫1608　大久保充男
鹿児島768　新村　和憲

神奈川3301長谷川　聡
新潟2262　堀　資多可
愛知3221　谷口　智也
神奈川3302新城　真勝
登録番号・氏名
兵庫1663　黒田　隆朝
埼玉2224　黛　衛和
山口　739　山本三喜夫
神奈川2574伊藤　孝
大分　772　熊谷　大輔
和歌山452　吉野　弘敏
熊本1247　西本　怜史
神奈川1916太田　悦子
茨城1000　若林　光春
栃木　515　堀江　和生
新潟1932　大倉　正哉
岡山1261　松原　健一
宮城　745　小泉　榮一
山形1247　中川　勝昭
東京5838　小山勝太郎
東京8236　西嶋　昌明
大阪2929　伊藤　守
福井　381　西岡　克樹

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、死因は縊死（推定）、年齢20～50歳台の男性、身長182cm、所持品は、衣類、スニーカー、ウェストポーチ、ペンダント付きネックレス、数珠
上記の者は、令和８年２月15日午前10時10分頃、日野市栄町５丁目11番地日野東光寺緑地第一緑地で発見され、死亡日は令和７年10月頃。
遺体は火葬し、遺骨は当市にて保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部生活福祉課生活援護係までお申し出ください。
令和８年10月13日
東京都
日野市長　古賀　壮志

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。
記
大分県中津警察署長
司法警察員警視　甲斐三武朗
令和８年第97号麻薬及び向精神薬取締法違反被疑事件（第６号、第10号から第15号まで）１．携帯電話機（iPhone16Pro、ゴールド色）１台。２．アルミホイル１本。３．マスク１個。４．携帯電話機（Galaxy、ピンク色）１台。５．携帯電話機（Redmi、青色）１台。６．パーソナルコンピュータ（ロジクール社のロゴ入り）１式

会社その他の公告

解散公告
当社は、令和八年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
札幌市北区屯田八条七丁目六番五号
株式会社アフム
代表清算人　大野　政義

解散公告
当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
札幌市白石区菊水七条二丁目二番一〇号
有限会社アクトプリント
清算人　伊藤　秀昭

解散公告
当社は、令和八年九月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
岩手県八幡平市柏台一丁目三番五号
株式会社ＧＲＡＮ　ＶＩＳＴＡ
代表清算人　菊池　陽介

解散公告
当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
岩手県大船渡市立根町字細野二九番地五四
有限会社大畑鉄筋
清算人　大畑　國拓

解散公告
当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
宮城県宮城郡利府町神谷沢字館の内六三番地二
有限会社アクシス
清算人　丹野　保彦

解散公告
当社は、令和八年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
仙台市青葉区本町二丁目一〇番六号
常盤フードサービス株式会社
代表清算人　加藤　知子

解散公告
当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
宮城県気仙沼市本吉町津谷松岡七三番地
有限会社三本
清算人　山方　文夫

解散公告
当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
宮城県宮城郡利府町花園三丁目一八番八号
有限会社小野寺内装
代表清算人　小野寺常雄

解散公告
当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
山形県天童市東本町一丁目一三番一二号
有限会社カネコ・クリエーティブ
清算人　兼子　晃

解散公告
当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
福島県田村市滝根町神俣字和貢三二二番地三
株式会社パートナー福島
代表清算人　白岩　紀雄

解散公告
当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
茨城県東茨城郡茨城町大字小幡八番地
特定非営利活動法人いばらき大地の会
清算人　片岡　祐一

解散公告
当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
栃木県宇都宮市吉野二丁目八番二二号
有限会社東屋関谷酒店
清算人　関谷　利子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
栃木県宇都宮市泉町六番三〇号
サンシヤイン・コンピユーターサービス
株式会社　代表清算人　大﨑　史雄

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
栃木県佐野市金井上町二五一九番地
一般財団法人唐沢山城振興財団
清算人　藤波　一博

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
群馬県高崎市昭和町五二―一
株式会社丸善薬品
清算人　善如寺　忠

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
群馬県渋川市渋川四九八番地
梅沢建設株式会社
代表清算人　梅沢　昭夫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
埼玉県行田市本丸八番一号
特定非営利活動法人ひかり
清算人　田島　秀樹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
埼玉県蕨市塚越一丁目四番一三号
株式会社Chickpea's
代表清算人　遠田　兼人

解散公告

当社は、株主総会決議により令和八年八月三十一日をもって解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
埼玉県熊谷市楊井一三七五番地一
株式会社佐藤商店
代表清算人　佐藤　広明

解散公告

当法人は、令和八年八月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
千葉県長生郡睦沢町上市場一八三一番地一
特定非営利活動法人マイナスカーボン・プリンティングシステムズ
清算人　久保　雅弘

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
千葉県富里市七栄五二五番地の三三五
有限会社ケイオーボディショップ
清算人　大木由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都新宿区下宮比町一番四号
合同会社ジェイ・ヴイ・ティー
清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内
きずな2合同会社
清算人　大村　圭一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都中央区銀座八丁目一八番一六号銀座Ｊ８ビル五〇一号室
ジー・エヌ・ケー・アセット有限会社
清算人　平岡　繁行

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都練馬区豊玉北五丁目二三番一一豊玉ビルＢ一〇一号
株式会社ｎｉｍ
代表清算人　西村　貴宏

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
一般社団法人琥珀プレミアム
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
合同会社オルタナ17
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都港区六本木一丁目六番一号
株式会社ユニヴァ・コミュニケーションズ
代表清算人　佐野　敦彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都港区六本木一丁目六番一号
株式会社ユニヴァ・マルシェ
代表清算人　佐野　敦彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都港区六本木一丁目六番一号

株式会社ユニヴァ・ソーシャル

代表清算人　佐野　敦彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都杉並区大宮二丁目六番一五号

株式会社ヤマガタ

代表清算人　山形　政弘

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都文京区湯島四丁目五番一四号

有限会社武田商事

清算人　武田　信宏

解散公告

当社は、令和八年八月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ＷＩＮ青山五三一

合同会社ＥＤＩＧＲＡＭ

清算人　宇賀神希生

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二階

株式会社アイテック

代表清算人　中鉢　史康

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都品川区北品川二丁目七番一〇号

株式会社Ａ－ｃｒｏｓｓ

代表清算人　中野渡　健

解散公告

当社は、令和八年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都中野区江古田四丁目三〇番一九―一一〇号

株式会社倉敷・マミー

代表清算人　髙野　恵

解散公告

当社は、令和八年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都文京区本郷三丁目二四―二ＨＰ本郷三階

銘商株式会社

代表清算人　阿南　雄大

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都港区六本木六―八―二九―四〇三

合同会社オフィス・プレシャス

清算人　深澤　貴彦

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

株式会社ＫＯＳＡＲＵ

代表清算人　酒匂　俊和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都港区西麻布二丁目六番二号ザ・パークハウス麻布外苑西通り五〇三号室

アセンシア合同会社

清算人　ナイジェル・チノック

解散公告

当社は令和八年十月九日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

アイラ特定目的会社

代表清算人　藍原　博也

解散公告

当社は、令和八年十月九日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

アイラ合同会社

清算人　小保方博之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室
アイラ1一般社団法人
代表清算人　小保方博之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室
アイラ2一般社団法人
代表清算人　小保方博之

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都品川区東品川四丁目一二番二号品川シーサイドウエストタワー一階
ＤＣＧシステムズ合同会社
清算人　吉原　辰也

解散公告

当社は、令和八年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一六階
株式会社ＧＡＭＥＰＬＥＸ
代表清算人　金　泰洙

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
横浜市青葉区元石川町六四八七番一
有限会社ダイイチ
清算人　笠井　直人

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
神奈川県平塚市四之宮二丁目二番三五号
シックスティーズ有限会社
清算人　金子　博明

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷六丁目一二番地一三
清水不動産株式会社
代表清算人　清水　康夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
横浜市中区本牧元町七〇番一二号
株式会社オストインターナショナル
代表清算人　岡本　一雄

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
神奈川県横浜市中区長者町五丁目七三番地四
天禾興株式会社
代表清算人　張本　百合

解散公告

当社は、令和八年九月十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
横浜市西区中央二丁目四六番一四号
株式会社小野田建設
代表清算人　小野田和広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
横浜市都筑区茅ケ崎南三丁目一番六〇号
有限会社リフォーミング
清算人　桑原　栄司

解散公告

当社は、令和八年九月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
横浜市中区山吹町一番地七―四〇一号室行政書士法人松延国際法務事務所内
株式会社マックスニュー・インベストメント・ジャパン
代表清算人　張　振　昊

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
横浜市鶴見区市場大和町一〇番一〇号
株式会社ワンダーリンク
代表清算人　多久美大河

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
富山市大島二丁目一三〇番地八
有限会社協同ギフト
清算人　永森　恵里

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
富山県中新川郡上市町若杉新二番地四
有限会社愛和プロダクツ
清算人　辻　篤磨

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
石川県金沢市福久町ヲ一五四番地
有限会社ピリカ
清算人　吉田　満

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
山梨県甲府市国母八丁目二二番一〇号
市川國母有限会社
清算人　村松　弘一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

長野県千曲市大字八幡一一二二―五

株式会社ハイテック

清算人　野口　博一

解散公告

当社は、令和八年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県静岡市葵区新伝馬一丁目二番五〇号

モノレール鋼機有限会社

清算人　日野　濃

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県御前崎市門屋一九二八番地

合同会社ＣＬＡＲＩＴＡＳ

清算人　大石　佳乃

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県菊川市赤土二五七番地の六

合同会社ＬＵＣＥＮＴＩＡ

清算人　川田　寿乃

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

名古屋市中村区豊国通三―二四

福満東株式会社

代表清算人　王　暁東

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

愛知県東海市加木屋町郷中四一番地

有限会社サウンドサービスのばた

代表清算人　早川　太

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

愛知県大府市森岡町二丁目三八〇番地

株式会社ワンズ・ワン・プランニング

代表清算人　鈴木　功

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

名古屋市中区金山一丁目一四番一六号トキワビル五Ｆ

株式会社ファイコーポレーション

代表清算人　梶田　稔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

愛知県岡崎市美合町字生田二七九番地一

株式会社ライフ・サポート

代表清算人　宇野　洋子

解散公告

当社は、令和八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

滋賀県大津市国分一丁目三番三六号

ナカガワサッシ有限会社

清算人　中川　俊典

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

京都府宇治市槇島町薗場五二番地

株式会社ゆい京都

代表清算人　太田　唯

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

京都府宇治市槇島町薗場五二番地

株式会社マハロ京都

代表清算人　太田　唯

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

京都府向日市寺戸町東田中瀬一七番地の四

株式会社シィー・エー・ディー

代表清算人　島津　順一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

京都府宮津市字川向一四一九番地

一般社団法人ＭＩＴＥＭＩ

代表清算人　中井　由紀

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町二五〇番地の五同和警備保障ビル内

株式会社栄和

代表清算人　圖越　利和

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

大阪市淀川区西中島四丁目六番三〇号チサンマンション第五新大阪三〇六

株式会社リクブル

代表清算人　小方　秀紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

大阪市住之江区浜口西一丁目一三―一五

カトレアビル二〇三号室

ＲＵＢＹコンサルティング株式会社

代表清算人　インショウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目一〇―一
五ブランシュ阿倍野一〇三号室
山泰食品株式会社
代表清算人　オウコウウ

解散公告

当社は、令和八年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪府八尾市沼二丁目一三五番地
株式会社ＳＨＩＮＫＯＵ
代表清算人　白井　和之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪府豊中市庄内栄町五丁目九番一二号
日邦紙器株式会社
代表清算人　矢野　隆信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪府門真市松生町三番四号
有限会社白﨑電工
清算人　白﨑　修一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市港区八幡屋一丁目一番五号デイズハイツ朝潮橋四〇五
翊智株式会社
代表清算人　張　志強

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市城東区東中浜九丁目八番二六号一〇五室
一勤株式会社
代表清算人　パン　ホイ

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル二五階
株式会社虎次郎
代表清算人　中嶋　啓介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市平野区長吉長原東一丁目二番六六号
きりしま興産株式会社
代表清算人　河合　敬亮

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市西成区橘一丁目一一番二八号オフィススポート橘五〇九号室
ＡＸＩＴＡ株式会社
代表清算人　欧　翔

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市中央区東平一丁目二番一五―一四〇二号
株式会社インター・イデア・プロジェクツ
代表清算人　石川　孝明

解散公告

当法人は、令和八年九月二十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市福島区吉野一丁目一〇番一五号
特定非営利活動法人日本健美振興協会
清算人　長谷　重行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市浪速区立葉一丁目四番一四号
有限会社ニチナン
清算人　森本　正彦

解散公告

当法人は、令和八年十月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市中央区高麗橋四丁目三番七号淀屋橋総合会計内
一般社団法人中之島アセット
代表清算人　安田祐一郎

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。
なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪府東大阪市川田二丁目一二番二四号
有限会社進和設備工業
清算人　塩野　誓志

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年九月二十五日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
大阪市中央区上筒井通一丁目六番六号
有限会社平村写真館
清算人　平村　守

解散公告

当社は、令和八年九月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
神戸市西区玉津町新方三二六番地の一
有限会社カトウ自動車工業
清算人　嘉藤　鈴子

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
兵庫県明石市本町一丁目五番四号
株式会社三栄紙業社
代表清算人　塚原　覚

解散公告

当法人は、令和八年九月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月十三日
兵庫県神戸市中央区三宮町三丁目九番一八号
特定非営利活動法人オーラルヘルス研究会
清算人　藤井　佳朗

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

奈良県北葛城郡王寺町元町二丁目一三番八号

株式会社エトー

代表清算人　井田　修

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

奈良県北葛城郡河合町中山台二丁目一六番地九

合同会社ＮＯＯＫＳ

清算人　福永　紀子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

和歌山県和歌山市栗栖三二二―六

有限会社モアアンドモア

清算人　山中　真二

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

和歌山県和歌山市狐島三四一番地

株式会社創建

代表清算人　島本　和也

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日、会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

島根県松江市美保関町片江五一二番地

株式会社３ＲＳ

代表清算人　安井　幸江

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

広島県三次市畠敷町四四一番地の一六

有限会社田中建機

清算人　田中　康博

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

広島県安芸郡府中町浜田本町一番三四号

株式会社セブン電化

代表清算人　高橋　廣二

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

広島市西区高須三丁目九番―一七号

特定非営利活動法人就労ネット

清算人　山田　康輔

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

山口県宇部市明神町三丁目七番二三号

有限会社西部トモエ交通

清算人　古賀　憲男

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

山口県周南市栗屋字開作北八一九番地一

有限会社西部新宿交通

清算人　古賀　憲男

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

香川県高松市西ハゼ町四一番地五

有限会社ワールド通信工業

清算人　間島　健一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

香川県高松市錦町一丁目一九番一〇号

有限会社丸武

清算人　茶園　博三

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

北九州市八幡東区中尾一丁目一三番三号

株式会社サンクス

代表清算人　日野　哲雄

解散公告

当社は、令和八年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

大分県宇佐市大字上田七五九番地の四

有限会社サンユニット

清算人　後藤　春海

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

宮崎県宮崎市船塚三丁目一四四番地

シティー住宅株式会社

代表清算人　富尾　光秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

鹿児島県大島郡瀬戸内町網野子一八二番地

株式会社奄美有機農業研究所

代表清算人　岡本　祥子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

鹿児島県薩摩郡さつま町船木一八四番地一

有限会社メディカル木原

清算人　木原ノブ子

解散公告

当社は、令和八年八月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

鹿児島県霧島市隼人町見次九八六番地一（三Ｆ）

株式会社ＩＨＯ

代表清算人　岩元　哲郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

鹿児島県出水市本町一九番四九号
株式会社兼伸
代表清算人　今井　兼一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月九日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

茨城県那珂市額田南郷字新宿三四番地の三
医療法人正宏会
清算人　塙　篤美

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県浜松市中央区入野町六三〇一番地の一
医療法人社団ふじもと矯正歯科医院
清算人　藤本　雅清

解散公告（第一回）

当法人は、令和三年十一月十三日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

愛媛県松山市北条辻三一八番地一
医療法人松木医院
清算人　永井　卓也

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

長崎市小峰町三番六号
医療法人倉田醫院内科婦人科
清算人　倉田　明彦

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

熊本県下益城郡美里町馬場七五七番地一
医療法人田上会
清算人　田上　洋一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月三十一日をもって診療所を閉鎖したため、定款で定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

沖縄県うるま市石川東山二丁目三〇番一四号
医療法人新風会
清算人　山口　隆

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

栃木県宇都宮市大和二丁目一番二三号
医療法人耳鼻咽喉科佐藤クリニック
清算人　佐藤　克廣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月二十六日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

千葉県浦安市美浜三丁目二六番八号
医療法人社団前田産婦人科医院
清算人　曽根　栄輝

連絡先　千葉市中央区中央三丁目五番一号
千葉中央トーセイビル九階　藤井・滝沢綜合法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年八月十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都渋谷区桜丘町一二番八号
渋谷コーポラス管理組合法人
代表清算人　笹本　秀文

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月七日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県沼津市西椎路八八番地の一
医療法人社団きさらぎ会
清算人　甲斐　美咲

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年九月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

福岡県八女市新庄一六一五番地
農事組合法人若獅子
清算人　大石　浩嗣

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都練馬区豊玉北一丁目六番一四号ジェミニB館二階
医療法人社団啓歯会
清算人　髙野　哲也

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

富山県魚津市中央通り一丁目一番一二号
佛教寺
清算人　轡田　普善

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県磐田市豊浜三〇三〇番地一二
医療法人社団信和会
清算人　大橋　和史

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十六日、広島市長の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

広島市西区井口台二丁目二三番三二号
医療法人志高会
清算人　佐久間高志

第40期決算公告

令和８年10月13日

仙台市宮城野区扇町六丁目４番20号
仙台エルピーガス株式会社
代表取締役社長　中鉢　健嗣

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	293,420
	固定資産	147,472
	合計	440,892
負債及び純資産の部	流動負債	63,768
	株主資本	377,124
	資本金	50,000
	利益剰余金	335,364
	利益準備金	12,537
	その他利益剰余金	322,827
	（うち当期純利益）	(23,151)
	自己株式	△8,240
	合計	440,892

解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十三日

熊本県天草市倉岳町宮田二五〇六番地の一

宗教法人宮田教会

清算人　弁護士　伊藤　英範

連絡先　熊本市中央区新屋敷三―一六―一一　ガーデンコート新屋敷二〇一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市芦野二丁目二二番、最後の住所札幌市東区北二十三条東七丁目二番一二―二〇一号　被相続人　亡　赤間　七穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

北海道釧路市幸町六丁目一〇番地幸六ビル三階　高橋哲也法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高橋　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市江刺愛宕字落合一〇五番地二、最後の住所岩手県盛岡市手代森九地割七〇番地一　岩手清和病院

被相続人　亡　菊地　秋夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号

相続財産清算人　弁護士　松岡　佑哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区郡山三丁目二七番地、最後の住所仙台市宮城野区岩切字鴻巣一〇八番地の三　被相続人　亡　佐藤　政一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

仙台市青葉区本町二丁目一番二九号　ＪＲＥ仙台本町ホンマビル八階　法律事務所紬

相続財産清算人　弁護士　橋本　琢朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡西郷村大字真船字折口原五番地五二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　健三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

福島県白河市道場小路九一番地五第六大成プラザ二階Ｃ室

相続財産清算人　弁護士　大野　貴雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字馬渡三八七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　飛田　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

茨城県水戸市中央二丁目八番三一号茂手木ビル一〇二号　茂手木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　菅野　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南二丁目三四八番地、最後の住所群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前二二七九番地二七九

被相続人　亡　土田　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号石原・関・猿谷法律事務所

相続財産清算人　弁護士　猿谷　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北沢四丁目八五〇番地、最後の住所東京都世田谷区松原一丁目五三番一二号　被相続人　亡　熊井　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都新宿区新宿一丁目八番五号新宿御苑室町ビル五階　三宅・今井・池田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　志甫　治宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市戸崎八二五番地、最後の住所東京都豊島区長崎六丁目二六番一号　被相続人　亡　飯村　佝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

東京都千代田区神田神保町三丁目二三番地新聞之新聞ビル三〇五号室　菅野綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市府川六八六番地、最後の住所神奈川県南足柄市沼田二一九番地二コーポエイトＡ―一〇一　被相続人　亡　桑原　純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号ＭＡＮＡＸビル五階

相続財産清算人　弁護士　八木下美帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港南区野庭町六七八番地、最後の住所横浜市港南区野庭町六七八番地野庭団地一棟一八二号　被相続人　亡　神谷　由香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階

相続財産清算人　弁護士　長谷川範子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区上小田中二丁目七〇八番地、最後の住所川崎市中原区上小田中二丁目二六番二二号　被相続人　亡　内ケ崎博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

川崎市川崎区砂子一丁目一〇番地二ソシオ砂子ビル三〇三

相続財産清算人　弁護士　勝本　広太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区牛妻二一〇六番地一一三、最後の住所静岡市葵区牛妻二一〇六番地の一一三　被相続人　亡　伴野　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年二月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県静岡市葵区両替町一丁目四番地の五河村第一ビル二階オーシャニック法律事務所

相続財産清算人　弁護士　諏訪部史人

決　算　公　告

令和８年10月13日

東京都港区六本木一丁目９番10号

Ｕｂｅｒ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　ジョージアナ・オザナ・アレクサンドル

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,140,566
	固定資産	638,290
	その他の資産	395,944
	合計	4,174,802
純資産の部負債及び	流動負債	3,578,534
	株主資本	596,267
	資本金	18,000
	利益剰余金	578,267
	その他利益剰余金	578,267
	（うち当期純利益）	(213,598)
	合計	4,174,802

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市旭町二一番地、最後の住所静岡県伊東市富戸一〇四〇番地の一五

被相続人　亡　佐藤　正次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

静岡県沼津市市場町一九番一一号あしたか法律事務所

相続財産清算人　弁護士　阿久根展大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市中泉二二七四番地、最後の住所静岡県磐田市今之浦二丁目一五番地五グリーンベルＡ―一〇一

被相続人　亡　永田　元美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

浜松市中央区板屋町五二二番地　ＭＹビル四階　弁護士法人佐々木・髙平法律事務所

相続財産清算人　弁護士　住田　碧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市上阿波一四二〇番地、最後の住所三重県津市阿漕町津興一〇四九番地

被相続人　亡　池本　喜昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

三重県桑名市寿町三丁目一一番　太平洋桑名ビル六階　伊勢湾総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松井　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市北山町一四五三番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　下田　正三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

三重県四日市市諏訪栄町七番三四号四日市近鉄ビル七階

相続財産清算人　弁護士　石川　慎司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市小山田町二九一五番地二、最後の住所大阪府河内長野市小山田町二九一五番地の二　被相続人　亡　中谷　佳純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

大阪市北区中崎西二丁目一番一号ゼネラルビル三階

相続財産清算人　弁護士　高砂健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市南太子堂一丁目一番、最後の住所大阪府八尾市南太子堂一丁目一番三三―一〇五号　被相続人　亡　梅田さゆり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

大阪市北区西天満六丁目七番四号　大阪弁護士ビル九階

相続財産清算人　弁護士　長屋　興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県津名郡淡路町岩屋一五六五番地、最後の住所不明（不動産登記記録上の住所津名郡岩屋町一五六五番地）

被相続人　亡　長野　米秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

兵庫県洲本市本町六丁目二番一七号兵庫シーランドビル五階　おのころ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　富本　和路

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市山口一八一八番地一、最後の住所岡山県岡山市北区東古松一丁目一四番二四号コーポ錦二一号

被相続人　亡　有本　道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

岡山市北区富田町二丁目一二番一六号センチュリー富田町ビル四〇一号室

相続財産清算人　弁護士　青木　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区藤田四四七番地五〇、最後の住所岡山県岡山市南区福島三丁目三番一五号　被相続人　亡　渡邊　聖二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

岡山県岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル二階

相続財産清算人　弁護士　菅　真彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大字前田一〇二番地二、最後の住所北九州市小倉南区大字木下五五番地　被相続人　亡　柏丸　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

北九州市小倉北区下到津一丁目五番一七―一〇二号

相続財産清算人　司法書士　坂井　絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市七城町蘇崎一六〇番地、最後の住所熊本県菊池市七城町蘇崎一六〇番地

被相続人　亡　緒方　秀敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十三日

熊本市中央区京町本丁八番二八号コスモス法律事務所

相続財産清算人　弁護士　矢澤　利典

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　静岡県磐田市刑部島字東通二三三番

対象建物　静岡県磐田市刑部島字村東六一七番地の三、静岡県磐田市刑部島二三三

二　供託所　静岡地方法務局浜松支局

三　供託番号　令和八年度金第四七〇番地

四　供託金額　（一）土地　八二〇、四二一円

（二）建物　〇円

五　裁判所　静岡地方裁判所浜松支部

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第三号

令和八年十月十三日

静岡県浜松市中央区板屋町五二二番地ＭＹビル四階　所有者不明土地管理人兼所有者不明建物管理人　弁護士　住田　碧

第11期決算公告

令和８年10月13日

宮城県仙台市若林区六丁の目西町６番５号
ＭＥＤＩＵＭ・ＲＯＯＭ１

エーアイシルク株式会社

代表取締役　岡野　秀生

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,562	流動負債	104,368
固定資産	89,499	固定負債	54,704
繰延資産	314	株主資本	1,653
		資本金	99,000
		資本剰余金	457,219
		資本準備金	457,219
		利益剰余金	△554,566
		その他利益剰余金	△554,566
		（うち当期純損失）	(231,081)
		新株予約権	1,651
資産合計	162,376	負債・純資産合計	162,376

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　吉永　英明
　住所　群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇七一四番地
　生年月日　昭和四十八年一月十九日
二　供託所　前橋地方法務局太田支局
三　供託番号　令和八年度金第三一七号
四　供託金額　七十五万三百四十八円
五　裁判所　前橋家庭裁判所太田支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第二〇〇一号
　令和八年十月十三日
　群馬県高崎市筑縄町五二―七　梅山第一ビル二〇一号　つくなわ法律事務所
　不在者財産管理人　弁護士　大野　岳

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　當麻　理子
　住所　東京都江戸川区東小岩五丁目八三一番地
　生年月日　昭和三十五年十一月二十一日
二　供託所　東京法務局
三　供託番号　令和八年度金第二五九七一号
四　供託金額　百六十四万四千九百二十九円
五　裁判所　東京家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七三四一六号
　令和八年十月十三日
　東京都文京区本郷三丁目二四番地二号ＨＰ本郷ビル五階
　不在者財産管理人　南部　恵一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　嶽本　勝市
　住所　滋賀県草津市笠山二丁目一番九号新洋建設社宅
　生年月日　昭和二十三年二月二十一日
二　供託所　大津地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第六五一号
四　供託金額　一〇、〇一九、一〇五円
五　裁判所　大津家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第二一一五号
　令和八年十月十三日
　滋賀県大津市本堅田四丁目一九―三九シャトー・ル・ラック三〇四
　不在者財産管理人　弁護士　雪谷真里奈

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二に準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所の所在地
①　名称　有限会社近江屋ヒリーム会
②　代表者の氏名　代表取締役　北條　栄作
③　本店の所在地　山口県山口市道場門前一丁目三番一三号

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の失効の年月日
　許可の年月日　昭和五十三年三月三十一日
　許可の失効年月日　令和八年七月十五日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金の額又は前受業務保証金の額
①　営業保証金　金十五万円
②　前受業務保証金　金三百八十八万六千円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中国経済産業局長に提出して下さい。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

令和八年十月十三日
　山口県山口市道場門前一丁目三番一三号
　有限会社近江屋ヒリーム会
　代表取締役　北條　栄作

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年10月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社アディ・トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3991号　④有限会社アディ・トラベル　東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号　取締役　井上淳　⑤本社営業部　東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号井上ビル５Ｂ　⑥平成８年７月17日　⑧令和８年９月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区高円寺南二丁目16番２号井上ビル５Ｂ　有限会社アディ・トラベル　取締役　井上淳

Ｂ　①株式会社レック　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1079号　④株式会社レック　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－10－１ＭＩＮＤＡＮビル302　代表取締役　韓昌宏　⑤本社営業所　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－10－１ＭＩＮＤＡＮビル302　⑥平成28年11月28日　⑧令和８年８月25日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－10－１ＭＩＮＤＡＮビル302　株式会社レック　代表取締役　韓昌宏

Ｂ　①Two Streets Back　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－850号　④合同会社インターウィーブコンセプト　京都府京都市北区衣笠御所ノ内町34番地３－206号　代表社員　池田和男　⑤Two Streets Back　京都府京都市北区衣笠御所ノ内町34番地３－206号　⑥令和３年10月27日　⑧令和８年９月７日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京都市北区衣笠御所ノ内町34番地３－206号　合同会社インターウィーブコンセプト　代表社員　池田和男

Ｂ　①ＮＩＣ　Ｔｒｉｐ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3092号　④日亜国際コンサルティング株式会社　大阪市中央区安土町２－２－15ハウザー堺筋本町駅前ビル５Ｆ　代表取締役　江宁　⑤本社　大阪市中央区安土町２－２－15ハウザー堺筋本町駅前ビル５Ｆ（501号）　⑥令和３年８月26日　⑧令和８年８月25日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区安土町２－２－15ハウザー堺筋本町駅前ビル５Ｆ　日亜国際コンサルティング株式会社　代表取締役　江宁

Ｂ　①株式会社ＮＴＴマーケティングアクトＰｒｏＣＸ　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２種―456号　④株式会社ＮＴＴマーケティングアクトＰｒｏＣＸ　大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号　代表取締役　長徳慎二郎　⑤沖縄営業所　沖縄県那覇市寄宮１－３－37　⑥令和４年３月24日　⑧令和８年９月30日　⑩1100万円　⑪沖縄県知事　⑫大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号　株式会社ＮＴＴマーケティングアクトＰｒｏＣＸ　代表取締役　長徳慎二郎

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年10月13日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①パイン株式会社　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－1283号　④パイン株式会社　さいたま市大宮区桜木町四丁目80番地１　代表取締役　廣瀬佳正　⑤本社営業所　さいたま市大宮区桜木町四丁目80番地１　⑥令和３年11月30日　⑦令和８年８月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社旅ネット長野　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－434号　④有限会社旅ネット長野　上田市長瀬3544番地１　取締役　矢嶋光春　⑤本社営業所　上田市長瀬3544番地１　⑥平成13年９月６日　⑦令和８年８月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社四季の旅　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－6457号　④株式会社四季の旅　東京都千代田区神田小川町三丁目１番１号　代表取締役　土屋俊一　⑤本社営業所　東京都千代田区神田小川町三丁目１番１号　⑥平成23年８月18日　⑦令和８年８月18日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社アコード　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－8179号　④株式会社アコード　東京都北区中里二丁目６番13号アコードビル　代表取締役　藤岡勝義　⑤本社営業所　東京都北区中里二丁目６番13号アコードビル　⑥平成21年５月18日　⑦令和８年９月８日　⑧260万円　⑨1300万円

Ａ　①京都スタイル株式会社　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２－863号　④京都スタイル株式会社　京都市下京区五条通高倉角堺町21番地　代表取締役　岡村充泰　⑤本社営業所　与謝郡与謝野町岩滝1693　⑥令和４年４月５日　⑦令和８年７月28日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①トップネットツアー　②第３種旅行業務　③大阪府知事登録旅行業第３－3141号　④株式会社トップネット　大阪市中央区平野町三丁目１番10号　代表取締役　俵谷篤徳　⑤本社　大阪市中央区平野町三丁目１番10号オーセンティック淀屋橋901号　⑥令和５年４月12日　⑦令和８年９月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上６件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　近藤　幸二

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年10月13日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令８不保720	株式会社エムシー企画	北海道知事石狩(4)7560	代表取締役 前田直	北海道札幌市東区北37条東４－２－８	1000万円
令８不保721	ヤマノ開成不動産	青森県知事(9)2259	野呂晶清	青森県青森市安方２－11―12	1000万円
令８不保722	有限会社角田建設	青森県知事(5)3041	取締役 角田和子	青森県北津軽郡中泊町大字小泊字鮫貝110-10	1000万円
令８不保723	セカンドアクト	岩手県知事(1)2753	菊池真寛	岩手県盛岡市北松園４―27―５	1000万円
令８不保724	有限会社ハウジングパートナー	宮城県知事(7)4115	代表取締役 今野京子	宮城県石巻市双葉町３―32―２	1000万円
令８不保725	株式会社マルクホーム	宮城県知事(1)6769	代表取締役 宮内直幸	宮城県仙台市青葉区旭ケ丘３―26―25	1000万円
令８不保726	株式会社なごみ	福島県知事(3)3110	代表取締役 齋藤章	福島県郡山市町東１―186	1000万円
令８不保727	トレース不動産	茨城県知事(1)7657	石津遼哉	茨城県つくば市竹園２―11―21	1000万円
令８不保728	有限会社椛澤土木	群馬県知事(1)7933	代表取締役 椛澤秀明	群馬県前橋市富士見町小暮1851－４	1000万円
令８不保729	株式会社ライフクリエイト	埼玉県知事(8)15175	代表取締役 杠葉祐樹	埼玉県所沢市荒幡851―４	1000万円

令８不保730	株式会社Ｂａｎｃ	埼玉県知事(1)25864	代表取締役橘真優	埼玉県さいたま市南区別所７―８―15	1000万円
令８不保731	株式会社サクラスプロパティーズ	東京都知事(3)93037	代表取締役小山浩二	東京都千代田区内神田３―24―４	1000万円
令８不保732	コマースブレイン株式会社	東京都知事(1)109976	代表取締役大島正人	東京都中央区銀座１―20―11	1000万円
令８不保733	有明興業都市開発株式会社	東京都知事(2)102702	代表取締役山田芳行	東京都江東区有明１―２―27	1000万円
令８不保734	テンル株式会社	東京都知事(2)105749	代表取締役石津爽	東京都台東区台東３―29―６	1000万円
令８不保735	株式会社ＳＯＵＰＴＲＥＥ	東京都知事(1)106507	代表取締役小池和人	東京都港区虎ノ門３―18―12	1000万円
令８不保736	ディアフェリス株式会社	東京都知事(1)106653	代表取締役橋場貞姫	東京都台東区上野５―８―10	1000万円
令８不保737	クレディオ・アセット株式会社	東京都知事(1)106603	代表取締役福嶋洋輔	東京都渋谷区恵比寿１―５―９	1000万円
令８不保738	株式会社みやま建築設計事務所	東京都知事(1)106501	代表取締役三山元洋	東京都新宿区西新宿６―17―７	1000万円
令８不保739	株式会社ＮＳＲ	東京都知事(1)108181	代表取締役岡村賢史	東京都新宿区新宿１―23―６	1000万円
令８不保740	シー・ウインズ株式会社	東京都知事(1)111712	代表取締役今泉典子	東京都千代田区神田須田町２―８―19	1000万円
令８不保741	有限会社昴プランニング	神奈川県知事(8)18168	代表取締役本多誠	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3691	1000万円
令８不保742	有限会社ハナ・コーポレーション	神奈川県知事(1)31555	代表取締役岩本敏子	神奈川県横浜市西区みなとみらい２―２―１	1000万円
令８不保743	ゴールド・スピアー株式会社	神奈川県知事(1)32295	代表取締役寺尾良一	神奈川県横浜市青葉区奈良町2415―238	1000万円
令８不保744	株式会社Ｋ・Ｋ・Ｃ	神奈川県知事(2)29446	代表取締役金山和徳	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町３―32―14	1000万円
令８不保745	一磨株式会社	神奈川県知事(1)31269	代表取締役本目信太郎	神奈川県横浜市保土ケ谷区法泉２―28―６	1000万円
令８不保746	学文タオワークス株式会社	神奈川県知事(1)31317	代表取締役鶴田憲司	神奈川県横須賀市田浦大作町35―４	1000万円
令８不保747	株式会社ＬｉｎｋＬｉｎｋ	神奈川県知事(1)32202	代表取締役溝田知佑	神奈川県川崎市宮前区西野川３―46―22	1000万円
令８不保748	株式会社ミカサ	静岡県知事(2)14284	代表取締役堀田真吾	静岡県静岡市駿河区東新田94	1000万円
令８不保749	いむら建築株式会社	静岡県知事(1)14809	代表取締役伊村益広	静岡県御前崎市池新田6022―１	1000万円
令８不保750	株式会社ＴＳＵＲＵＧＩ	京都府知事(1)14329	代表取締役川上剣	京都府京都市中京区西ノ京西中合町59―３	1000万円
令８不保751	株式会社イワタエステート	大阪府知事(9)34085	代表取締役岩田富資	大阪府大阪市中央区久太郎町４―２―５	1000万円
令８不保752	株式会社ジャック	大阪府知事(2)60040	代表取締役杉山秀俊	大阪府高槻市唐崎中１―８―21	1000万円
令８不保753	株式会社鈴木コーポレーション	大阪府知事(2)60509	代表取締役鈴木真人	大阪府高槻市庄所町９―２	1000万円
令８不保754	合同会社ｇｒａｎｄｒａｖｅ	大阪府知事(2)61902	代表社員谷山在勲	大阪府大阪市西区北堀江１―６―24	1000万円
令８不保755	晶鑫株式会社	大阪府知事(1)62683	代表取締役横山爽	大阪府大阪市浪速区元町２―８―４	1000万円
令８不保756	株式会社ワンライフ	大阪府知事(1)63085	代表取締役青山弘典	大阪府枚方市楠葉並木１―37―24	1000万円
令８不保757	株式会社魁	兵庫県知事(4)451254	代表取締役北爪智子	兵庫県姫路市城北本町16―10	1000万円
令８不保758	株式会社コモード	兵庫県知事(2)11856	代表取締役高田幸典	兵庫県神戸市東灘区岡本１―２―27	1000万円
令８不保759	貴船不動産	奈良県知事(9)2527	船木孝純	奈良県大和郡山市堺町29	1000万円
令８不保760	株式会社和住工業	高知県知事(2)2875	代表取締役横矢達也	高知県高知市中宝永町５―18	1000万円
令８不保761	アイゼン総合事務所	福岡県知事(2)19237	木村秀作	福岡県福岡市中央区舞鶴３―２―21	1000万円
令８不保762	イールドキャピタル株式会社	福岡県知事(2)19723	代表取締役中島昌光	福岡県福岡市早良区荒江３―10―６	1000万円
令８不保763	ブライトホーム	福岡県知事(1)19776	水落憲彦	福岡県福岡市博多区竹下５―21―11	1000万円
令８不保764	ＧＡＩＡＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮＤＥＶＥＬＯＰＭＥＮＴ合同会社	長崎県知事(1)4196	代表社員有田元呂	長崎県長崎市桶屋町50―１	1000万円
令８不保765	小山工建株式会社	鹿児島県知事(8)3704	代表取締役横山大二	鹿児島県鹿児島市城山町15―３	1000万円
令８不保766	テクノ開発株式会社	沖縄県知事(2)4623	代表取締役名嘉徳秀	沖縄県那覇市曙２―９―６	1000万円

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年10月13日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令08全保1971	株式会社山平	国土交通大臣(6)5611	代表取締役田代雅巳	東京都港区西新橋１―９―１	1500万円
令08全保1972	ＯＫＡＣＯＮ株式会社	国土交通大臣(1)10587	代表取締役岡彦吉	愛知県名古屋市名東区大針１―28	〃

令08全保1973	株式会社アーニストホーム	北海道知事（渡島４）1070	代表取締役新田眞幸	北海道函館市富岡町３丁目15―39	1000万円
令08全保1974	株式会社ＴＭＳ	北海道知事（胆振１）1080	代表取締役嶋中昌治	北海道苫小牧市大成町２丁目３－１	〃
令08全保1975	有限会社ケイエスコーポレーション	北海道知事（石狩17）141	代表取締役白崎啓一	北海道札幌市白石区本通３丁目北５―39本通ハイム	〃
令08全保1976	株式会社サッポロハウス	北海道知事（石狩９）4600	代表取締役兼平栄治	北海道恵庭市相生町２丁目６―12	〃
令08全保1977	株式会社アーキビジョン・ホールディングス	北海道知事（石狩２）8771	代表取締役丹野正則	北海道札幌市清田区美しが丘３条10丁目２―15	〃
令08全保1978	株式会社Ｓｍａｒｔ．Ａｃｔｉｎｇ	北海道知事（石狩１）9195	代表取締役水谷圭太	北海道札幌市西区山の手２条６丁目３―17―201	〃
令08全保1979	株式会社じん	北海道知事（釧路１）564	代表取締役竇福哲史	北海道釧路市弥生２―10―６	〃
令08全保1980	財形住宅株式会社	北海道知事（十勝９）434	代表取締役橋本尚明	北海道帯広市西３条南21丁目10	〃
令08全保1981	株式会社すこんちゅら	北海道知事（十勝１）807	代表取締役村山有紗	北海道帯広市西３条南26丁目８－１	〃
令08全保1982	株式会社カワサキＲＣＣ	青森県知事(2)3518	代表取締役川﨑良一	青森県八戸市南類家２―22―14	〃
令08全保1983	エール不動産株式会社	岩手県知事(1)2762	代表取締役後藤剛	岩手県花巻市四日町三丁目19―17―Ｂ号室	〃
令08全保1984	株式会社メゾン	山形県知事(8)1666	代表取締役加藤渉	山形県米沢市金池３―２－２	〃
令08全保1985	株式会社ＪＰアクア	福島県知事(3)3052	代表取締役加登島佐規子	福島県二本松市舟形石山５－６	〃
令08全保1986	鈴木不動産	福島県知事(11)20235	鈴木充	福島県郡山市並木３―６―20	〃
令08全保1987	恵誠商事	栃木県知事(7)3705	吉田誠一	栃木県宇都宮市石井町3413―81	〃
令08全保1988	ワールドパイオニア	東京都知事(16)10211	荒井賢	東京都豊島区西池袋１－９―11	〃
令08全保1989	鯨岡石材工業株式会社	東京都知事(14)22097	代表取締役鯨岡三男	東京都大田区中央３―７－９	〃
令08全保1990	株式会社片柳商会	東京都知事(9)51371	代表取締役片柳眞理子	東京都品川区小山６―12―７	〃
令08全保1991	有限会社宮田商事	東京都知事(9)58896	代表取締役宮田トシ子	東京都八王子市狭間町1455―２	〃
令08全保1992	日栄実業株式会社	東京都知事(8)58979	代表取締役小林義明	東京都新宿区北新宿１―１―16ＪＳビル405	〃
令08全保1993	株式会社エム・ワイ・カンパニー	東京都知事(8)61279	代表取締役高村充	東京都足立区綾瀬３―17―22	〃
令08全保1994	株式会社リビングナウ	東京都知事(6)76892	代表取締役今井英秋	東京都西東京市向台町６－１－11	〃
令08全保1995	プラスネット不動産株式会社	東京都知事(3)93997	代表取締役宮田泰幸	東京都北区中里３―22―１	〃
令08全保1996	株式会社リレーション	東京都知事(3)94479	代表取締役星野正志	東京都足立区舎人５―26―７	〃
令08全保1997	株式会社リヴァリス	東京都知事(2)99133	代表取締役山田錦	東京都港区南青山５―11―22	〃
令08全保1998	株式会社ＡＳＳＥＴＴＲＵＳＴ	東京都知事(3)99469	代表取締役沓澤寿	東京都港区三田２―14―４	〃
令08全保1999	株式会社グローバルロード	東京都知事(2)100993	代表取締役晋永変	東京都中央区築地５―６―10	〃
令08全保2000	株式会社バスデパン	東京都知事(2)102360	代表取締役青山葉介	東京都江戸川区北小岩５―21―７―206	〃
令08全保2001	Ｔ・Ｍホーム株式会社	東京都知事(2)103403	代表取締役塩澤良介	東京都杉並区井草４―２―11	5,005,678円
令08全保2002	ＬＪＦ株式会社	東京都知事(1)106370	代表取締役陳則栄	東京都杉並区松庵３―33―８―101	1000万円
令08全保2003	吉田税理士不動産	東京都知事(1)107226	吉田正美	東京都新宿区西新宿７―20―１―1306号室	〃
令08全保2004	株式会社ＷＲＡ	東京都知事(1)107591	代表取締役藤嶋陽	東京都練馬区東大泉１―32―２―４Ａ号室	〃
令08全保2005	合同会社ＦＡＣＴ	東京都知事(1)110969	代表社員藤田賢	東京都渋谷区代々木３―１―11―411	〃
令08全保2006	株式会社テラ不動産	東京都知事(1)111143	代表取締役新庄恵子	東京都港区高輪４―５―10	〃
令08全保2007	共栄不動産	新潟県知事(14)1093	小林健一	新潟県村上市桃川964―１	〃
令08全保2008	株式会社平松商事	新潟県知事(11)2617	代表取締役平松勝	新潟県新潟市中央区弁天橋通３―１―16	〃
令08全保2009	株式会社リンクス	新潟県知事(8)3469	代表取締役平松勝	新潟県新潟市中央区弁天橋通３―１―16	〃
令08全保2010	上梅澤建築設計事務所	富山県知事(1)3226	上梅澤保博	富山県滑川市中川原196―３	〃
令08全保2011	サンコロナ小田株式会社	石川県知事(2)4213	代表取締役小田宗一郎	石川県小松市木場町カ81	〃
令08全保2012	横道不動産	和歌山県知事(12)1825	横道明男	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満1230―８	〃
令08全保2013	株式会社正和プランニング	和歌山県知事(2)3897	代表取締役坂本正和	和歌山県田辺市東山１―５―14―202号	〃
令08全保2014	株式会社イッキ建設	和歌山県知事(1)4063	代表取締役橋本保人	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来4011―12	〃
令08全保2015	吉田興産株式会社	鳥取県知事(12)552	代表取締役吉田勇	鳥取県鳥取市上町29―４	〃
令08全保2016	アールデコ株式会社	徳島県知事(1)3117	代表取締役龍水正樹	徳島県徳島市北田宮３―11―39―９	〃
令08全保2017	有限会社川添興産	香川県知事(10)2613	代表取締役川添正道	香川県高松市花ノ宮町３－４―15	〃
令08全保2018	中川不動産	香川県知事(6)3540	中川浩	香川県高松市木太町2486―２	〃
令08全保2019	川上不動産	香川県知事(4)3997	川上武志	香川県さぬき市長尾西785―１	〃

令08全保2020	株式会社ＳＫＴ	香川県知事 ⑵4499	代表取締役 坂田道人	香川県坂出市入船町１－６－14	〃
令08全保2021	株式会社ＲｉＨＵ	香川県知事 ⑴4583	代表取締役 植原僚大	香川県高松市国分寺町福家甲2295－２	〃
令08全保2022	株式会社ＰＲＯＵＤＨＯＲＳＥ	香川県知事 ⑴4711	代表取締役 土居真也	香川県高松市西ハゼ町131－１	〃
令08全保2023	ケイホームズ	高知県知事 ⑷2727	甲藤憲介	高知県高知市杉井流16－27フレンドフォーＢ	〃
令08全保2024	株式会社ハウスオン	高知県知事 ⑴3030	代表取締役 吉本美幸	高知県高知市桟橋通６丁目７番32号	〃
令08全保2025	やのハウス	長崎県知事 ⑸3292	矢野博昭	長崎県諫早市多良見町市布2320－119	〃
令08全保2026	平和不動産有限会社	大分県知事 ⑯129	代表取締役 高木雅士	大分県佐伯市長島町１－24－６	〃
令08全保2027	有限会社マルテン	鹿児島県知事 ⑶5745	代表取締役 水口隆浩	鹿児島県鹿児島市魚見町1635－５	〃
令08全保2028	リスタート	鹿児島県知事 ⑵6079	政英輔	鹿児島県鹿児島市紫原４－21－６－３	〃
令08全保2029	有限会社金忠不動産	秋田県知事 ⑼1298	代表取締役 金子誠二	秋田県秋田市外旭川字大畑114－２	〃
令08全保2030	株式会社いえカウンター	宮城県知事 ⑴6823	代表取締役 菅野正人	宮城県仙台市宮城野区榴ケ岡106－２－２Ｆ	〃
令08全保2031	有限会社サンフィールド・インダストリー	群馬県知事 ⑺5560	代表取締役 西場猛夫	群馬県桐生市巴町二丁目1890番地18	〃
令08全保2032	数寄清計画研究所株式会社	群馬県知事 ⑶7093	代表取締役 荒井清一	群馬県館林市新宿一丁目１番13号	〃
令08全保2033	広田不動産鑑定事務所	群馬県知事 ⑶7128	廣田政道	群馬県高崎市柳川町35番地	〃
令08全保2034	有限会社石原工房	群馬県知事 ⑶7345	代表取締役 石原孝幸	群馬県みどり市笠懸町鹿3603番地１	〃
令08全保2035	株式会社Ｎホーム	群馬県知事 ⑵7531	代表取締役 中嶋匡樹	群馬県甘楽郡甘楽町大字金井572番地２	〃
令08全保2036	相川建設	群馬県知事 ⑵7545	相川明生	群馬県太田市すずかけ町13番地５	〃
令08全保2037	株式会社ライズコーポレーション	群馬県知事 ⑴7862	代表取締役 奈良美津枝	群馬県前橋市富士見町時沢358番地２	〃
令08全保2038	株式会社光伸不動産	愛知県知事 ⑭5408	代表取締役 高鍬伸男	愛知県名古屋市緑区鳴海町字赤塚113	〃
令08全保2039	村井不動産	愛知県知事 ⑭7135	村井修	愛知県弥富市坂中地５－５	〃
令08全保2040	土屋不動産	愛知県知事 ⑬8037	土屋進	愛知県東海市加木屋町大清水77－７	〃
令08全保2041	有限会社永和商事	愛知県知事 ⑪11555	代表取締役 柏原勲雄	愛知県名古屋市東区東大曽根町20－17	〃
令08全保2042	有限会社コスモワールド	愛知県知事 ⑼13983	代表取締役 稲葉宜央	愛知県春日井市石尾台４－６－６	〃
令08全保2043	有限会社エスティエステイト	愛知県知事 ⑼15615	代表取締役 稲垣明弘	愛知県名古屋市緑区鳴海町字白山58－３	〃
令08全保2044	グローバル不動産株式会社	愛知県知事 ⑻16764	代表取締役 渡邊日出夫	愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺41－16第２丸中マンション５－Ｊ	〃
令08全保2045	株式会社オーキット	愛知県知事 ⑹18750	代表取締役 肥田雄一郎	愛知県名古屋市昭和区長戸町４－52	〃
令08全保2046	ビーアンドエム	愛知県知事 ⑸19770	西田美千子	愛知県名古屋市千種区新西２－２－９	〃
令08全保2047	コニシホーム株式会社	愛知県知事 ⑷21161	代表取締役 小西栄樹	愛知県名古屋市名東区香南１－418	〃
令08全保2048	株式会社Ｅｓｔａｔｅｐｌｕｓ	愛知県知事 ⑶21899	代表取締役 太田裕久	愛知県岡崎市福岡町字北西仲34－１	〃
令08全保2049	株式会社高見土地	愛知県知事 ⑶22103	代表取締役 高見直加	愛知県豊田市高崎町神明前66－３	〃
令08全保2050	株式会社ＰＲＩＤＥ不動産	愛知県知事 ⑵23357	代表取締役 羽佐田篤史	愛知県西尾市道光寺町堰板21－８	〃
令08全保2051	株式会社メディアオフィス	愛知県知事 ⑴24672	代表取締役 吉岡寿治	愛知県名古屋市中区千代田３－30－17	〃
令08全保2052	株式会社友建	愛知県知事 ⑴24693	代表取締役 山田昌昭	愛知県北名古屋市弥勒寺東４－１	〃
令08全保2053	株式会社Ｋｎｏｔ	愛知県知事 ⑴24704	代表取締役 豊田節治	愛知県清須市西枇杷島町地領２－８－２	〃
令08全保2054	株式会社ＴＳＫ不動産	愛知県知事 ⑵24735	代表取締役 佐伯隆友	愛知県名古屋市名東区藤里町308	〃
令08全保2055	株式会社リーベルサービス	愛知県知事 ⑴25280	代表取締役 岡本総	愛知県刈谷市住吉町３－８	〃
令08全保2056	高峰物産株式会社	愛知県知事 ⑴25730	代表取締役 各務有一	愛知県日進市香久山１－101	〃
令08全保2057	株式会社三浦不動産	三重県知事 ⑻2058	代表取締役 三浦保夫	三重県名張市百合が丘西１番町146番地	1500万円
令08全保2058	有限会社タチハウジング	三重県知事 ⑺2497	代表取締役 舘英彦	三重県四日市市小杉新町38	1000万円
令08全保2059	株式会社三重ダイワ	三重県知事 ⑵3428	代表取締役 上村達久	三重県四日市市西日野町1645番地35	〃
令08全保2060	株式会社フジヤ	滋賀県知事 ⑿1182	代表取締役 山田誠一	滋賀県大津市長等２－３－28	〃
令08全保2061	株式会社エクシト	滋賀県知事 ⑴3932	代表取締役 水田美樹夫	滋賀県大津市中央４－５－10－403号	〃
令08全保2062	有限会社重信克事務所	愛媛県知事 ⑹4380	代表取締役 白形克子	愛媛県松山市久谷町甲16－９	〃
令08全保2063	オグラ不動産	愛媛県知事 ⑹4596	小倉廣志	愛媛県四国中央市土居町津根2412－13	〃
令08全保2064	あけぼの不動産	愛媛県知事 ⑴5733	玉井良二	愛媛県松山市余戸中５丁目５－19	〃
令08全保2065	有限会社石福興産	福岡県知事 ⑼9652	代表取締役 石丸福男	福岡県北九州市小倉南区大字新道寺847	〃
令08全保2066	みたらい商事株式会社	福岡県知事 ⑻11246	代表取締役 御手洗善教	福岡県糟屋郡須恵町大字植木393番地	〃
令08全保2067	有限会社さくら地所	福岡県知事 ⑺13191	代表取締役 髙妻俊次	福岡県福岡市中央区警固２－17－26	〃
令08全保2068	アユミホーム株式会社	福岡県知事 ⑷15618	代表取締役 臼井正明	福岡県春日市宝町４－10三宝ビル501号室	〃

令08全保2069	Ｄｉｐｒｏ株式会社	福岡県知事 ⑷16357	代表取締役 古荘瑞基	福岡県福岡市博多区博多駅東１―１―33はかた近代ビル４階	〃
令08全保2070	株式会社クレストホーム	福岡県知事 ⑷16737	代表取締役 神谷征宏	福岡県福岡市南区井尻５―７―21	〃
令08全保2071	株式会社アイランドパートナーズ	福岡県知事 ⑶16765	代表取締役 亀頭加代子	福岡県福岡市中央区大名２―11―21	〃
令08全保2072	株式会社ゼロアドバンス	福岡県知事 ⑶17310	代表取締役 重松宏	福岡県福岡市中央区薬院３―16―27―５Ｆ	〃
令08全保2073	株式会社グリーン・オーシャン	福岡県知事 ⑵18010	代表取締役 麻生洋士	福岡県太宰府市観世音寺２―１―12	〃
令08全保2074	株式会社イーピーエム	福岡県知事 ⑵18037	代表取締役 今津圭介	福岡県北九州市小倉北区浅野２―10―13―19	〃
令08全保2075	株式会社スペース．Ｅ	福岡県知事 ⑵18066	代表取締役 江口芳文	福岡県北九州市小倉南区西水町12―５	〃
令08全保2076	株式会社ベストブライト	福岡県知事 ⑵18728	代表取締役 三好徹	福岡県福岡市南区桧原１―11―37	〃
令08全保2077	株式会社ＲＩＳＥ	福岡県知事 ⑴19516	代表取締役 名川靖国	福岡県北九州市小倉北区宇佐町１―９―33	〃
令08全保2078	株式会社大野	福岡県知事 ⑴19574	代表取締役 大野仁	福岡県北九州市八幡西区本城３―４―１	〃
令08全保2079	株式会社オハナ	福岡県知事 ⑴19626	代表取締役 下川みゆき	福岡県北九州市小倉北区原町１―１―19	989万円
令08全保2080	株式会社スタース	福岡県知事 ⑴19633	代表取締役 嶋田拓志	福岡県北九州市門司区下二十町２―20―503号	1000万円
令08全保2081	株式会社ホーム機器いのくち	福岡県知事 ⑴19662	代表取締役 重村英臣	福岡県北九州市八幡西区永犬丸南町１―10―13	〃
令08全保2082	株式会社Ｔ．Ｍ．Ｇ．	福岡県知事 ⑴19702	代表取締役 松本龍憲	福岡県福岡市博多区諸岡５―７―６	〃
令08全保2083	株式会社セイシン	福岡県知事 ⑴20597	代表取締役 永田大輝	福岡県北九州市八幡西区大浦３―12―１	〃
令08全保2084	株式会社ネクスト地所	福岡県知事 ⑴21123	代表取締役 寺脇太	福岡県福岡市中央区舞鶴３―２―５―310号	〃
令08全保2085	マキオ不動産	鹿児島県知事 ⒀518	牧尾正恒	鹿児島県阿久根市赤瀬川2511	〃
令08全保2086	有限会社サンリョー	鹿児島県知事 ⑸5069	代表取締役 山本裕子	鹿児島県鹿児島市樋之口町１―４	〃
令08全保2087	株式会社シースタイル	鹿児島県知事 ⑶5739	代表取締役 今村卓也	鹿児島県鹿児島市吉野４―56―２	〃
令08全保2088	株式会社ＫＩＳＨＩＴＡ	鹿児島県知事 ⑵6152	代表取締役 木下正美	鹿児島県鹿児島市紫原６―35―10	〃
令08全保2089	株式会社西武ハウス	鹿児島県知事 ⑵6158	代表取締役 丸山篤	鹿児島県鹿児島市西陵６―4700―456	〃
令08全保2090	株式会社アートルーフ工業	鹿児島県知事 ⑴6625	代表取締役 内田公隆	鹿児島県鹿児島市山田町1043―６	〃
令08全保2091	澤田不動産有限会社	北海道知事 （石狩６）6631	代表取締役 澤田正	北海道札幌市北区新川３条５丁目９―27	〃
令08全保2092	新幸不動産	岩手県知事 ⑺1888	崔博貴	岩手県下閉伊郡山田町川向町７―15	〃
令08全保2093	株式会社テラ	岩手県知事 ⑴2770	代表取締役 三浦一	岩手県遠野市青笹町中沢２―52	〃
令08全保2094	大栄不動産株式会社	秋田県知事 ⑴2320	代表取締役 今井学弘	秋田県秋田市中通５丁目１―１	〃
令08全保2095	引地不動産	宮城県知事 ⑼3264	引地晶	宮城県塩釜市杉の入４―１―19	〃
令08全保2096	ＮＯＴＡＴＳＵファシリティーズ株式会社	茨城県知事 ⑴7487	代表取締役 劉玉琦	茨城県取手市取手１―８―９能達ビル	〃
令08全保2097	Ｍｉ不動産	茨城県知事 ⑴7639	宮田早苗	茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘５―24―３	〃
令08全保2098	有限会社まつや不動産	埼玉県知事 ⒂2231	代表取締役 中山晃一	埼玉県川口市桜町１―10―18	〃
令08全保2099	有限会社創建	埼玉県知事 ⑺16611	代表取締役 田島篤	埼玉県熊谷市久下1824―２	〃
令08全保2100	有限会社サワホーム	埼玉県知事 ⑺16911	代表取締役 浦山孝	埼玉県さいたま市北区東大成町２―482―１Ｆ	〃
令08全保2101	株式会社タルミ不動産	埼玉県知事 ⑺17494	代表取締役 樽見利徳	埼玉県熊谷市肥塚１―３―１	〃
令08全保2102	東王建設株式会社	埼玉県知事 ⑹18534	代表取締役 堀之内民夫	埼玉県比企郡吉見町長谷1114―71	〃
令08全保2103	有限会社クリエイト	埼玉県知事 ⑹18874	代表取締役 織田博美	埼玉県朝霞市宮戸３―22―66	〃
令08全保2104	株式会社東武防災建設	埼玉県知事 ⑸19365	代表取締役 本吉忠彦	埼玉県越谷市千間台東２―13―１	〃
令08全保2105	株式会社修和	埼玉県知事 ⑷20869	代表取締役 染谷修光	埼玉県川口市北原台３―16―38	〃
令08全保2106	株式会社大熊	埼玉県知事 ⑷21374	代表取締役 大熊平	埼玉県川口市榛松１―11―21	〃
令08全保2107	株式会社東研	埼玉県知事 ⑴24555	代表取締役 星俊介	埼玉県桶川市川田谷5637―２	〃
令08全保2108	合同会社ファインドホーム	埼玉県知事 ⑴25564	代表社員 窪田彩	埼玉県川口市戸塚３―37―20	〃
令08全保2109	岩﨑不動産株式会社	千葉県知事 ⒁3544	代表取締役 岩﨑廣子	千葉県柏市豊四季643―22	〃
令08全保2110	有限会社朝日ハウス	千葉県知事 ⒀5014	代表取締役 奥富一志	千葉県柏市旭町１―14―12	〃
令08全保2111	高惣商事株式会社	千葉県知事 ⑾7210	代表取締役 袴田保江	千葉県千葉市花見川区幕張本郷２―５―１―104	〃
令08全保2112	有限会社鈴星	千葉県知事 ⑾7419	代表取締役 鈴木和子	千葉県千葉市緑区おゆみ野中央４―32―７	〃
令08全保2113	有限会社大光企画	千葉県知事 ⑽8301	代表取締役 及川光則	千葉県市川市行徳駅前４―１―４光和ビル	〃
令08全保2114	千葉シビタス株式会社	千葉県知事 ⑽8640	代表取締役 岩見宏	千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２―17―40	〃
令08全保2115	興国産業株式会社	千葉県知事 ⑹13941	代表取締役 牛島定明	千葉県千葉市中央区中央２―８―５	〃
令08全保2116	ティーエービー	千葉県知事 ⑷15295	代表 野口隆男	千葉県習志野市東習志野２―18―52	〃

令08全保2117	こぐま商事株式会社	千葉県知事 ⑷15353	代表取締役	千葉県流山市流山４―400―１階１号室	〃
令08全保2118	有限会社巴建装	千葉県知事 ⑶16194	代表取締役 安藤孝夫	千葉県市原市西五所27―23	〃
令08全保2119	株式会社ＭＩＵ設計	千葉県知事 ⑶16488	代表取締役 佐々木美沙	千葉県千葉市中央区中央３―13―７	〃
令08全保2120	株式会社フルフィル	千葉県知事 ⑶16716	代表取締役 築地英一	千葉県千葉市花見川区幕張町５―417―151シャルムＭＫ101号室	〃
令08全保2121	株式会社ＴＡＫＡＤＡ	千葉県知事 ⑵16989	代表取締役 髙田恭	千葉県長生郡長生村宮成2500	〃
令08全保2122	石井エステート合同会社	千葉県知事 ⑵17751	代表社員 石井和子	千葉県船橋市前原西７―４―１	〃
令08全保2123	株式会社マウ・ホーム	千葉県知事 ⑴17969	代表取締役 川満敏和	千葉県松戸市小金原３―17―16―102	〃
令08全保2124	有限会社一目社	東京都知事 ⑯4996	伊藤**茂**	東京都中央区銀座３―12―18新岩間ビル１Ｆ	〃
令08全保2125	田中建設立花	東京都知事 ⑿38570	田中二郎	東京都墨田区立花３―２―12	〃
令08全保2126	株式会社共	東京都知事 ⑽47393	代表取締役 刈谷正明	東京都渋谷区大山町36―17	〃
令08全保2127	田口不動産	東京都知事 ⑼51044	田口三喜雄	東京都北区赤羽西１―29―１―302田口ビル	〃
令08全保2128	ガクヨー株式会社	東京都知事 ⑻59911	代表取締役 小林健太郎	東京都大田区西糀谷３―40―１	〃
令08全保2129	株式会社スペースエージェント	東京都知事 ⑸83922	代表取締役 齋藤英晴	東京都中央区銀座３―11―５	〃
令08全保2130	株式会社Ｊリンクス・アセットマネジメント	東京都知事 ⑷86174	代表取締役 田中成幸	東京都文京区春日２―24―15―202	〃
令08全保2131	株式会社ＣＩＴＹＤＥＳＩＧＮ	東京都知事 ⑷86764	代表取締役 関根成人	東京都千代田区丸の内３―３―１新東京ビル１階	〃
令08全保2132	株式会社リヴィジョン	東京都知事 ⑷92284	代表取締役 富永光太郎	東京都千代田区麹町５―４	〃
令08全保2133	アビドレックス株式会社	東京都知事 ⑵101891	代表取締役 前田秀樹	東京都港区東麻布１―25―５	〃
令08全保2134	有限会社創成	東京都知事 ⑵105978	代表取締役 髙附和弘	東京都台東区元浅草２―７―10―802号室	〃
令08全保2135	藤不動産	神奈川県知事 ⒂3777	佐野喜久子	神奈川県藤沢市片瀬２―15―28―202	〃
令08全保2136	株式会社早川不動産	神奈川県知事 ⑽13678	代表取締役 岡庭菜都美	神奈川県横浜市中区海岸通１―１―４Ｆ	〃
令08全保2137	みやび不動産	神奈川県知事 ⑼15921	雅樂治雄	神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町１―１	〃
令08全保2138	株式会社コスモジェーオーピー	神奈川県知事 ⑻18552	代表取締役 大木有三	神奈川県藤沢市湘南台２―４―１	〃
令08全保2139	有限会社モリヤ	神奈川県知事 ⑹22020	代表取締役 守屋隆司	神奈川県伊勢原市桜台１―11―23	〃
令08全保2140	幸和建設工業株式会社	神奈川県知事 ⑸25867	代表取締役 武田幸光	神奈川県横浜市戸塚区東俣野町1207―３	〃
令08全保2141	ベストライフ株式会社	神奈川県知事 ⑷26140	代表取締役 増倉守明	神奈川県藤沢市南藤沢21―６―302	〃
令08全保2142	株式会社やまいち	神奈川県知事 ⑶27980	代表取締役 小泉孝子	神奈川県平塚市夕陽ヶ丘１―19	〃
令08全保2143	有限会社ウィズホーム	神奈川県知事 ⑶28174	代表取締役 武内嘉春	神奈川県横浜市磯子区洋光台１―16―19第７武内ビル202	〃
令08全保2144	株式会社幸和	神奈川県知事 ⑶28507	代表取締役 木村繁春	神奈川県川崎市川崎区東門前３―３―４	〃
令08全保2145	有限会社エルアイビー	神奈川県知事 ⑵29473	代表取締役 菊原成大	神奈川県横浜市神奈川区大口通67―２―301	〃
令08全保2146	（一社）横浜市不動産管理公社	神奈川県知事 ⑵30521	清田洋子	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町120	〃
令08全保2147	ラビットランド株式会社	神奈川県知事 ⑵30971	代表取締役 金子博英	神奈川県横浜市港北区日吉本町１―３―５星野ビル３Ｆ	〃
令08全保2148	株式会社移食住	神奈川県知事 ⑴31368	代表取締役 中沢信義	神奈川県横浜市中区翁町２―８―５―202	〃
令08全保2149	サンライズコーポレーション株式会社	神奈川県知事 ⑴31452	代表取締役 林望	神奈川県大和市西鶴間１―６―12ホーユウパレス南林間第２―603	〃
令08全保2150	株式会社ＴＥＮＥＴ	神奈川県知事 ⑴31713	代表取締役 鈴木隆志	神奈川県横浜市神奈川区守屋町１―２―５	〃
令08全保2151	ＯＮＥＳＵＭ株式会社	神奈川県知事 ⑴32301	代表取締役 戸髙大輔	神奈川県鎌倉市稲村ガ崎１―15―23	〃
令08全保2152	ＢｅｓｔＨｏｍｅ	神奈川県知事 ⑴32416	岡崎雪花	神奈川県横浜市都筑区東山田４―11―27	〃
令08全保2153	合同会社香住	神奈川県知事 ⑴32993	代表社員 小本雄大	神奈川県川崎市多摩区南生田２―28―48	〃
令08全保2154	小林興業	山梨県知事 ⑭4667	小林今朝男	山梨県甲府市里吉４―１―28	〃
令08全保2155	南部土地開発有限会社	山梨県知事 ⑼1290	代表取締役 望月熊太郎	山梨県南巨摩郡身延町梅平2483―74	〃
令08全保2156	株式会社石和セントラル	山梨県知事 ⑼1363	代表取締役 北澤三津子	山梨県笛吹市石和町川中島宮ノ東112番地１	〃
令08全保2157	ホンダ自動車販売株式会社	山梨県知事 ⑵2521	代表取締役 藤本隆志	山梨県富士吉田市中曽根４―５―15	〃
令08全保2158	ツカサ不動産	長野県知事 ⑶5239	長谷川充	長野県上田市岩下151―ロ	〃
令08全保2159	大信商事株式会社	石川県知事 ⑭827	代表取締役 福井浩介	石川県金沢市幸町７―10	〃
令08全保2160	荒木不動産	石川県知事 ⑷3819	荒木栄子	石川県加賀市小菅波町１―68	〃
令08全保2161	各務林業株式会社	岐阜県知事 ⑼3251	代表取締役 各務信彦	岐阜県加茂郡八百津町久田見2770―４	〃
令08全保2162	株式会社西川建設	岐阜県知事 ⑺3707	代表取締役 西川文男	岐阜県大垣市菅野３―５	〃
令08全保2163	丸財総建株式会社	静岡県知事 ⑾5359	代表取締役 渡辺文夫	静岡県浜松市中央区高林２―９―39	〃
令08全保2164	田畑工事株式会社	静岡県知事 ⑸12208	代表取締役 田畑隆康	静岡県浜松市中央区城北１―７―12	〃
令08全保2165	有限会社ななみコーポレーション	静岡県知事 ⑸12363	代表取締役 桝尾幹人	静岡県浜松市中央区東伊場２―18―30―１―Ｆ	〃

令08全保2166	株式会社ランディック	静岡県知事(3)13366	代表取締役鈴木悟	静岡県浜松市中央区原島町77	〃
令08全保2167	日光住宅株式会社	京都府知事(12)5585	代表取締役臼木弘昌	京都府京都市伏見区深草枯木町43番地３	〃
令08全保2168	株式会社イナリハウジング	京都府知事(9)7696	代表取締役堤よしみ	京都府京都市東山区本町21丁目468番地２	〃
令08全保2169	精華住宅	京都府知事(9)7964	田中利幸	京都府木津川市兜台７丁目13番地14	〃
令08全保2170	巨椋ハウジング	京都府知事(8)9004	今西孝年	京都府京都市伏見区京町北８丁目80番地の３―101号	〃
令08全保2171	ハウジングサテライト有限会社	京都府知事(5)11620	代表取締役市村小夜子	京都府京都市左京区下鴨松ノ木町85番地	〃
令08全保2172	大商	京都府知事(3)13078	柴田正	京都府京都市東山区本町五丁目181番地	〃
令08全保2173	三洋道路株式会社	京都府知事(1)14399	代表取締役金田聖大	京都府京都市南区東九条西山町41番地	〃
令08全保2174	樂安居株式会社	京都府知事(1)14976	代表取締役蔡志舜	京都府京都市南区東九条北烏丸町24番地８	〃
令08全保2175	丸富産業株式会社	大阪府知事(15)6867	代表取締役中林浩三	大阪府大阪市東淀川区豊新５―13―15	〃
令08全保2176	タカラハウジング	大阪府知事(10)27335	宮内正明	大阪府岸和田市中井町２―９―７	〃
令08全保2177	五百石不動産	大阪府知事(10)28280	金在玉	大阪府東大阪市御厨東２―４―17	〃
令08全保2178	株式会社日和橋倉庫	大阪府知事(9)29297	代表取締役山田泰久	大阪府大阪市港区築港３―９―22	〃
令08全保2179	エステート白馬	大阪府知事(8)34578	藤森勝	大阪府大阪市西成区梅南３―１―27―205	〃
令08全保2180	株式会社サーブハウジング	大阪府知事(8)34640	代表取締役八谷英彦	大阪府大阪市北区本庄東２―３―23	〃
令08全保2181	株式会社興隆不動産	大阪府知事(8)34654	代表取締役金田太志	大阪府大阪市東成区東小橋３―３―27	〃
令08全保2182	常勝興産株式会社	大阪府知事(8)35017	代表取締役城内龍玄	大阪府大阪市淀川区宮原１―19―23	〃
令08全保2183	オアシス不動産株式会社	大阪府知事(8)41612	代表取締役伊東英紀	大阪府大阪市中央区東平２―５―４―10階	〃
令08全保2184	有限会社近畿プラント	大阪府知事(6)44578	代表取締役中田廣一	大阪府大阪市東淀川区上新庄３―11―25	〃
令08全保2185	有限会社協栄管理	大阪府知事(6)47937	代表取締役金本博至	大阪府吹田市内本町１―１―32	〃
令08全保2186	株式会社フォレスト・ハウジング	大阪府知事(5)50666	代表取締役森田憲治	大阪府大阪市東住吉区針中野１―15―44	〃
令08全保2187	イシダ不動産事務所	大阪府知事(5)51313	石田次朗	大阪府茨木市舟木町17―３	〃
令08全保2188	有限会社つばさホーム	大阪府知事(5)51827	代表取締役河合規雄	大阪府和泉市唐国町２―５―６	〃
令08全保2189	株式会社北梅組	大阪府知事(4)54772	代表取締役北浦雄之助	大阪府大阪市城東区野江１―３―１	〃
令08全保2190	株式会社賃貸シティ	大阪府知事(4)55686	代表取締役森嵜長志	大阪府大阪市住之江区粉浜２―11―18	〃
令08全保2191	プロスパーホーム株式会社	大阪府知事(3)57910	代表取締役井上美榮	大阪府大阪市東成区東小橋１―18―20―１Ｆ	1500万円
令08全保2192	株式会社ＴＷＯＣＲＥＷ	大阪府知事(3)57992	代表取締役丸山正人	大阪府茨木市下中条町１―27	1000万円
令08全保2193	ユニエステート	大阪府知事(3)58300	鈴木高志	大阪府吹田市青葉丘南12―38―801	〃
令08全保2194	株式会社西日本総合管理	大阪府知事(3)58620	代表取締役岸本友也	大阪府大阪市淀川区西宮原１―８―１―907	〃
令08全保2195	イーチ合同会社	大阪府知事(2)59089	代表社員池谷啓介	大阪府箕面市西宿１―14―14	〃
令08全保2196	福寿エステート	大阪府知事(2)60359	荒金正之	大阪府門真市巣本町４―１	〃
令08全保2197	ＴＯＭＯＨＯＭＥ合同会社	大阪府知事(2)60634	代表チャン・ヴァン・アン	大阪府大阪市生野区中川４―14―16―301	〃
令08全保2198	株式会社ＡＣＲＯＳＳ２１	大阪府知事(2)60701	代表取締役下門雅士	大阪府大阪市北区西天満３―１―６	〃
令08全保2199	株式会社巡連家	大阪府知事(2)60959	代表取締役鎌田正司	大阪府寝屋川市高宮１―１―４―２Ｆ	〃
令08全保2200	株式会社巡市	大阪府知事(2)61603	代表取締役藤田昂哉	大阪府大阪市東淀川区東中島１―17―１	〃
令08全保2201	ＫＳＲカンパニー株式会社	大阪府知事(1)63811	代表取締役西脇弘喜	大阪府大阪市大正区三軒家西３―７―６	〃
令08全保2202	ＳＹＨＯＵＳＥ株式会社	大阪府知事(1)64372	代表取締役範広明	大阪府大阪市中央区久太郎町１―５―31―602	〃
令08全保2203	株式会社エヌジーエヌ	大阪府知事(1)64407	代表取締役長野博光	大阪府大阪市中央区久太郎町２―５―６―Ｂ―802	〃
令08全保2204	株式会社Ｉ・ＮＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ	大阪府知事(1)65947	代表取締役石山登	大阪府大阪市中央区日本橋１―22―12	〃
令08全保2205	株式会社ＳＫ不動産	大阪府知事(1)66170	代表取締役潘慶洪	大阪府大阪市阿倍野区阪南町１―15―２	〃
令08全保2206	東浦商事	兵庫県知事(16)847	伊東弘展	兵庫県尼崎市大庄西町１丁目25―14	〃
令08全保2207	株式会社瀬戸内開発商事	兵庫県知事(14)5077	代表取締役森下冨美子	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町４丁目10―６	〃
令08全保2208	三川商事株式会社	兵庫県知事(12)7671	代表取締役川本昌子	兵庫県神戸市須磨区須磨本町２丁目１―６	〃
令08全保2209	東海ホーム	兵庫県知事(11)8245	安田夫市	兵庫県神戸市中央区脇浜町２丁目11―４レオ脇浜２Ｆ	〃
令08全保2210	（一社）ミルトホールディングス	兵庫県知事(2)12084	永山勝敏	兵庫県神戸市中央区下山手通３丁目10―14	〃
令08全保2211	株式会社Ｓｉｎｃｅｒｉｔｙｌｉｆｅｓｙｓｔｅｍ	兵庫県知事(1)12560	代表取締役田中宏明	兵庫県神戸市中央区加納町４丁目８―15キーウェストビルディング301	〃
令08全保2212	ＢＲＩＧＨＴｐｌｕｓ株式会社	兵庫県知事(1)12727	代表取締役森真彦	兵庫県神戸市中央区伊藤町110―２―７Ｆ―７号	〃

令08全保2213	愛ランドカンパニー有限会社	兵庫県知事(6)203067	代表取締役 柴田正道	兵庫県伊丹市鈴原町９丁目295	〃
令08全保2214	グッドウィルホーム株式会社	兵庫県知事(4)203812	代表取締役 松井和義	兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目21―30七レニティ松井ビル２Ｆ	〃
令08全保2215	株式会社あさひハウス	兵庫県知事(5)300126	代表取締役 山脇義行	兵庫県川西市小戸２丁目７―15― 3	〃
令08全保2216	株式会社コスモ不動産	兵庫県知事(3)300437	代表取締役 神谷真奈美	兵庫県川西市中央町５―４コスモタワー１階	〃
令08全保2217	株式会社ＰＲＡＧ	兵庫県知事(2)300562	代表取締役 野口清史	兵庫県宝塚市湯本町１―37	〃
令08全保2218	明徳	兵庫県知事(7)450808	代表取締役 福本豊	兵庫県姫路市別所町家具町168―1	〃
令08全保2219	有限会社黒田地所	兵庫県知事(4)451192	代表取締役 黒田恵介	兵庫県姫路市玉手１丁目240	〃
令08全保2220	有限会社緑開発	兵庫県知事(2)451540	取締役 濵中重信	兵庫県姫路市飾磨区妻鹿791―10	〃
令08全保2221	有限会社アークケアソシエイツ	兵庫県知事(1)451666	代表取締役 高馬康弘	兵庫県姫路市増位新町１丁目８―２	〃
令08全保2222	株式会社ウォーターシステム	兵庫県知事(1)451752	代表取締役 田中律子	兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古376	〃
令08全保2223	株式会社立光組	奈良県知事(2)4270	代表取締役 立光真二	奈良県大和郡山市西町38―１	〃
令08全保2224	金光道木不動産	岡山県知事(5)643	代表取締役 山下一二	岡山県浅口市金光町占見新田1139―１	〃
令08全保2225	福田開発有限会社	岡山県知事(3)1887	代表取締役 笠原昭広	岡山県岡山市南区大福277―１Ｆ	〃
令08全保2226	有限会社三洋エステート	岡山県知事(8)3586	代表取締役 山村猛	岡山県岡山市北区大供１―６―１―801	〃
令08全保2227	マルケー商事株式会社	岡山県知事(5)4715	代表取締役 森分俊裕	岡山県岡山市北区岡南町２丁目３―１	〃
令08全保2228	株式会社マツイ	広島県知事(4)2267	代表取締役 松井勝哉	広島県広島市南区丹那町21―14	〃
令08全保2229	芸備倉庫株式会社	広島県知事(3)3326	代表取締役 古川浩延	広島県広島市南区元宇品町２―11	〃
令08全保2230	重松不動産	広島県知事(9)6520	代表取締役 重松敬三	広島県尾道市西御所町12―８	〃
令08全保2231	株式会社ＦＵＫＵＮＡＧＡ	広島県知事(3)10045	代表取締役 福永大作	広島県広島市西区観音本町１―16―22	〃
令08全保2232	株式会社クオリティプラス	広島県知事(2)10993	代表取締役 内平雅也	広島県広島市中区榎町８―25―１Ｆ	〃
令08全保2233	株式会社エムセック	広島県知事(1)11663	代表取締役 小畠祐輝	広島県三原市城町１―12―５	1500万円
令08全保2234	有限会社小野田不動産商事	山口県知事(5)591	代表取締役 村岡里美子	山口県山陽小野田市東高泊1915―39	1000万円
令08全保2235	有限会社光不動産	大分県知事(7)2334	代表取締役 加藤光子	大分県大分市新明治１―１―３	〃
令08全保2236	内田不動産有限会社	大分県知事(6)2477	代表取締役 内田妙香	大分県大分市久原中央２―４―１	〃

第20期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ギマラスリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,932,946
	固定資産	1,932,964
	合計	3,865,911
負純資産債及びの部	流動負債	299,149
	固定負債	3,564,888
	株主資本	1,873
	資本金	6,000
	利益剰余金	△4,126
	（その他利益剰余金）	（△4,126）
	合計	3,865,911

(注)　当期純損失　312千円

第４期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

スタンレーリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,931,460
	固定資産	1,808,485
	合計	3,739,945
負純資産債及びの部	流動負債	271,285
	固定負債	3,674,776
	株主資本	3,977
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,022
	（その他利益剰余金）	（△1,022）
	評価・換算差額等	△210,093
	（繰延ヘッジ損益）	（△210,093）
	合計	3,739,945

(注)　当期純損失　312千円

第７期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

スタンレーリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,931,036
	固定資産	1,808,485
	合計	3,739,522
負純資産債及びの部	流動負債	271,285
	固定負債	3,674,776
	株主資本	3,553
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,446
	（その他利益剰余金）	（△1,446）
	評価・換算差額等	△210,093
	（繰延ヘッジ損益）	（△210,093）
	合計	3,739,522

(注)　当期純損失　242千円

第３期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ジェイドリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,529,980
	固定資産	2,412,316
	合計	3,942,296
負純資産債及びの部	流動負債	281,055
	固定負債	3,929,925
	株主資本	4,214
	資本金	5,000
	利益剰余金	△785
	（その他利益剰余金）	（△785）
	評価・換算差額等	△272,898
	（繰延ヘッジ損益）	（△272,898）
	合計	3,942,296

(注)　当期純損失　304千円

第３期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ジェイドリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,529,977
	固定資産	2,412,316
	合計	3,942,293
負純資産債及びの部	流動負債	281,055
	固定負債	3,929,925
	株主資本	4,211
	資本金	5,000
	利益剰余金	△788
	（その他利益剰余金）	（△788）
	評価・換算差額等	△272,898
	（繰延ヘッジ損益）	（△272,898）
	合計	3,942,293

(注)　当期純損失　304千円

第20期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ボホールリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,932,895
	固定資産	1,932,964
	合計	3,865,859
負純資産債及びの部	流動負債	299,149
	固定負債	3,564,888
	株主資本	1,822
	資本金	6,000
	利益剰余金	△4,177
	（その他利益剰余金）	（△4,177）
	合計	3,865,859

(注)　当期純損失　312千円

第１期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ベントリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	合計	4,704
負純資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	4,704

㈱　当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ベントリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	合計	4,704
負純資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	4,704

㈱　当期純損失　295千円

第２期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

タタンリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	676,172
	固定資産	2,158,211
	合計	2,834,384
負純資産及のび部	流動負債	157,121
	固定負債	2,796,321
	株主資本	4,487
	資本金	5,000
	利益剰余金	△512
	（その他利益剰余金）	（△512）
	評価・換算差額等	△123,546
	繰延ヘッジ損益	△123,546
	合計	2,834,384

㈱　当期純損失　217千円

第１期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ベントリーシング５株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	合計	4,704
負純資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	4,704

㈱　当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ベントリーシング４株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	合計	4,704
負純資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	4,704

㈱　当期純損失　295千円

第１期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ベントリーシング３株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	合計	4,704
負純資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	4,704

㈱　当期純損失　295千円

第78期決算公告　令和８年６月24日

神奈川県横浜市神奈川区金港町７番地３

株式会社カナセキユニオン

代表取締役　川東　義則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,399,806
	固定資産	444,361
	合計	2,844,166
負純資産及のび部	流動負債	1,065,283
	賞与引当金	29,598
	固定負債	18,308
	退職給付引当金	17,636
	株主資本	1,760,575
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,700,575
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,685,575
	（うち当期純利益）	（162,749）
	合計	2,844,166

第２期決算公告　令和８年９月10日

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号

エムジェイシー株式会社

代表取締役　宮寺　友紀

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	29,397,739
	資産合計	29,397,739
負純資産及のび部	流動負債	222,063
	負債合計	222,063
	株主資本	29,175,676
	資本金	15,000,000
	資本剰余金	15,000,000
	資本準備金	15,000,000
	利益剰余金	△824,324
	その他利益剰余金	△824,324
	（うち当期純損失）	（824,324）
	純資産合計	29,175,676
	負債・純資産合計	29,397,739

第１期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

ベントリーシング６株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	合計	4,704
負純資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	4,704

㈱　当期純損失　295千円

第 43 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 13 日

静岡県裾野市御宿1500

株式会社ジョットインターナショナル

代表取締役　石上　顕

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	392,878
	固定資産	23,926
	合計	416,804
負純資産及のび部	流動負債	129,509
	固定負債	103,330
	株主資本	183,965
	資本金	10,000
	利益剰余金	173,965
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	173,915
	（うち当期純利益）	（12,739）
	合計	416,804

第 53 期決算公告　2026年10月13日

岐阜県大垣市赤坂町801番地

太平洋産業株式会社

代表取締役　鈴井　正人

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	309,769
	固定資産	247,200
	合計	556,969
負純資産及のび部	流動負債	230,842
	固定負債	120,000
	株主資本	206,127
	資本金	48,000
	資本剰余金	16,500
	資本準備金	16,500
	利益剰余金	141,627
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	129,627
	（うち当期純利益）	（33,488）
	合計	556,969

第 28 期決算公告　2026年10月13日

岐阜県岐阜市西材木町41番地２

株式会社エルフラット

代表取締役　田原　満（大平　満）

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	168,870
	固定資産	1,999,092
	繰延資産	1,006
	合計	2,168,970
負純資産及のび部	流動負債	304,500
	固定負債	2,799,612
	株主資本	△ 935,142
	資本金	50,000
	資本剰余金	37,000
	資本準備金	37,000
	利益剰余金	△ 1,022,142
	その他利益剰余金	△ 1,022,142
	（うち当期純利益）	（11,810）
	合計	2,168,970

第12期決算公告　令和８年９月25日
埼玉県草加市谷塚町580番１
株式会社アイ・ディ・エイチ
代表取締役　伊藤　貞治
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	881,300
	固定資産	250,381
	資産合計	1,131,681
負債及び純資産の部	流動負債	642,357
	固定負債	278,785
	株主資本	200,914
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	120,914
	その他利益剰余金	120,914
	（うち当期純利益）	(42,278)
	新株予約権	9,625
	負債・純資産合計	1,131,681

第50期決算公告
令和８年10月13日
京都市南区吉祥院宮の東町２番地
株式会社ホリバコミュニティ
代表取締役　堀場　厚
代表取締役　嶋村　敦
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	208,659
	固定資産	231,856
	合計	440,516
負債及び純資産の部	流動負債	213,071
	固定負債	27,139
	株主資本	200,305
	資本金	100,000
	利益剰余金	100,305
	その他利益剰余金	100,305
	（うち当期純利益）	(7,689)
	合計	440,516

第41期決算公告　令和８年９月14日
沖縄県豊見城市字我那覇648番地１
株式会社タカラ住建
代表取締役　冨岡　昌文
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,356,964
	固定資産	42,079
	資産合計	2,399,043
負債及び純資産の部	流動負債	1,475,865
	固定負債	806,487
	株主資本	112,958
	資本金	20,000
	利益剰余金	92,958
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	87,958
	（うち当期純利益）	(14,316)
	評価・換算差額等	3,732
	負債・純資産合計	2,399,043

第３期決算公告　令和８年７月29日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅ　Ｘ
代表取締役　藤原　賢太
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,530,823
	固定資産	21,569
	資産合計	3,552,393
負債及び純資産の部	流動負債	3,004,200
	株主資本	548,193
	資本金	30,000
	利益剰余金	518,193
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	510,693
	（うち当期純利益）	(500,416)
	負債・純資産合計	3,552,393

第３期決算公告　令和８年７月29日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社ＭＡＶＥＬ
代表取締役　千葉　知裕
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,890,154
	固定資産	201,441
	資産合計	7,091,595
負債及び純資産の部	流動負債	4,339,116
	株主資本	2,752,479
	資本金	88,888
	資本剰余金	1,587,388
	その他資本剰余金	1,587,388
	利益剰余金	1,076,201
	利益準備金	22,222
	その他利益剰余金	1,053,979
	（うち当期純利益）	(1,044,299)
	負債・純資産合計	7,091,595

第６期決算公告　令和８年７月27日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｓｍａｓｈ
代表取締役　佐野　敏哉
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	58,609
	資産合計	58,609
負債及び純資産の部	流動負債	20,681
	株主資本	37,927
	資本金	90,080
	資本剰余金	40,080
	資本準備金	40,080
	利益剰余金	△92,232
	その他利益剰余金	△92,232
	（うち当期純損失）	(4,980)
	負債・純資産合計	58,609

第２期決算公告　令和８年７月29日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社アイヴィア
代表取締役　金城　航平
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	211,125
	固定資産	2,193
	資産合計	213,318
負債及び純資産の部	流動負債	69,047
	株主資本	144,270
	資本金	50,000
	利益剰余金	94,270
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	81,770
	（うち当期純利益）	(78,189)
	負債・純資産合計	213,318

第５期決算公告
令和８年７月29日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社ＰＲクラウドテック
代表取締役　中島謙一郎
貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	654,434
	固定資産	3,160
	資産合計	657,595
負債及び純資産の部	流動負債	49,534
	株主資本	608,060
	資本金	5,000
	利益剰余金	603,060
	その他利益剰余金	603,060
	（うち当期純利益）	(95,996)
	負債・純資産合計	657,595

第３期決算公告　令和８年７月29日
東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅｖ
代表取締役　浦矢　秀行
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,157
	資産合計	121,157
負債及び純資産の部	流動負債	33,248
	株主資本	87,909
	資本金	30,000
	利益剰余金	57,909
	その他利益剰余金	57,909
	（うち当期純利益）	(27,285)
	負債・純資産合計	121,157

第63期決算公告
令和８年10月13日　茨城県水戸市緑町一丁目１番４号
株式会社鈴木良工務店
代表取締役　鈴木　勝彦
貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,163,965	流動負債	1,198,132
固定資産	575,937	固定負債	280,366
		株主資本	2,747,478
		資本金	81,000
		資本剰余金	14,000
		資本準備金	14,000
		利益剰余金	2,652,478
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,637,478
		（うち当期純利益）	(148,695)
		評価・換算差額等	513,924
		その他有価証券評価差額金	513,924
資産合計	4,739,902	負債・純資産合計	4,739,902

第34期決算公告
令和８年10月13日　福島市町庭坂字堀ノ内３番地１
株式会社小野工業所
代表取締役　小野　雅亮
貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,265,337	流動負債	890,401
固定資産	231,300	賞与引当金	96,175
		完成工事補償引当金	551
		工事損失引当金	11,930
		固定負債	40,529
		退職給付引当金	36,147
		役員退職慰労引当金	2,332
		株主資本	1,565,707
		資本金	53,000
		利益剰余金	1,512,707
		利益準備金	13,250
		その他利益剰余金	1,499,457
		（うち当期純利益）	(371,459)
資産合計	2,496,638	負債・純資産合計	2,496,638

第９期決算公告

令和８年10月13日

広島市佐伯区倉重一丁目95番地
社会医療法人清風会
理事長　向田　一敏

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,822	流動負債	1,240
固定資産	2,239	賞与引当金	0
有形固定資産	1,842	固定負債	1,710
無形固定資産	82	**負債合計**	**2,950**
その他の資産	314	積立金	2,110
		設立等積立金	△473
		繰越利益積立金	2,583
		純資産合計	**2,110**
資産合計	**5,061**	**負債・純資産合計**	**5,061**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	6,022
（うち本来業務）	（5,995）
（うち附帯業務）	（26）
事業費用	5,492
（うち本来業務）	（5,439）
（うち附帯業務）	（53）
事業利益	529
事業外収益	17
事業外費用	48
経常利益	498
特別利益	0
特別損失	41
税引前当期純利益	456
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	456

第２期決算公告

令和８年７月29日

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅ　ｅｉｇｈｔ
代表取締役　正田　英之

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,067
	固定資産	270,491
	資産合計	**278,558**
負債及び純資産の部	流動負債	214,844
	株主資本	63,714
	資本金	88,888
	利益剰余金	△25,174
	その他利益剰余金	△25,174
	（うち当期純損失）	（16,166）
	負債・純資産合計	**278,558**

第28期決算公告

令和８年10月13日

仙台市青葉区本町一丁目11番１号
株式会社ティー・エス・シー
代表取締役　高橋　義治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	144,412,102
	固定資産	52,119,724
	繰延資産	383,334
	合計	**196,915,160**
負債及び純資産の部	流動負債	49,136,813
	株主資本	147,778,347
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	137,778,347
	利益準備金	600,000
	繰越利益剰余金	137,178,347
	（うち当期純利益）	（4,530,426）
	合計	**196,915,160**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十三日
仙台市青葉区本町一丁目一番一号
（甲）株式会社ティー・エス・シー
代表取締役　高橋　義治
福岡県古賀市小竹二九七番地八
（乙）有限会社システプロ
取締役　入波平哲成

第11期決算公告

令和８年７月29日

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号
株式会社Ｍａｃｂｅｅ　Ａｉｍｅ
代表取締役　藤村　諒我

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	80,072
	固定資産	550
	資産合計	**80,623**
負債及び純資産の部	流動負債	32,762
	株主資本	47,860
	資本金	100,000
	資本剰余金	104,049
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	4,049
	利益剰余金	△156,189
	その他利益剰余金	△156,189
	（うち当期純利益）	（50,095）
	負債・純資産合計	**80,623**

第58期決算公告

令和８年10月13日

秋田市大町一丁目６番20号
株式会社川口屋
代表取締役　川口　雅也

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,042
	固定資産	33,832
	合計	**45,874**
負債及び純資産の部	流動負債	17,599
	固定負債	22,324
	株主資本	5,951
	資本金	20,000
	利益剰余金	△14,049
	その他利益剰余金	△14,049
	（うち当期純利益）	（1,541）
	合計	**45,874**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日
秋田市大町一丁目六番二〇号
株式会社川口屋
代表取締役　川口　雅也

第22期決算公告

令和８年７月29日

東京都港区南青山一丁目２番６号
株式会社ＡＩ　Ａｄｓ
代表取締役　靭江　佑介

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,555,963
	固定資産	148,470
	資産合計	**3,704,433**
負債及び純資産の部	流動負債	2,457,735
	株主資本	1,246,698
	資本金	428,525
	資本剰余金	418,525
	資本準備金	418,525
	利益剰余金	399,647
	その他利益剰余金	399,647
	（うち当期純利益）	（396,636）
	負債・純資産合計	**3,704,433**

第10期決算公告

令和８年10月13日

埼玉県蓮田市大字閏戸534番地１
株式会社ＨＩＴ　ＳＴＡＧＥ
代表取締役　伊藤　悟

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	74,086,566
	固定資産	11,677,191
	繰延資産	209,100
	合計	**85,972,857**
負債及び純資産の部	流動負債	18,875,224
	固定負債	69,557,888
	株主資本	△2,460,255
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	△10,460,255
	その他利益剰余金	△10,460,255
	（うち当期純利益）	（5,620,628）
	合計	**85,972,857**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日
埼玉県蓮田市大字閏戸五三四番地一
株式会社ＨＩＴ　ＳＴＡＧＥ
代表取締役　伊藤　悟

第11期決算公告

令和８年７月29日

東京都千代田区神田多町２－１
株式会社Ｌｉｂｅｒｅｓ
代表取締役　羽田　憲人

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	484,437
	固定資産	31,001
	資産合計	**515,439**
負債及び純資産の部	流動負債	411,539
	株主資本	103,899
	資本金	10,357
	資本剰余金	2,618
	資本準備金	2,618
	利益剰余金	90,923
	その他利益剰余金	90,923
	（うち当期純利益）	（89,100）
	負債・純資産合計	**515,439**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四千七百五十四万四千三百十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十三日

埼玉県志木市本町六丁目二二番三号

株式会社Ｌｉｍｉｔｌｅｓｓ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　山口　博史

第７期決算公告

令和８年10月13日

埼玉県志木市本町六丁目22番３号

株式会社Ｌｉｍｉｔｌｅｓｓ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　山口　博史

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5
	固定資産	8
	合計	13
負債及び純資産の部	流動負債	7
	株主資本	5
	資本金	5
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	13

第12期決算公告　令和７年７月29日

東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

プレティア・テクノロジーズ株式会社

代表取締役　牛尾　湧

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,879
	固定資産	8,159
	資産合計	25,039
負債及び純資産の部	流動負債	88,037
	株主資本	△62,998
	資本金	50,005
	資本剰余金	617,701
	資本準備金	617,701
	利益剰余金	△730,704
	その他利益剰余金	△730,704
	（うち当期純利益）	(36,433)
	負債・純資産合計	25,039

準備金の額の減少公告

当社は、欠損の填補に充てるために資本準備金の額を三百六十万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月四日であり、株主総会の決議は、令和八年九月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

東京都千代田区隼町二番一二号藤和半蔵門コープ七〇六号

株式会社奥田

代表取締役　奥田　浩司

決算公告　令和８年10月13日

東京都千代田区隼町２番12号藤和半蔵門コープ706号

株式会社奥田

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	365,208
	固定資産	141,337
	資産合計	506,546
負債及び純資産の部	流動負債	7,541
	固定負債	499,586
	株主資本	△582
	資本金	9,600
	資本剰余金	3,600
	資本準備金	3,600
	利益剰余金	△13,782
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△15,282
	（うち当期純損失）	(29,613)
	負債・純資産合計	506,546

第18期決算公告　令和８年９月29日

東京都千代田区内神田二丁目２番５号

株式会社松富士食品

代表取締役　瓦葺　一利

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,172,588
	固定資産	2,974,993
	合計	4,147,582
負債及び純資産の部	流動負債	1,698,600
	（うち賞与引当金）	(49,602)
	固定負債	975,553
	株主資本	1,473,427
	資本金	30,000
	資本剰余金	65,000
	その他資本剰余金	65,000
	利益剰余金	1,378,427
	その他利益剰余金	1,378,427
	（うち当期純利益）	(195,262)
	合計	4,147,582

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

東京都港区愛宕一丁目三番二号

株式会社ぴこねっと

代表取締役　及川　秀悟

第27期決算公告

令和８年10月13日

東京都港区愛宕一丁目３番２号

株式会社ぴこねっと

代表取締役　及川　秀悟

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,409
	固定資産	9,203
	合計	29,612
負債及び純資産の部	流動負債	4,010
	固定負債	2,000
	株主資本	23,602
	資本金	31,000
	利益剰余金	△ 7,397
	その他利益剰余金	△ 7,397
	（うち当期純利益）	(1,833)
	合計	29,612

第23期決算公告

令和８年10月13日

東京都港区芝公園一丁目３番12号

株式会社ウエストブルック・ジャパン

代表取締役　武田　一朗

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	204,612
	固定資産	11,546
	合計	216,158
負債及び純資産の部	流動負債	41,685
	株主資本	174,473
	資本金	10,000
	利益剰余金	164,473
	その他利益剰余金	164,473
	（うち当期純利益）	(58,194)
	合計	216,158

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百五十八万五千七百五十円減少し、減少した金額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

東京都港区芝四丁目七番八号

株式会社トランスファーデータ

代表取締役　村田　佑介

第12期決算公告　令和８年10月13日

東京都港区芝四丁目７番８号

株式会社トランスファーデータ

代表取締役　村田　佑介

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,243,394
	固定資産	771,527
	資産合計	3,014,921
負債及び純資産の部	流動負債	2,385,796
	固定負債	267,096
	株主資本	361,648
	資本金	100,000
	資本剰余金	446,353
	資本準備金	446,353
	利益剰余金	△184,704
	その他利益剰余金	△184,704
	（うち当期純損失）	(73,590)
	新株予約権	381
	負債・純資産合計	3,014,921

第５期決算公告　令和８年10月13日

東京都中央区京橋二丁目７番14号

アーガス・メディア・ジャパン株式会社

代表取締役

スチュアート・ジョン・アシュマン

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	170,027
	固定資産	15,366
	合計	185,393
負債及び純資産の部	流動負債	38,269
	賞与引当金	14,059
	株主資本	147,124
	資本金	49,000
	資本剰余金	49,000
	資本準備金	49,000
	利益剰余金	49,124
	その他利益剰余金	49,124
	（うち当期純利益）	(12,755)
	合計	185,393

第７期決算公告

令和８年10月13日
神奈川県海老名市河原口二丁目12番35号
株式会社神奈川日本語学院
代表取締役　佐野　一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	40,664,798
	固定資産	147,772,111
	繰延資産	6,649,598
	合計	195,086,507
負純資産の債及び部	流動負債	59,746,291
	固定負債	144,348,000
	株主資本	△9,007,784
	資本金	90,000,000
	利益剰余金	△99,007,784
	その他利益剰余金	△99,007,784
	（うち当期純損失）	(3,292,781)
	合計	195,086,507

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千四百万円減少し三千六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日
神奈川県海老名市河原口二丁目一二番三五号
株式会社神奈川日本語学院
代表取締役　佐野　一

第９期決算公告

令和８年７月29日
神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷５－５－３
株式会社Ｉｎｔｒｏ
代表取締役　花木　登

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	98,934
	固定資産	1,321
	資産合計	100,255
負純資産の債及び部	流動負債	26,164
	株主資本	74,090
	資本金	1,000
	利益剰余金	73,090
	その他利益剰余金	73,090
	（うち当期純利益）	(22,343)
	負債・純資産合計	100,255

第４期決算公告

令和８年10月13日
名古屋市西区名駅二丁目34番17号
セントラル名古屋1101号
株式会社ナゴウェブ
代表取締役　鶏冠井悠二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,250
	固定資産	21,870
	資産合計	53,121
負純資産の債及び部	流動負債	7,760
	固定負債	1,136
	株主資本	44,224
	資本金	100
	利益剰余金	44,124
	その他利益剰余金	44,124
	（うち当期純利益）	(12,108)
	負債・純資産合計	53,121

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日
名古屋市西区名駅二丁目三四番一七号
セントラル名古屋一一〇一号
（甲）株式会社ナゴウェブ
代表取締役　鶏冠井悠二
名古屋市中村区名駅三丁目四番一〇号
アルティメイト名駅1st二階
（乙）ＡＩゲディソン合同会社
代表社員　鶏冠井悠二

第79期決算公告

令和８年10月13日
石川県金沢市野町一丁目１番17号
株式会社村井
代表取締役社長　村井　陽子

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,171,276
	固定資産	2,463,049
	繰延資産	171
	資産合計	3,634,496
負純資産の債及び部	流動負債	2,442,806
	固定負債	—
	株主資本	1,191,690
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,171,690
	利益準備金	4,200
	その他利益剰余金	1,167,490
	（うち当期純損失）	(14,955)
	負債・純資産合計	3,634,496

第３期決算公告

令和８年10月13日
東京都港区元赤坂一丁目１番７－807号
PJMFStellar特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	16,656	流動負債	76
流動資産	16,656	固定負債	11,659
その他の資産	443	負債合計	11,735
流動資産	367	純資産の部	
固定資産	10	社員資本	5,364
繰延資産	67	特定資本金	0
		優先資本金	5,125
		剰余金	239
		当期未処分利益	239
		純資産合計	5,364
資産合計	17,099	負債・純資産合計	17,099

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	739
営業費用	500
営業利益	239
営業外収益	1
営業外費用	—
経常利益	241
税引前当期純利益	241
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	239
前期繰越利益	185
優先出資配当額	△185
当期未処分利益	239

第85期決算公告

令和８年10月13日
大阪市中央区船越町二丁目３番６号
村中医療器株式会社
代表取締役　村中　亮太

貸借対照表の要旨（令和８年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,515,493
	固定資産	6,031,742
	合計	27,547,235
負純資産の債及び部	流動負債	10,213,594
	固定負債	1,755,360
	株主資本	15,578,281
	資本金	96,000
	利益剰余金	15,516,926
	利益準備金	36,000
	その他利益剰余金	15,480,926
	（うち当期純利益）	(616,986)
	自己株式	△ 34,645
	合計	27,547,235

第35期決算公告

令和８年９月28日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
株式会社パインランド
代表取締役　松島裕二郎

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,376,402	流動負債	1,311,240
固定資産	19,452,597	固定負債	18,233,391
		負債合計	19,544,632
		株主資本	5,224,769
		資本金	50,000
		利益剰余金	5,174,769
		その他利益剰余金	5,174,769
		評価・換算差額等	59,598
		その他有価証券評価差額金	59,598
		純資産合計	5,284,368
資産合計	24,829,000	負債・純資産合計	24,829,000

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	10,280,971
売上原価	6,395,702
売上総利益	3,885,268
販売費及び一般管理費	2,454,817
営業利益	1,430,451
営業外収益	248,007
営業外費用	620,418
経常利益	1,058,039
特別利益	9,987
特別損失	821,654
税引前当期純利益	246,372
法人税、住民税及び事業税	99,789
法人税等調整額	△ 8,167
当期純利益	154,750

任意清算のお知らせ

2026年10月13日

当社は、英領ヴァージン諸島会社法（BVI Business Companies Act, 2004）第204条第１項(b)に基づき、任意清算に入ったことをお知らせいたします。なお、任意清算開始日は2026年９月２日です。

商号：GLORY FOCUS INTERNATIONAL LIMITED
（任意清算中）
会社番号（2045470）
清算人：Humphry A. Leue
（住所：531 Nottingham Estate, Long Look, PO Box 4754, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands）です。
任意清算人　Humphry A. Leue

第４期決算公告

令和８年10月13日
兵庫県赤穂市西浜町980番地１
ＫＡＮＳＡＩパウダーコーティングス株式会社
代表取締役　一丸　貴人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	760
	固定資産	435
	合計	1,195
負債及び純資産の部	流動負債	956
	固定負債	131
	株主資本	108
	資本金	90
	利益剰余金	18
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	17
	（うち当期純利益）	(7)
	合計	1,195

第18期決算公告

令和８年９月17日
大阪府豊中市大島町二丁目１番29号
信和不動産株式会社
代表取締役社長　前田　裕幸

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,582	流動負債	49,387
固定資産	129,414	固定負債	80,233
		（うち退職給付引当金）	(287)
		株主資本	26,367
		資本金	100
		利益剰余金	26,267
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	26,247
		評価・換算差額等	8
		その他有価証券評価差額金	8
資産合計	155,996	負債・純資産合計	155,996

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	72,814
売上原価	55,499
売上総利益	17,315
販売費及び一般管理費	5,907
営業利益	11,408
営業外収益	770
営業外費用	3,285
経常利益	8,893
特別損失	22
税引前当期純利益	8,871
法人税、住民税及び事業税	2,496
法人税等調整額	575
当期純利益	5,800

第56期決算公告

令和８年10月13日
北九州市門司区新門司一丁目７番14
株式会社九倉
代表取締役　木村　典正

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	710,328
	固定資産	1,466,707
	合計	2,177,035
負債及び純資産の部	流動負債	873,311
	固定負債	32,299
	株主資本	1,268,694
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,208,694
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,193,694
	（うち当期純利益）	(250,950)
	評価・換算差額等	2,731
	有価証券評価差額金	2,731
	合計	2,177,035

第18期決算公告

令和８年10月13日
茨城県龍ケ崎市白羽四丁目５番地９
株式会社ケーティティ
代表取締役　大木　武司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,083,079
	固定資産	6,080,056
	合計	7,163,135
負債及び純資産の部	流動負債	86,129
	固定負債	897,503
	株主資本	6,179,502
	資本金	11,000
	資本剰余金	4,913,080
	資本準備金	4,913,080
	利益剰余金	1,255,421
	その他利益剰余金	1,255,421
	（うち当期純利益）	(1,033,817)
	合計	7,163,135

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十八億九千四百八万七百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日
茨城県龍ケ崎市白羽四丁目五番地九
株式会社ケーティティ
代表取締役　大木　武司

第５期決算公告

令和８年９月28日
京都府相楽郡精華町光台二丁目２番地２
株式会社ＴＳＫ
代表取締役　孫　　恩喆

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,200
	固定資産	4,258
	合計	29,458
負債及び純資産の部	流動負債	20,362
	固定負債	11,036
	株主資本	△26,939
	資本金	40,000
	資本剰余金	262,000
	資本準備金	262,000
	利益剰余金	△328,939
	その他利益剰余金	△328,939
	（うち当期純損失）	(67,342)
	新株予約権	25,000
	合計	29,458

第１期決算公告

令和８年10月13日
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南六丁目４番37―Ｂ―205号
大木ホールディングス株式会社
代表取締役　大木　　亮

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	固定資産	244,604
	資産合計	244,604
負債及び純資産の部	流動負債	2,546
	株主資本	242,058
	資本金	122,302
	資本剰余金	122,302
	資本準備金	122,302
	利益剰余金	△2,546
	その他利益剰余金	△2,546
	（うち当期純損失）	(2,546)
	負債・純資産合計	244,604

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一三三〇万二〇〇〇円、資本準備金の額を一億二二三〇万二〇〇〇円減少し、それぞれ九〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十一月一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十三日
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南六丁目四番三七―Ｂ―二〇五号
大木ホールディングス株式会社
代表取締役　大木　　亮

第51期決算公告

令和８年10月13日
長崎県長崎市元船町２番４号
株式会社セレモニー長崎
代表取締役　柿川　尚孝

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	563
	固定資産	8,571
	合計	9,134
負債及び純資産の部	流動負債	834
	固定負債	7,735
	株主資本	566
	資本金	20
	資本剰余金	23
	その他資本剰余金	23
	利益剰余金	525
	その他利益剰余金	525
	（うち当期純利益）	(13)
	自己株式	△2
	合計	9,134

第12期決算公告

令和８年10月13日
福岡県太宰府市国分一丁目１番41号
株式会社エネライズガス
代表取締役　佐藤　浩幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	108,251,912
	固定資産	506,520,281
	資産合計	614,772,193
負債及び純資産の部	流動負債	30,083,595
	固定負債	321,296,207
	株主資本	263,392,391
	資本金	60,600,000
	利益剰余金	202,792,391
	その他利益剰余金	202,792,391
	（うち当期純利益）	(4,331,682)
	負債・純資産合計	614,772,193

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額につき、五千六十万円減少し、その減少する全額を資本準備金とすることにより、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月十六日であり、株主総会の決議は、令和八年八月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日
福岡県太宰府市国分一丁目一番四一号
株式会社エネライズガス
代表取締役　佐藤　浩幸

第99期決算公告

令和８年10月13日

福岡県久留米市白山町60番地

株式会社ムーンスター

代表取締役社長　井田　祥一

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,213
	固定資産	10,651
	有形固定資産	8,015
	無形固定資産	104
	投資その他の資産	2,531
	資産合計	25,865
負債及び純資産の部	流動負債	13,950
	固定負債	3,678
	退職給付引当金	199
	その他	3,478
	負債合計	17,628
	株主資本	4,547
	資本金	100
	資本剰余金	1,739
	資本準備金	539
	その他資本剰余金	1,200
	利益剰余金	4,004
	利益準備金	141
	その他利益剰余金	3,862
	（うち当期純利益）	(245)
	自己株式	△1,296
	評価・換算差額等	3,688
	その他有価証券評価差額金	544
	繰延ヘッジ損益	354
	土地再評価差額金	2,789
	純資産合計	8,236
	負債・純資産合計	25,865

第９期決算公告

令和８年10月13日

群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬4839番地３

ドグタウン工房株式会社

代表取締役　平井　寧

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,523
	固定資産	40,851
	合計	52,374
負債及び純資産の部	流動負債	7,327
	固定負債	16,441
	株主資本	28,606
	資本金	11,000
	利益剰余金	17,606
	その他利益剰余金	17,606
	（うち当期純利益）	(26,406)
	合計	52,374

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬四八三九番地三　ドグタウン工房株式会社

代表取締役　平井　寧

決算公告

令和８年10月13日

埼玉県さいたま市緑区東浦和五丁目４番地15

株式会社ガンディー

代表取締役　國分　清志

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,931
	資産合計	32,931
負債及び純資産の部	流動負債	224
	固定負債	11,954
	株主資本	20,753
	資本金	1,000
	利益剰余金	19,753
	その他利益剰余金	19,753
	（うち当期純損失）	(6,754)
	負債・純資産合計	32,931

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ウェルネス・ライフフィット（埼玉県さいたま市緑区東浦和五丁目三―二エノモトビル）に対して当社のフィットネスクラブの経営及び運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

埼玉県さいたま市緑区東浦和五丁目四番地一五　株式会社ガンディー

代表取締役　國分　清志

第54期決算公告

令和８年10月13日

東京都中野区上高田三丁目41番８号

有限会社富至エンタープライズ

取締役　千葉　雅和

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,979
	固定資産	58,160
	資産合計	111,140
負債及び純資産の部	流動負債	159
	固定負債	47,693
	株主資本	63,287
	資本金	3,000
	利益剰余金	60,287
	その他利益剰余金	60,287
	（うち当期純損失）	(18,335)
	負債・純資産合計	111,140

合併公告

左記会社は、甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は、甲および乙について令和八年九月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十三日

東京都中野区上高田三丁目四一番八号　（甲）有限会社富至エンタープライズ（商号変更後の商号　株式会社富至エンタープライズ）　取締役　千葉　雅和

東京都中野区上高田三丁目四一番八号　（乙）有限会社シーシーシー　代表取締役　千葉　雅和

第３期決算公告

令和８年10月13日　　東京都港区虎ノ門一丁目12番９号

株式会社野口医学研究所

代表取締役　堤　大造

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	680,633	流動負債	487,963
固定資産	815,463	固定負債	606,275
		（うち退職給付引当金）	(38,275)
		株主資本	548,908
		資本金	150,150
		資本剰余金	150,150
		資本準備金	150,150
		利益剰余金	248,608
		その他利益剰余金	248,608
		（うち当期純利益）	(312,778)
		新株予約権	△147,049
合計	1,496,097	合計	1,496,097

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千十五万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

東京都港区虎ノ門一丁目一二番九号　株式会社野口医学研究所

代表取締役　堤　大造

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

決　算　公　告

令和８年10月13日
札幌市東区北二十一条東十八丁目２―27
株式会社横内建設
代表取締役　横内　晴彦

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,529
	固定資産	2,291
	資産合計	5,821
負純資産債及の部	流動負債	660
	固定負債	20,221
	株主資本	△15,060
	資本金	100
	利益剰余金	△15,160
	その他利益剰余金	△15,160
	（うち当期純損失）	(7,015)
	負債・純資産合計	5,821

決　算　公　告

令和８年10月13日
札幌市中央区大通東二丁目15番１
株式会社コウ建築プラス
代表取締役　横内　晴彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	82,792
	固定資産	7,857
	資産合計	90,649
負純資産債及の部	流動負債	50,840
	固定負債	11,072
	株主資本	28,737
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,737
	その他利益剰余金	18,737
	（うち当期純利益）	(20,139)
	負債・純資産合計	90,649

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十三日
札幌市中央区大通東二丁目一五番一
（甲）株式会社コウ建築プラス
代表取締役　横内　晴彦
札幌市東区北二十一条東十八丁目二―二七
（乙）株式会社横内建設
代表取締役　横内　晴彦

第30期決算公告

令和８年10月13日
東京都千代田区神田猿楽町二丁目１番８号
株式会社日本電卓教育普及会
代表取締役　安部　辰志

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	67,209
	固定資産	76
	合計	67,285
負純資産債及の部	流動負債	135
	株主資本	67,149
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,149
	その他利益剰余金	57,149
	（うち当期純損失）	(6,840)
	合計	67,285

第48期決算公告

令和８年10月13日
東京都千代田区西神田一丁目２番10号
大原出版株式会社
代表取締役　中川　和久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,194,418
	固定資産	3,139,155
	繰延資産	5,994
	合計	7,339,569
負純資産債及の部	流動負債	2,192,493
	固定負債	300,000
	株主資本	4,847,075
	資本金	46,000
	利益剰余金	4,807,205
	その他利益剰余金	4,807,205
	（うち当期純利益）	(872,920)
	自己株式	△6,129
	合計	7,339,569

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十三日
東京都千代田区西神田一丁目二番一〇号
（甲）大原出版株式会社
代表取締役　中川　和久
東京都千代田区神田猿楽町二丁目一番八号
（乙）株式会社日本電卓教育普及会
代表取締役　安部　辰志

第32期決算公告

令和８年10月13日
新潟県新潟市南区下曲通29番地
株式会社ハラジン
代表取締役　原　　正行

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,165
	固定資産	22,997
	合計	41,163
負純資産債及の部	流動負債	2,963
	固定負債	20,019
	株主資本	18,179
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,179
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,679
	（うち当期純損失）	(4,556)
	合計	41,163

第29期決算公告

令和８年10月13日
新潟県新潟市南区下曲通320番地１
株式会社スーパージャングル
代表取締役　原　　正行

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	260,821
	固定資産	342,199
	合計	603,020
負純資産債及の部	流動負債	186,417
	固定負債	329,405
	株主資本	87,198
	資本金	3,000
	利益剰余金	84,198
	その他利益剰余金	84,198
	（うち当期純利益）	(42,129)
	合計	603,020

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月十四日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十三日
新潟県新潟市南区下曲通三二〇番地一
（甲）株式会社スーパージャングル
代表取締役　原　　正行
新潟県新潟市南区下曲通二九番地
（乙）株式会社ハラジン
代表取締役　原　　正行

第1期決算公告

令和８年10月13日
東京都千代田区麹町二丁目10番地３
エキスパートオフィス麹町
株式会社プラベスト・ジャパン
代表取締役　杉山　　久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	985
	固定資産	110
	合計	1,095
負純資産債及の部	流動負債	3,176
	株主資本	△2,081
	資本金	2,500
	利益剰余金	△4,581
	その他利益剰余金	△4,581
	（うち当期純損失）	(4,581)
	合計	1,095

第16期決算公告

令和８年10月13日
東京都千代田区平河町二丁目12番２号
株式会社未来マネジメント
代表取締役　杉山　　久

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,447
	固定資産	883
	合計	12,331
負純資産債及の部	流動負債	7,610
	固定負債	13,072
	株主資本	△8,351
	資本金	7,500
	利益剰余金	△15,851
	その他利益剰余金	△15,851
	（うち当期純損失）	(1,802)
	合計	12,331

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月十三日
東京都千代田区平河町二丁目一二番二号
（甲）株式会社未来マネジメント
代表取締役　杉山　　久
東京都千代田区麹町二丁目一〇番地三
エキスパートオフィス麹町
（乙）株式会社プラベスト・ジャパン
代表取締役　杉山　　久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

川崎市高津区坂戸三丁目一六番一号
（甲）ＲＯＹ株式会社
代表取締役　大石　竜次

大阪府箕面市桜井二丁目一〇番一八号
（乙）ホームレスキュー株式会社
代表取締役　大石　竜次

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 13 日

大阪府箕面市桜井二丁目10番18号
ホームレスキュー株式会社
代表取締役　大石　竜次

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,640
	固定資産	2,174
	合計	5,814
負純資産債及の部び	流動負債	12,416
	固定負債	2,360
	株主資本	△8,961
	資本金	10,000
	利益剰余金	△18,961
	その他利益剰余金	△18,961
	（うち当期純損失）	(44,068)
	合計	5,814

第 17 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 13 日

川崎市高津区坂戸三丁目16番１号
ＲＯＹ株式会社
代表取締役　大石　竜次

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,447,591
	固定資産	550,713
	合計	1,998,304
負純資産債及の部び	流動負債	995,577
	固定負債	661,435
	株主資本	341,291
	資本金	90,000
	利益剰余金	251,291
	その他利益剰余金	251,291
	（うち当期純利益）	(56,369)
	合計	1,998,304

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

石川県金沢市太陽が丘二丁目三番地
（甲）ＡＩ for Human Ｓｃｉｅｎｃｅ株式会社
代表取締役　武田　幸男

石川県金沢市太陽が丘二丁目一番地
（乙）リガード株式会社
代表取締役　皆口　倫子

第 10 期決算公告　令和８年10月13日

石川県金沢市太陽が丘二丁目１番地
リガード株式会社
代表取締役　皆口　倫子

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	21
	繰延資産	268
	合計	289
負純資産債及の部び	流動負債	4,943
	株主資本	△4,654
	資本金	7,000
	利益剰余金	△11,654
	その他利益剰余金	△11,654
	（うち当期純損失）	(49)
	合計	289

第 10 期決算公告　令和８年10月13日

石川県金沢市太陽が丘二丁目３番地
ＡＩ for Human Ｓｃｉｅｎｃｅ株式会社
代表取締役　武田　幸男

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,538
	繰延資産	268
	合計	2,806
負純資産債及の部び	流動負債	186
	固定負債	—
	株主資本	2,619
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,380
	その他利益剰余金	△2,380
	（うち当期純損失）	(94)
	合計	2,806

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

愛知県海部郡大治町大字堀之内字苗代
四三九番地二
（甲）株式会社カネパック
代表取締役　金子　大八

愛知県海部郡大治町大字北間島字屋敷
一二一番地
（乙）株式会社金子紙器製作所
代表取締役　金子　大八

第 66 期決算公告　令和８年10月13日

愛知県海部郡大治町大字北間島字屋敷121番地
株式会社金子紙器製作所
代表取締役　金子　大八

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	38,099
	固定資産	9,636
	合計	47,735
負純資産債及の部び	流動負債	3,443
	固定負債	561
	株主資本	43,731
	資本金	1,000
	利益剰余金	42,731
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	42,481
	（うち当期純損失）	(124)
	合計	47,735

第 11 期決算公告　令和８年10月13日

愛知県海部郡大治町大字堀之内字苗代439番地２
株式会社カネパック
代表取締役　金子　大八

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	59,704
	固定資産	27,849
	合計	87,554
負純資産債及の部び	流動負債	14,998
	固定負債	49,731
	株主資本	22,824
	資本金	5,000
	利益剰余金	17,824
	その他利益剰余金	17,824
	（うち当期純利益）	(6,634)
	合計	87,554

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

埼玉県新座市野火止二丁目八番九号
（甲）株式会社雄進印刷
代表取締役　深川　竜太

東京都中野区鷺宮六丁目二八番三五号
（乙）株式会社ピスコ
代表取締役　深川　竜太

第 55 期決算公告　令和８年10月13日

東京都中野区鷺宮六丁目28番35号
株式会社ピスコ
代表取締役　深川　竜太

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	92,898
	固定資産	18,498
	合計	111,396
負純資産債及の部び	流動負債	109,600
	固定負債	25,617
	退職給付引当金	1,313
	株主資本	△23,822
	資本金	20,000
	利益剰余金	△43,822
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△48,822
	（うち当期純損失）	(57,367)
	合計	111,396

第 46 期決算公告　令和８年10月13日

埼玉県新座市野火止二丁目８番９号
株式会社雄進印刷
代表取締役　深川　竜太

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	163,400
	固定資産	1,037,286
	合計	1,200,686
負純資産債及の部び	流動負債	101,959
	固定負債	855,387
	株主資本	243,339
	資本金	11,000
	利益剰余金	232,339
	その他利益剰余金	232,339
	（うち当期純利益）	(2,976)
	合計	1,200,686

第 25 期 決 算 公 告

令和８年10月13日　東京都港区赤坂八丁目５番32号
株式会社フォーデジット
代表取締役　田口　亮

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,135,972	流動負債	422,531
固定資産	1,178,930	固定負債	94,276
繰延資産	0	株主資本	1,783,280
		資本金	45,625
		資本剰余金	35,625
		資本準備金	35,625
		利益剰余金	1,702,030
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	1,702,030
		（うち当期純利益）	(322,566)
		評価・換算差額等	14,814
		その他有価証券評価差額金	14,814
資産合計	2,314,902	負債・純資産合計	2,314,902

第 26 期 決 算 公 告

令和８年10月13日
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ジー・プラン株式会社
代表取締役　滝山　義隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,711	流動負債	5,013
固定資産	175	賞与引当金	87
有形固定資産	—	ポイント引当金	204
投資その他の資産	175	固定負債	134
		退職給付引当金	115
		株主資本	5,738
		資本金	296
		資本剰余金	445
		資本準備金	445
		利益剰余金	4,997
		その他利益剰余金	4,997
		（うち当期純利益）	(4,299)
資産合計	10,886	負債・純資産合計	10,886

第 14 期 決 算 公 告

令和８年９月24日　名古屋市中村区名駅三丁目２番３号
対松堂名駅ビル
ＲＩＴＡエレクトロニクス株式会社
代表取締役　原　和幸

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,279	流動負債	2,140
固定資産	1,815	賞与引当金	58
		製品保証損失引当金	9
		固定負債	239
		株主資本	4,714
		資本金	350
		資本剰余金	1,050
		資本準備金	599
		その他資本剰余金	450
		利益剰余金	3,314
		その他利益剰余金	3,314
		（うち当期純利益）	(281)
資産合計	7,094	負債・純資産合計	7,094

第 3 期 決 算 公 告

令和８年10月13日　横浜市戸塚区上矢部町926番地
ＪＡＳ株式会社
代表取締役　松岡　力

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,340,000	流動負債	1,457,975
固定資産	1,371,940	賞与引当金	60,725
		固定負債	975,959
		退職給付引当金	48,953
		役員退職慰労引当金	40,618
		株主資本	278,006
		資本金	15,000
		利益剰余金	263,006
		利益準備金	300
		その他利益剰余金	262,706
		（うち当期純利益）	(212,186)
資産合計	2,711,941	負債・純資産合計	2,711,941

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「ユアーズＰっとカード」の令和八年十月十二日で利用終了に伴い、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号〉株式会社萩見綜合食品センター事務所

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉
ユアーズＰっとカード

〈払戻しの申出期間〉令和八年十月十三日午前九時〇〇分～令和九年二月二十八日午後五時〇〇分まで

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

〈お問い合わせ先〉北海道稚内市富岡一丁目四番一一号　株式会社萩見綜合食品センター事務所　手作り惣菜工場　萩食
電話〇一六二―三三―六四〇一（土、日、祝祭日は除く）

第 57 期 決 算 公 告

令和８年10月13日　長崎県長崎市稲佐町２番２号
株式会社メモリード
代表取締役　吉田　昌敬

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,905	流動負債	8,734
固定資産	57,199	（賞与引当金）	(42)
繰延資産	0	固定負債	53,481
		（退職給付引当金）	(437)
		（役員退職慰労引当金）	(249)
		（雑収入復活引当金）	(160)
		負債合計	62,215
		株主資本	3,686
		資本金	650
		資本剰余金	250
		資本準備金	250
		利益剰余金	2,786
		その他利益剰余金	2,786
		評価・換算差額等	204
		その他有価証券評価差額金	204
		純資産合計	3,890
資産合計	66,106	負債・純資産合計	66,106

損益計算書の要旨
（自　令和７年６月30日　至　令和８年５月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	23,488	経常利益	940
売上原価	9,672	特別利益	43
売上総利益	13,815	特別損失	807
販売費及び一般管理費	12,346	税引前当期純利益	176
営業利益	1,469	法人税、住民税及び事業税	94
営業外収益	392	法人税等調整額	△ 21
営業外費用	921	当期純利益	102

第 57 期 決 算 公 告

令和８年10月13日　佐賀県佐賀市天神一丁目１番24号
株式会社ルクール
代表取締役　田中　広敏

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	90	流動負債	7
固定資産	181	固定負債	90
		（雑収入復活引当金）	(0)
		負債合計	97
		株主資本	174
		資本金	75
		利益剰余金	99
		利益準備金	15
		繰越利益剰余金	84
		（うち当期純利益）	(4)
		純資産合計	174
資産合計	271	負債・純資産合計	271

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億二千二百七十八万千七百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年十月十三日

大阪府茨木市沢良宜西二丁目一七番二九号
橋本フーズ株式会社
代表取締役　田村　美紀（橋本　美紀）

第47期決算公告　令和８年10月13日
大阪府茨木市沢良宜西二丁目17番29号
橋本フーズ株式会社
代表取締役　田村　美紀（橋本　美紀）

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	159,069
	固定資産	1,215,580
	合計	1,374,649
負純資産及び部	流動負債	4,629
	固定負債	435,587
	株主資本	934,433
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,231,183
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,226,183
	（うち当期純損失）	(182,331)
	自己株式	△346,750
	合計	1,374,649

第 14 期 決 算 公 告

令和８年10月13日
東京都港区虎ノ門五丁目９番１号
株式会社ジェネストリーム
代表取締役　秋貞　雄大

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,012
	固定資産	12,362
	合計	102,375
負純資産及び部	流動負債	6,557
	株主資本	95,818
	資本金	56,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△10,182
	その他利益剰余金	△10,182
	（うち当期純利益）	(21,361)
	合計	102,375

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千百四十五万五千八百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十三日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号
株式会社ジェネストリーム
代表取締役　秋貞　雄大

第 47 期 決 算 公 告

令和８年10月13日
神戸市中央区加納町四丁目６番３号
株式会社セラーハウス
代表取締役　北野　泰造

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	282,516
	固定資産	95,592
	合計	378,109
負純資産及び部	流動負債	92,445
	株主資本	285,664
	資本金	20,000
	利益剰余金	265,664
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	263,564
	（うち当期純利益）	(46,892)
	合計	378,109

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十三日

（甲）神戸市中央区加納町四丁目六番三号
株式会社セラーハウス
代表取締役　北野　泰造

（乙）神戸市北区惣山町一丁目一〇番一五号
有限会社セラーハウス
代表取締役　北野　泰造

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月十三日

（甲）東京都品川区南大井六丁目二六番三号
大森ベルポートD館四階
株式会社村上商会
代表取締役　村上　竜也

（乙）東京都西多摩郡日の出町大字平井二四番地一
株式会社ダブリュー・ツー
代表取締役　村上　竜也

第 63 期決算公告　令和８年10月13日
東京都品川区南大井六丁目26番３号
大森ベルポートＤ館４階
株式会社村上商会
代表取締役　村上　竜也

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,782,992
	固定資産	4,006,387
	合計	6,789,379
負純資産及び部	流動負債	1,856,205
	固定負債	3,134,699
	退職給付引当金	148,347
	株主資本	1,798,474
	資本金	46,000
	利益剰余金	1,752,474
	利益準備金	18,958
	その他利益剰余金	1,733,516
	（うち当期純利益）	(161,178)
	合計	6,789,379

第 37 期 決 算 公 告

令和８年10月13日

東京都西多摩郡日の出町大字平井24番地１

株式会社ダブリュー・ツー

代表取締役　村上　竜也

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	117,198
	固定資産	189,189
	繰延資産	3,030
	資産合計	309,418
負債及び純資産の部	流動負債	344,055
	固定負債	53,902
	負債合計	397,957
	株主資本	△88,539
	資本金	20,000
	資本剰余金	84,830
	資本準備金	20,000
	その他資本剰余金	64,830
	利益剰余金	△193,370
	利益準備金	930
	その他利益剰余金	△194,300
	（うち当期純損失）	(155,884)
	純資産合計	△88,539
	負債・純資産合計	309,418

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月22日

北海道札幌市中央区南二条西一丁目３番地

北専ビル６階

株式会社Ｄ２　Ｇａｒａｇｅ

代表取締役　小瀧　　聡

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	122,290
	合計	122,290
負債及び純資産の部	流動負債	16,706
	（賞与引当金）	(1,765)
	固定負債	179
	株主資本	105,017
	資本金	107,000
	資本剰余金	107,000
	資本準備金	107,000
	利益剰余金	△108,983
	その他利益剰余金	△108,983
	（うち当期純損失）	(33,379)
	評価・換算差額等	388
	その他有価証券評価差額金	388
	合計	122,290